

平成29年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

平成29年3月1日（水）

開議 午後 1時30分

延会 午後 3時59分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成28年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 6 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 4号 森町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 5号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 6号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 7号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 8号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 9号 森町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について
- 15 議案第10号 平成28年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 16 議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第12号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第13号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 19 議案第14号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 20 議案第15号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第16号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

- 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 2 4 議案第 1 9 号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第 2 0 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度森町一般会計予算
- 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 2 6 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について
- 2 7 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 2 8 同意第 3 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 2 9 同意第 4 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 3 0 同意第 5 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 3 1 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 3 2 発議第 1 号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 3 3 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 3 4 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について
- 3 5 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 3 6 意見書案第 1 号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意
見書
- 3 7 意見書案第 2 号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意
見書
- 3 8 意見書案第 3 号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 3 9 議員の派遣について
- 4 0 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16 番 野 村 洋 君 副議長 1 番 三 浦 浩 三 君

2 番 菊 地 康 博 君
 4 番 黒 田 勝 幸 君
 6 番 檀 上 美緒子 君
 8 番 佐々木 修 君
 10 番 久 保 友 子 君
 12 番 西 村 豊 君
 14 番 松 田 兼 宗 君

3 番 加 藤 進 君
 5 番 山 田 誠 君
 7 番 河 野 文 彦 君
 9 番 小 杉 久美子 君
 11 番 木 村 俊 広 君
 13 番 堀 合 哲 哉 君
 15 番 宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	佐々木 陽市郎 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	菊 池 一 夫 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	山 田 真 人 君
収納管理課長	池 田 仁 志 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
水 産 課 参 事	岩 瀬 英 一 君
商工労働観光課長	寺 澤 英 樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂原支所長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	

兼地域振興係長	角 野 雄 平 君
兼町民サービス課長	伊 賀 野 美 子 君
兼町民・年金係長	若 松 幸 弘 君
保健対策課長	香 田 隆 君
教 育 長	安 藤 仁 君
学校教育課長	宮 崎 弘 光 君
社会教育課長	中 島 将 尊 君
兼公民館長	澤 田 勝 則 君
図書館長	渡 邊 義 教 君
生涯学習課長	金 丸 孝 也 君
生涯学習課参事	金 丸 義 樹 君
兼生涯学習係長	柏 渕 茂 君
兼体育館長	坂 田 明 仁 君
兼青少年会館長	石 島 則 幸 君
給食センター長	小 松 裕 章 君
さくらの園・園長	山 下 英 一 君
病院事務長	澁 谷 成 輝 君
上下水道課長	東 谷 直 樹 君
上下水道課参事	
消 防 長	
消 防 次 長	
兼庶務課長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事務局 長	藤 田 司 志 君
次 長	村 本 政 君
議事係 長	
庶務係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成28年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 2 議案第 1 号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

- 8 議案第 7 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 8 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 9 号 森町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について
- 11 議案第 10 号 平成 28 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）
- 12 議案第 11 号 平成 28 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 13 議案第 12 号 平成 28 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 13 号 平成 28 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 15 議案第 14 号 平成 28 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 16 議案第 15 号 平成 28 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 17 議案第 16 号 平成 28 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 18 議案第 17 号 平成 28 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 19 議案第 18 号 平成 28 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成29年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切つて入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、菊地康博君、議席3番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月15日までを予定しております。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

12月会議以降、今日に至るまでの重立った活動などについてご報告申し上げます。

なお、町内行事、町外行事の重立ったものを参考資料としてお配りしておりますので、

ご参照いただきたいと思います。

まず、1点目は、関係機関との間で災害時の物資供給と地域の見守り協定を締結したことについてであります。先般2月13日、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと2つの連携協定を締結しました。1つ目の災害時の物資供給及び店舗営業の継続、または早期再開に関する協定は、災害時に相互に協力して食料等の供給を行い、町民生活の早期安定を図ることを目的としております。2つ目の森町地域見守り活動に関する協定は、高齢者宅等において異変を察知した場合に森町に対し情報提供をするものであり、緊急を要する場合は警察等に連絡し、悲惨な事故や孤立死等を防止することを目的としております。また、日本郵便株式会社と2月16日に締結いたしました地域における協力に関する協定につきましては、3つの基本協定が柱となっております。町民に何らかの異変が起きたことに気づいた場合や町内の道路に損傷等が確認された場合、また町内に不法投棄が疑われる廃棄物を発見した際などに森町の関係部局へ情報提供をしていただく内容となっており、緊急を要する場合には直接警察、消防へ通報していただくこととしております。これらの協定の締結により町民の皆様の安全で安心、快適な生活環境の充実により一層つながると考えております。

2点目は、北海道新幹線トンネル工事に伴う発生土についてであります。昨年末、12月21日に工事主体の鉄道建設運輸施設整備支援機構が来庁し、北海道新幹線札幌延伸に向け建設が進む立岩トンネルの掘削残土の処分地に八雲町栄浜地区の民有地を受け入れ候補地として検討中であると町へ説明がありました。この栄浜地区の受け入れ候補地は、町道三岱1号線入り口から約8キロメートルの地点にあり、森町三岱地区と隣接し、八雲町と森町の行政境に位置いたします。この受け入れ候補地に決定された場合には、有害な重金属が含まれる要対策土の運搬が行われることとなり、北東約1.3キロメートル地点に濁川地区へ水道水を供給するための井戸2本が存在することや基幹産業である漁業や濁川地区等の農作物に風評被害のおそれがあることなどから、町としてはこの候補地への受け入れに反対の意向を伝えております。現在濁川町内会並びに農業関係団体が農作物への風評被害のおそれなどから反対の意思を示しているところであり、漁業関係団体よりも同様に反対の意思が届けられていることから、町としてこれらの要請に添えていく考えであります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成28年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成28年度森町一般会計補正予算の第10回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,549万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ110億5,989万1,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページ、7 ページの歳出ですが、款8 土木費の除雪業務委託料と建設機械借り上げ料は、今年1月の降雪による除雪対策により予算不足が懸念されたため、2月以降の不測の事態に対応するため予算を補正したものです。

また、4 ページ、5 ページの歳入では、所要財源として全額財政調整基金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） それでは、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、第1条、森町税条例の一部改正の改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきまして、資料の1として新旧対照表を提出しておりますので、ごらん願います。2ページをお開きください。第36条の2第1項の改正は、

特定非営利活動促進法の改正により仮認定特定非営利活動法人の名称が変更されたことに伴う規定の整備を行うものであります。

3 ページの附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限が2年間延長されたことに伴う規定の整備を行うものであります。

続いて、4 ページからの2条関係でございますが、主な内容は軽自動車税及び法人の町民税に関する改正でございます。ご説明する上でページが前後いたしますが、あらかじめご了承ください。まず、4 ページ上段及び5 ページ下段の第18条の3、第19条の改正は、いずれも軽自動車税環境性能割の創設に伴うもので、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正及び環境性能割の規定を追加の上、条文の整理を行うものであります。

次に、4 ページ下段及び13 ページ中段になります。附則第16条の改正は、平成28年度に実施いたしました軽自動車税のグリーン化特例を1年間延長し、平成29年度においてもこの特例を適用すること及び軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う規定の整備を行うものであります。

続きまして、5 ページ下段、第34の4は、町民税、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げる規定でございますが、この実施時期につきましては平成31年10月1日以降に開始する事業年度からの適用となります。

次に、第80条の改正は、環境性能割及び種別割の納税義務者を規定したものでございます。

6 ページ中段、第81条は、軽自動車税のみなし課税についての規定。

7 ページ、第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に関する非課税の範囲を規定したものでございます。

同じく7 ページの第81条の3から9 ページの第81条の8につきましては、環境性能割に係る課税標準、税率、徴収方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免に関する規定となっております。

次に、9 ページ中段、第82条から10 ページの第83条、第85条、11 ページ、第87条から第91条、この改正につきましてはいずれも現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正及び法改正に合わせて文言の整理と規定の整備を行うものであります。

続きまして、12 ページ、附則第15条の2及び第15条の3は、環境性能割の賦課徴収及び減免について、当分の間北海道知事が行うことを特例として規定するものであります。

附則第15条の4につきましては、環境性能割の申告納付について、当分の間北海道知事に対して行うことを特例として規定するものです。

次に、附則第15条の5、環境性能割の賦課徴収事務に係る取り扱い費を町から北海道に交付する規定を定めたものであります。

附則第15条の6は、環境性能割について、当分の間税率の上限を2%に抑える特例を規定したものであります。

続きまして、14 ページ、附則第6条につきましては、軽自動車税を種別割に名称変更す

ることに伴う規定の整備を行うものであります。

15ページから17ページにつきましては、施行期日と経過措置となっております。経過措置といたしましては、町民税、法人税割の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割に関しましては平成31年10月1日、軽自動車税の種別割に関する部分は平成32年度以降の年度分の軽自動車税について適用となります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第2号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（島田宏信君） 議案第2号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

裏面をごらんください。提案内容ですが、資料2の新旧対照表で説明いたします。提案内容ですが、平成29年3月31日をもちまして港町保育所と鷺ノ木保育所の2カ所を閉所するため、第3条の定員と別表の名称、1から港町保育所と鷺ノ木保育所を削除しようとするものです。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

○9番（小杉久美子君） ただいまの資料説明で確認させていただきます。

港町保育所、鷺ノ木保育所、定員数計90名、一気90名に削減した、今までの調査の経緯といえますか、そういうことを確認させてください。どのような調査でこのようになった

のか。それと、今後3施設になるわけですが、210名で今後も対応していけるのかどうか、その辺もあわせてお聞かせください。

○住民生活課長（島田宏信君） まず、定員につきましては、港町は20人ぎりぎり、鷺ノ木につきましては20人を割る定員になっておりました。そのため、コンパクトに3つにすることによって、保育事業の延長保育等のサービスを拡充するために3つにしたものでございます。定員につきましては、5カ所のときと3カ所のときでは同じ定員となっておりますので、今の3つの体制で対応はできると思っております。

○9番（小杉久美子君） 今の課長説明ですと、定員は同じだと言いますが、実際には5つの保育所の定員で計算すればわかると思います。300名ですね。それが改正することで210名、90名の減になっているわけです。また、聞くところによりますと、今年待機者が出たという声も届いております。そのことで、また待機者に対して、今年入れない、そのような子供たちにこれから町として今後どのような対応をしていけるのか、その辺も含めてお聞きします。

○住民生活課長（島田宏信君） 定員につきましては、平成27年度から子育ての新制度が始まりまして、定員数につきましては全体で利用定員ということで190名となっております。

それから、待機児童の件ですが、今のところ受け付けた段階で二、三名の方が遠慮を願っております。それにつきましては、定員がオーバーしていることと、ちょっと言いづらいですが、障がい者の関係もありまして、ちょっと目が届かないということでお断りしております。ただ、今後その子供たちに対しまして体験入園をさせまして判定を再度したいと思っております。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 今この改正案では定員が210名なのですが、今の説明の中で、そしてまた実際に今年利用定員が190名ということで30名の差があるのですが、これはどういったことになるのでしょうか。これが210名でやれば、今言われた断ったという方々も含めて入所可能になるのではないかなと思うのですが。

○住民生活課長（島田宏信君） 210名というのは、多分認可定員だと思いますが、先ほど言いましたように平成27年度からは利用定員の設定ができまして、その中で全体で190名となっております。

○議長（野村 洋君） だから、入れられたのではないかと……

○住民生活課長（島田宏信君） 申しわけありません。

総体的な定員数は昨年と全く変わっておりませんので、可能だと思います。

○6番（檀上美緒子君） ですから、そしたら利用定員の中身を言うていただければいいと思うのです。例えば未満児であれば定数の関係で少ないから210ではなくて、そういう計算でいくと190になるということなのかなというふうに思っているのですが、この条例的にいけば210名を定員として認めているわけですね。だけれども、今の話では利用

定員としては190なのだと。そこの20の誤差というのは、どう解釈したらいいのかということなのです、聞きたいのは。

○住民生活課長（島田宏信君） 大変申しわけありませんけれども、条例にのっている定員数につきましては認可定員になっておりますので、先ほども言っていますが、平成27年度より新しい制度ができましたので、その際には認可定員ではなく利用定員という、実際の利用定員を定めております。その定めた経緯につきましては、森町子ども・子育て支援策定計画の中でやっております。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） そしたら、条例的に利用定員という形できちんとうたわなくても構わないものなのですか。そこの部分が認可という形でやっていて、それにできるだけ利用定員を合わせるというような努力がされるのであれば、特に今先ほどの小杉議員の話でもあったのですが、希望されている方に二、三人お断りされたというご答弁もありましたので、そこの部分をやっぱり幾らかでもフォローする体制に努力する、そういう姿勢をはっきりさせる上でも、また不可能であれば不可能なりのきちんとした条例として形としてまとめる必要はないのかなというふうに思うのですが。

○住民生活課長（島田宏信君） 条例の定員につきましては、認可された定員でございます。それで、同じことになりますが、平成27年度に森町子ども・子育て支援計画を作成した際に、そのときに利用定員というものが出てきて、これは国の定めによるものです。その中で認可定員と同じにするのではなく、実際の利用人員を見て利用定員を決めております。その現状のときには、180人を割っていたのが現状です。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今課長の話、ほとんど理解できないようだから、認可定員の今条例でやるのだけれども、それと子育て支援計画に基づいての実施の利用者、合わせて何人できるかということを行ったほうがいいです。全体で何人保育所に入れられるのか。だから、それをわからないと、今聞いていても全然質問している人わからないです。だから、この3つ、今まで300人いたものが、今度条例で認可保育の部分が210になりましたよと。そのほかに、あと子育て支援計画に基づいて利用できる保育児童は何人できるかと言えばわかる。それ、ちょっと言ってください。

○住民生活課長（島田宏信君） 利用定員につきましては、先ほども申し上げましたが、平成27年度の森町子ども・子育て支援計画の中で定めております。その数の定めにつきましては、アンケート調査等を行いまして、その後森町子供会議にかけて利用定員を決めております。ですから、今後もし人員が足りないというのであれば、利用定員の見直しは可能でございます。

○5番（山田 誠君） そうしますと、今いろいろ話出て、一応今の認可の部分でお断りされた、要するに待機児童の方々も見直しすれば入所できるという理解でよろしいですか。

○住民生活課長（島田宏信君） 定員を増やしたからなるということではなく、昨年も申

していますが、保育士の確保がなければ手が届かないというのが現状でございます。ですから、保育士の確保ができましたら見ることは可能だと思われれます。

○5番（山田 誠君） 先ほど障がい者だとか、子育て計画の中の利用者が後で入れるような状態にもなるような言い方したのですけれども、課長、もう少しわかりやすく言ったほうがいいです。やっぱり断られたら、その方々はどこへ入ればいいのかという不安もあるわけ。入れないという危機感もある。だから、今の課長の話も聞いていけば、絶対増えるということでもないわけね。保育士がいなければできないよということになれば、受けられないわけだ。そういうことでなくて、政策的に來た方は全員受けるのだよと。森町は保育児童は全部受けますよという考え方でないと、ちょっと疑義が出てくる可能性が高い。だから、どこへ行けばいいのだということになる。この3つしかないわけですね。森保育所、新川、尾白内。したら、あとのこの方々はどこへ行けばいいのだということになるから、もう少し一般の方々にもわかりやすく理解できるような説明をしないと混乱を招くおそれがあるので、先ほどから話出ているように断られて入れないよという子供もいるわけですから、その辺もう少しみ砕いて説明したほうがよろしいかなと思いますけれども、もう一度お願いします。

○住民生活課長（島田宏信君） 保育所の現状といたしましては、保育士の数が必要ですので、その確保がなった場合には児童の増員をすることは可能となります。また、保育所、幼稚園だけではなく、障がい者についても関係課と協議しまして、今後も定員がオーバーする可能性がありますので、町全体で障がい者なりの関係も考えていきたいと思っております。

○12番（西村 豊君） 今町の保育所で障がい者の持っている人方を受け入れできないのか、これちょっと教えて。できるのかできないのか。

○住民生活課長（島田宏信君） 正確に障がい保育というのは町では行っておりません。ただ、今まで定員があいていることがありますので、保育士の中で見れる状態であれば、今まではほとんど受けております。ただ、今回は利用定員がオーバーしたためにそこまで手が回らないというのが現状でございます。

以上です。

○12番（西村 豊君） 今募集から2人が多いというのでしょうか。その2人の中に2人が障がい者入っているのかな。それで、前年度とかその前の年に障がい者の方を受けているのでしょうか。受けているのだよね。そうすると、この障がい者を持っている人方の親の気持ちはわかるのだ。これで仕事も手につかないくらい毎日悩んでいるわけ、この2人が。この2人の家族の人方が悩んでいるわけだ、毎日どうしよう、どうしようと。これ町長、何とかならないものか。2人のために、仕事も手につかないのだよね。将来の子供のために悩んでいるわけ。何とかこの2人だけを……それで去年は受けているわけ。受けていないのだったらいいのだけれども、受けているでしょうという話なの、その人方の家族は。何で今年2人オーバーしたからって受け入れできないの。そして、今回ゼロ歳からか、1歳

からか、その辺の所得制限もなかったか、受けるのに。

○議長（野村 洋君） 西村議員、端的に。

町長に答弁を求める。

○12番（西村 豊君） 求める。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えをいたします。

まず、先ほど小杉議員のほうからご質問ございました鷺ノ木、港町の閉所と今回の児童が入所できない、収容ができないということは別な話でございまして、この閉所は閉所として皆さん方にご提案させていただくということでお願いをいたします。

また、実際の利用定員が今現在のところ、先ほど課長から答弁ありましたように190名しかいない。現場では190名の人数しか見れない。そういう状況の中で、昨年4月から執行させていただきました2番目以降の子供さんの無料化におきまして、想定以上の子供さんが今来ております。これは、私の政策的なことの中ではかなり、こんなに来るということは逆にうれしいことでもありましたけれども、それに対応する現場の状況、鷺ノ木と港町を閉所した中でその先生を確保して十分対応できるなと思ったのですが、若干の今2名の入所できない、そういう環境が生まれたと。これについては、親御さんにも大変、一昨日私もお会いさせていただいてお話しした中では私からおわびを申し上げました、予定外のことであったということで。その中で今後どういうふうにしていくかという話し合いも少しさせていただいた中で、まず今大変子供が施設の中で混み合っております。そこに体験入所をしていただいて、その中できちんとその子が保育できるかどうか。もしくは、ほかの子たちも先生がちゃんと見る事が可能かどうか、これを今やろうとしております。これは、今担当課のほうで日にちと、それから現場の先生方ときちんと協議をされた中で進めていこうと、そういうふうに思っております。それと同時に、お母さん方のほうでも若干の、昼食ですとか、もしくは何かイベント、催事があったときには当然手がかかるというのはご存じですから、そういうときには応援をしていただくと。条件的なものは、その中でまず何日間か体験をしていただいて、そして入所が可能、ほかの子たちも入所を希望されている方もちゃんと保育が可能であれば、これは4月から入所させたいと、そういう方向で今現在進んでおります。まず、そういうことで入所させないということではなくて、入所するためにどうしたらいいか。先ほど島田課長のほうからも答弁ありましたけれども、最近ほかの地域でも保育所の先生が足りない、それから待機児童が大変多いということで、保育所の先生、募集してもなかなか確保ができないのが現状です。保育所の先生が確保で

できれば、もっと余裕を持って全ての町の子たちを受け入れ可能だと思いますので、これについては随時これから先生の確保に努めるとともに、今問題にされております入所できなかった子たちについては今体験入所をさせる準備で進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○12番（西村 豊君） 町長、今先生が足りないと言われた。だけれども、保育所の先生、2カ所やめたら余ってこないか、この人方。その中の誰か1人と、事情を言うなり、いろいろやめた人、定年した人がもう一度やるといったら相当勇気が要るみたい。先生方には先生方の理由があるみたいで、なかなか集まらないというのもわかるのだ。だけれども、もし先生が見つければできますよ。見つからなかったらどうするという話になってしまう、そうしたら。春までに見つかればいい。もう時間もないのだ。それよりも、この2カ所からやめた先生、退職する先生、この人にもう一度お願いして協力してもらえないかということも話しするのも案かなと思う。何とか、4月が若干おくれるのはいいけれども、確保したらやりますよというのだったら、その辺できなかったらどうするのという話にもなってくるから、その辺どうなのかな。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

現状では、何とかおさまる状況で今ございます。議員ご質問にありましたように、鷺ノ木、港町の先生を含めた中でやはり足りません。そういう現状はご理解いただきたい。ただ、常に募集はかけて、保育所だけではなく幼稚園の先生も当然不足をしておりますから、募集しております。これからあちこちの都市部で全て待機児童の問題でそういったところにも若干しわ寄せが来ているということはお理解いただきたい、そのように思っております。

あとまた、退職された先生方、やはり子供さんを責任持って面倒見るということは非常に体力が要るということ。皆さん、女性の方であれば十分ご存じかと思いますが、それだけ町としては責任を持ってけがをさせないようにだったりとか、ぐあい悪くなったときにきちんと目が届く範囲、これをやっぱり確保したい。現場の先生方もそうなのです。確実に子供さんを見える環境でやりたいということから、今回の状況につながっているということ。責任感あるからこそ、そういう状態になっているということをご理解いただきたいのと、そのように思います。引き続き先生の確保と、それから今現在お二方については、母親が伴っていろんなところでサポートしていただきながら体験入所をし、その環境ではほかの子たちと同時に安全な保育ができるのであれば4月以降入所していくということで進めておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） 理解はしているのです。ただ、今2名から3名という生徒さんは障がいがあるからというようなことをおっしゃっていましたね。それで、だけれどもこの方たちは今まで入所していたわけでしょう。そうしたら、やっぱりそういう人たちが優先

して入れてやるのがあれだと思うのだ。そして、新規に入る人の調整するのがあれだと思うのです。これ新規なの。

(何事か言う者あり)

○4番(黒田勝幸君) そうか、そうか。新規ならしようがないな。それなら、町長の考え方に従うしかない。なるべく早くに入所できるように努力してください。

○議長(野村 洋君) では、質疑いいですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論に入ります。

討論ございますか。

小杉議員、反対討論でしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) それでは、まず原案に対する反対の討論の発言を許します。

○9番(小杉久美子君) 反対討論をさせていただきます。議案第2号の条例改正案に対し反対討論をさせていただきます。

今条例改正は、2カ所の保育所を閉所しようとするもので、この施設を閉所することにより、残された3保育所が定員いっぱいになり、現在入所希望が数名入れない状況にあります。これまで各施設の定員数は全300名でしたが、このたびの改正により210名となり、一遍に90名減の定員になります。そんな中、新たにスタートされた第2子の保育所無料化事業と重なり、さらに入所者が増え、入所ができない子供が出たと考えられます。これは、予想外では済まされない調査の手落ちであったと思います。これらのことを含めての調査は本当に正しかったのか疑問に思う一人です。入所できない子供の中には障がいを持つ子供がおり、入所できない理由に保育士の不足と定員いっぱいになったことによる施設の狭さを挙げております。保育士の確保は、これまで退職された保育士、また現臨時職員等の方々が現場で次の職場が決まっていなく、とても不安に感じていると現場の声も届いております。理由がそうであるならば、これらを解消するためにも今回提案された施設のうちどちらか一つの施設を残すことでゆとりある保育、また入所希望者が全員入所できる体制が整い、待機者が出ないのではないのでしょうか。障がいがあってもなくても、森町の子供です。全ての子供が差別なく、この町で安心して暮らすことができるよう、また来年以降も考えられる待機者を出さないためにも今ある施設の活用が必要と考えます。

以上のことから、2つの施設を閉所するのではなく、1つの閉所を残すよう見直しを求めることから反対いたします。議員皆様のご理解と反対のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) 次に、原案に対する賛成討論ございますか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) では、賛成討論の発言を11番、木村俊広君。

○11番(木村俊広君) 鷺ノ木保育所、港町保育所の閉所に対しての賛成の討論をさせて

いただきます。

ただいま事務局からも説明ありましたとおり、閉所したから定員が減るわけではない。実際入れないのは、先生的人数が少ないからであって、施設の問題ではない、そのように認識しております。不幸なことに二、三名の方が、特に一番弱者である身障者がはじかれたという、そこは大変遺憾に思うわけですが、いずれにしても人的な要因が大きく、現状では受け入れられない。そういうことで、私も鷺ノ木保育所に入所していた、要するにOBでございますけれども、なくなるのは寂しいのですけれども、あその地区はもうほとんどそういった子供が少なくなって、いなくなっているというのが現状であって、やむを得ないのかなと。また、港町は昨年委員会でも現地視察行っておりますけれども、大変老朽化しておりまして、また海拔も低いということから災害には大変弱いということもあって、委員会のときに皆さんそういう形で理解していたと思っております。そういったことから、私からも若干身障者の対応、これはやっぱり対応のぶれというのはあってはならないと思いますので、その辺のことはしっかりやってみようということもつけ加えながら、私からの賛成の討論とさせていただきます。議員の皆さんのご理解、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ごめんなさい。もう討論に入ってしまったので、確認はさせることはできません。

これで討論を終わります。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） いや、討論でないでしょう。確認なのでしょう。ごめんなさい。もう討論入っていますので。

それでは、これから議案第2号を採決いたします。

それで、採決方法なのですが、とりあえず簡易採決でいっていますので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんかということを諮りたいと思うのですけれども、異議ございますか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村 洋君） 異議あります。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 起立採決ね。

それでは、今小杉議員から異議ありで起立採決という声が出ました。誰か賛同者いらっしゃいますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） それでは、ここでこの採決は起立により行いたいと思います。

それでは、お諮りいたします。この議案第2号に対して原案のとおり決するに賛成の方、原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第3号の森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただき、資料ナンバー3を提出しております。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律関係の整備等に関する法律において第1号保険料軽減強化に関する改正が行われ、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことにより、現行の第1段階における保険料の軽減が継続することとなったためであります。

新旧対照表によりご説明いたします。資料2ページをお開き願います。見出し及び附則第3項中において、保険料率の特例期間を平成29年度に改正しようとするものであります。

以上で森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第4号 森町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（島田宏信君） 初めに、資料の訂正をお願いいたします。

資料4、新旧対照表3ページの改正案別表第2の最後の（2）、合葬墓使用料、合葬墓の名称で森町合葬墓のボが帳簿のボになっておりますので、墓に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。森町墓地条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、森町墓地条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

裏面をごらんください。資料4で説明いたします。提案理由ですが、少子高齢化などの社会情勢の変化等に伴い、子や孫による墓地の継承や維持管理に不安を抱いている町民が増加しております。町では、平成28年度に森墓地内に附属施設として公設合葬墓を整備し、平成29年度から供用開始を予定しております。設置の利用の資格、使用料等を定めるため一部を改正するものです。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

新旧対照表を添付しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○9番（小杉久美子君） 資料の3ページ、条例もそうなのですが、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、墓地以外の墓地の使用料は当分の間無料と。その墓地以外の墓地というのは、ちょっとその辺わからないので、どういうことか教えてください。

○住民生活課長（島田宏信君） 以外というのは、森墓地、尾白内墓地、森町霊園のほかの墓地でございます。例えば駒ヶ岳とか、そういう意味でございます。

以上です。

○9番（小杉久美子君） ここの3カ所以外の墓地、今駒ヶ岳とか言いましたけれども、それ以外に何か所あるのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 小杉議員、今ちょっと資料が手元にないので、後ほど報告させていただきますということでございますので、了解してください。

○4番（黒田勝幸君） 本当に大変いいものができまして、町民も大変喜んでのことだと、このように思っております。

それで、いよいよ供用が始まりますけれども、例えば1年に1回ぐらい坊さん呼んで供養するとか、お経聞かせるとか、そういうことを考えているのか。ただ入れっ放しにそのままかなと。どうですか。

○住民生活課長（島田宏信君） 利用方法につきましては、無宗教という形をとっており

ますので、お坊さんと呼んでの読経等は予定しておりません。ただ、個人で納骨する際に読経を上げるというのはやぶさかではないと思っております。

○4番（黒田勝幸君） 今立っているところの浜側のほうにお地藏さんあるでしょう、屋根かかって。あそこ、一応保存会がありまして、1年に1回お坊さんが来て供養してもらって、拝んでもらっていると、そういう事例がございます。そこも坊さんは一定しないで、順番にしていっているという事例がございます。そういうようなことで、今後でもいいのですけれども、1年に1回ぐらいはお経を上げてやるのもあれかなと私は個人的に思っていますけれども、その辺も今後の課題として考えていただければいいのかなと思っていますけれども、いかがですか。

○住民生活課長（島田宏信君） 今後の利用状況、それから要望等につきましては、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○15番（宮本秀逸君） このお墓に埋葬した方の名前は、どのような表示をなさるつもりですか。墓に表示される、それとも役場内でそれは処理されることになるのですか、そこら辺ちょっと教えてください。

○住民生活課長（島田宏信君） 他町村では有料で名前を刻むところがありますが、当町では石屋さんが1カ所だけではないので、名前を彫ることは想定しておりません。

○15番（宮本秀逸君） この合葬墓について、結構今町内で話題になっておりまして、先般私行き会った方、最低でも名前入れてほしいよねという、そういう話をされておったのです。埋葬する人、される人のそれぞれの都合で名前残すの嫌だという人もいるかもしれませんが、同時にまた名前だけは絶対残してほしいという方もいらっしゃるみたいです。ですから、今石屋さんが1カ所でないからというお話をされましたけれども、それは1回ずつ別なところに頼めばいいだけの話ですから、そんなの簡単にできる。だから、統一するというのはなかなか難しいと思いますけれども、現にそういった人がいるわけなのです。

そして、私がもう一つ危惧しますのは、いわば家族なり本人の意思があればどなたでも入れてもらえるという形になっていきます。森町に在住している人、あるいは在籍した経験のある人については合葬してもらえるということになるわけでございますけれども、現状は確かにさっき説明がありましたように、墓離れといいますか、宗教離れといいますか、そういった傾向というのは結構あると思うのです。私もあると思っています。それをサポートするという意味では本当に必要な墓だと思いますし、これからうまく運営していただきたいなという気持ちがあるのと同時に、やはり助長してはならぬと思うのです。やっぱり何千、何百年という歴史で日本はここまで来たわけですから、合葬墓があるからそこに入れておけばいいやという風潮が広まったら、これはこれで大変なことだと思うのです。やはりそういったことに拍車のかからぬような啓蒙なりしていかなければならぬと思うのです。非常に重要なことだと思うのです。大変申しわけないですが、今でも70年前に亡くなった人たちを特定する作業も行われているのです。DNA検証して名前を特定し

ようということも国ではやっているわけなのです。そういった意味で、ぜひ名前は特定していただきたいと、こんなふうに思います。

○住民生活課長（島田宏信君） 先ほどの件と同じように、利用者からの要望等がありましたら、そちらのほうも検討していきたいと思っております。

○13番（堀合哲哉君） 1点だけ聞かせていただきたいのですが、合葬墓、スペースの問題もあると思うのです。それで、ちょっとお聞きしたいのは、この合葬墓を使える、いわゆる第5条関係でお聞きしたい。ここで本籍または住所を有する者で埋蔵するという、これはわかります。（2）なのです。本籍または住所を有したことの故人というのは、例えばどういう部分のところで具体的に想定されているのでしょうか。具体的なお話をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○住民生活課長（島田宏信君） この項目につきましては、一部でも森町に在住したとか戸籍があったという、縁があった場合に該当するということでございます。墓地の利用につきましても同じような規定となっております。

○13番（堀合哲哉君） 限られたスペースの中で、将来にわたってずっと長く続く施設だと私思います。そのときに、この範囲でやっていった場合、こういう規定つくってしまうと、数が相当増えるのでないのかなというような気もするのです。ですから、ほかの町で合葬墓やっているところもこういう規定つくっているのかもしれませんが、我が町に住んで、我が町で亡くなった場合を想定しているのではないのかなと、基本は。私はそう思っておりますので、冷たい言い方かもしれないけれども、森に過去にいたから、この条件で合うから、例えばここに亡くなった方がほかの町にいて、その方もここにいたけれども、ほかの町に移った。ほかの町で亡くなった。ご親戚はここにいる。だから、ご親戚がとりに行ってここに埋めてあげよう、そういう例だってあり得るわけでございます。それが可能なのですかというような感じもしないわけではないのです。だから、ある程度の数と私最初申し上げましたが、ごく少数だろうと逆に思ったりしますけれども、これはどうなのだろう。ほかの町で合葬墓つくっている町の事例として、こういう表現の仕方というか、こういう方もいいですよというのはやられているのでしょうか。課長、わかっていたらちょっと教えて。

○住民生活課長（島田宏信君） 一部の実施しているところでは、全く関係のない方も入れている事例がございます。

○議長（野村 洋君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

議案に入る前に、先ほど小杉議員から質問出ておりましたそのほかの墓の箇所の件で島田課長、答弁お願いいたします。

○住民生活課長(島田宏信君) 先ほどの質問にお答えいたします。

以外の墓地につきましては、森地区で10カ所、砂原地区で3カ所となっております。

○議長(野村 洋君) 小杉議員、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎日程第10 議案第5号

○議長(野村 洋君) それでは、続いて日程第10、議案第5号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(石島則幸君) それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照ください。提案理由でございますが、本案は簡易水道事業の経営の効率化、透明性の向上、経営基盤の強化を図る観点から平成28年度末までに簡易水道事業を上水道事業に統合することが厚生労働省から求められており、森町上水道事業に駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道事業を統合するためのものです。なお、濁川地区簡易水道事業は上水道事業の給水区域から10キロメートル以上離れているため、10キロメートル未満とする統合対象から外れていることから、今回の統合は見送ることといたしました。

主たる内容については、統合に伴う給水区域、給水人口、1日最大給水量の変更となっており、新旧対照表の下線部が対象となります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君）　これから議案第5号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君）　確認なのですが、読んでいてわからない。説明の提案理由のところなのですが、まず施設の統合、接続は当面は行わず経営統合のみを行うと。当面というのは、いずれは行うという意味なのか。それと、濁川のほうもそうなのですが、今回の統合はと、今回はという言い方すると、将来的に行うのですかということ。その2点なのです。

それとあわせて、厚生労働省からの求めに応じてこれをやるというのはいいのだけれども、この条例を変えたからといって効率化とか透明性が向上するとかと、経営の基盤強化を図れるとはどうも思えない。理由が全然わからない。そのやる意味が全然ないのではないですかと私は思うわけですが、その辺ちょっと説明をお願いします。

○上下水道課長（石島則幸君）　当面行わずというのは、ここに記載していますように物理的な部分で接合、例えば水道管を接続してやるということはしないで、あくまでも経営上の統合ということで、そういう形の統合ということで、要するに認可変更を伴わない、あくまでもそういう単純統合という経営上の統合をということで、届け出という形の統合になります。将来的に、例えば国の統合の対象条件が、今は10キロ未満ということで対象になっているのですが、それがいずれまた変わる可能性が仮にあった場合は、いろいろとそういう統合の対象になっていく可能性もありますので、一応こういう表現の仕方になっています。あと経営の効率化だとか、そういった部分が別になされないのではないかなというようなご意見なのですが、現実的に今水道事業会計上は一つの会計で行っておりまして、あくまでも国の方針に従っての進め方にのっとってその設置条例を改正しなければならないということになりますので、そういう点での統合という意味合いです。

以上です。

○14番（松田兼宗君）　平成の大合併のときに、もう10年前ころから言われている話だと思うのです。それで、これちょっと調べてみると、今年の3月31日までやれと。それについては交付税措置するからみたいなこと、補助金出すからという書き方していたのだけれども、では実際これをやったからといって、この経営統合をただで交付税措置とかって幾らあるのですか。何かその辺がよくわからない。だから、やってもやらなくても同じではないのというふうには、特にこの森の町に関しての部分というのは何もやる必要がないのではないかなというふうに思わざるを得ないのだけれども、どうなのでしょう。

○上下水道課長（石島則幸君）　ご指摘のとおり、交付税措置あるかないかという点、現実的にはございません。ただ、これは平成9年度にこういう話が国からあって進めたものなのです。そのときに簡易水道という形のものが残っている場合は、こういう統合事業の計画を立てることで引き続き補助の対象にしますよというようなことだったので、まず今回統合の対象区域になります駒ヶ岳の部分の統合するというような形にしています。そのことで簡易水道に対しての補助の要件というのが続いているので、もし仮に濁川簡易水道事業という部分で何か補助対象のメニューがあれば、当然それは対象になっていきます。

ので、そういう意味では今の時期にしておくべきというか、しなければならないという判断です。

○14番（松田兼宗君） よくわからない。全く理解できないと思いますけれども、多分聞いても同じような答えしか返ってこないと思うので、ただ最後に1点確認なのですが、駒ケ岳、赤井川地区の簡易水道を将来的に技術的に統合は可能なのですかどうかの確認だけお願いしたいのですが、可能なのですか。形状というか、帳面上はいいのだけれども、技術的にどっちにしても貯水してから取水しているわけでないですね、森の場合。鳥崎川の取水口からの今の浄水場から引くことが可能なかどうかの技術的な確認をできるかどうかだけお願いします。

○上下水道課長（石島則幸君） 現状では、それは技術的には無理という判断です。ただ、いろんな検討を重ねて、例えば施設のいろんなものをつけ加えながらとかという部分で、ハードの部分を相当やっぱりつけ加えながらということであれば可能かもわかりません。ただ、ちょっと今の段階ではその辺を検討していません。實際上、やっぱり高低差だとか、そういった水圧的な部分だとか、水質的な部分も検討していかなければならないので、かなり困難という判断です。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 今駒ケ岳、赤井川の部分が簡易水道ということでの合併という、統合ということなのですが、文言上で腑に落ちなかったのですが、（1）の水道事業のところに（簡易水道事業を除く。）というのが消えないのですよね、現も改正案も。だけれども、赤井川、駒ケ岳地区が入るということは、簡易水道事業が入るから、改正案のところではこの括弧書きが削れなければならないのではないかなというふうに思ったのですが、そのあたりいかがですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○上下水道課長（石島則幸君） あくまでも濁川簡易水道が残るので、こういう書き方でよろしいかと。濁川簡易水道というのは、今後も存続していきますので、こういう文言のままでもよろしいかなと思います。

○議長（野村 洋君） おわかりでしょうか。駒ケ岳と赤井川のほかに濁川があるので、文言を消されないということだと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第6号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことに伴い、森町個人情報保護条例の関係条文を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、番号法第19条第8号及び26条が追加されたことに伴う規定の追加と条ずれの改正となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○9番（小杉久美子君） 今回この個人情報保護条例によって町内会活動、例えば敬老会の対象者の名簿とか、そういうものが今度提示できなくなるということをちょっと聞いたのですけれども、その辺詳しく教えていただきたいのですけれども。

○総務課長（長瀬賢一君） 新聞等でも報道されていましたが、町内会等の活動について個人情報保護法の適用を受けるということでございますけれども、今回の改正につきましてはそれとは直接関係しないということでご理解願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） では、よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第7号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第7号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料ナンバー7を提出しております。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、地域密着型サービスに対して新たに地域密着型通所介護が創設され、規定の追加等をしようとするものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。6ページ下段、第59条の2から28ページ、第59条の38については、地域密着型通所介護に関しての基本方針や人員、設備等、各規定を追加するものであります。

なお、ほかの改定箇所においては、本改正において各関連条項の整理をしようとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第8号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第8号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料ナンバー8を提出しております。本案においても地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置等の規定を追加しようとするものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。資料3ページをお開き願います。第39条第1項においては、協議会の構成員、運営推進会議の内容等を規定しようとするものであります。

資料6ページから7ページにおいては、本改正による関連箇所の読みかえ規定等により条文の整理をしようとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 資料のほうの4ページなのですが、地域との連携というのが現行で62条で載っているのです。それが結局改正案では削除ということなのですが、私は地域密着型の介護予防の部分でいけば、この62条で言われている、いわゆる地域との連携というのがすごく今後大事になってくるのではないかなというふうに考えているのですが、削除になる根拠というか理由、お聞かせいただければと思います。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 壇上議員のご質問にお答えします。

資料4ページ、第62条、地域との連携等が削除となっておりますが、改正案においては前ページの3ページ、第39条において地域の連携等といたしまして、先ほども申し上げたとおり運営推進会議等を設置して情報交換等をするという定めになっております。

以上でございます。

○6番（檀上美緒子君） 改正案で今お話しされた39条の部分も地域との連携とあるのですが、ここでは運営推進委員会というか、協議会を主体としての記述ですね。ということではなくて、实际的に介護サービスに当たっての取り組みというのが現行の62条の部分に触れられている部分が結構あるのではないかなというふうに読んでいたのですが、そのあたりいかがですか。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 改正内容につきましては、第39条第1項においては利用者及び利用者の家族及び地域住民の代表者等を構成するという形が記されており、変更点は大いにはないと思われまゝ。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、ほかに質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第9号 森町農業委員会の委員の定数に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（鈴木修一君） 議案第9号 森町農業委員会の委員の定数に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をござん願います。あわせまして、資料ナンバー9の説明資料によりご説明いたします。提案理由についてでございます。農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の選出方法が従来の選挙制度から議会の同意を要件とした町長の任命制度に変更されたことに伴い、森町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。第1条では条例の趣旨について、第2条では定数について規定しており、現行の選挙委員と選任委員を合わせた数と同数の15名となっております。

以降につきましては、附則についてでございます。附則1では、この条例は、公布の日から施行することを規定しております。

附則2では、森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止について規定しております。

附則3では、森町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の廃止について規定しております。

附則４では、森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の廃止について規定しております。

附則５では、経過措置として、在任農業委員は平成29年７月19日の任期満了までの間、従前の例により在任することとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第９号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１０号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第10号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町一般会計補正予算の第11回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億8,052万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ118億4,041万6,000円にしようとするものです。

第２条、地方債の変更は第２表に、第３条、繰越明許費の追加及び変更は第３表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、歳入ですが、８ページ、９ページをお開き願います。款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金46万5,000円は、障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

続いて、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金の80万7,000円は、マイナンバー制度に係るシステム整備費補助金の追加交付分を計上するものです。

続いて、款15道支出金、項１道負担金、目１民生費負担金の23万2,000円は、国庫支出金

同様、障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

次に、10、11ページですが、款16財産収入では各基金の運用利息を計上するものです。

続いて、款17寄附金では各寄附金を計上しておりますが、ふるさと応援寄附金につきましてはふるさと納税の実績に鑑み4億5,000万円を増額するものです。

続いて、款18繰入金の財政調整基金繰入金は予算の収支の均衡を図るため3億707万7,000円を減額するものです。また、ふるさと応援基金繰入金の6億3,828万2,000円は、ふるさと応援寄附金に対する記念品のほか、ふるさと納税関連経費等に充当するものであります。

次に、12、13ページですが、款20諸収入、項6雑入の森林保険金1,830万5,000円は、昨年4月の強風による町有林の風倒木被害に伴う森林保険金であります。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。14、15ページの款2総務費、項1総務管理費、目11ふるさと応援対策費の節8報償費から節25積立金までの総額8億1,111万9,000円は、歳入でも触れましたが、ふるさと納税の実績に鑑み、所要の経費を増額しようとするものであります。

次に、18、19ページですが、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費の総額968万9,000円は、森町福祉有償運送運営協議会委員報酬のほか、利用者等の増により委託料、負担金補助及び交付金、扶助費をそれぞれ計上しております。また、繰出金は介護保険事業と介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の360万9,000円は、第2子以降の保育料の完全無償化に伴い補助金、助成金を増額計上するものであります。

次に、20、21ページですが、目5障害児通所支援費の節20扶助費93万円は、施設利用者の増によるものです。

次に、26、27ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節19負担金補助及び交付金の3,513万円は、昨年8月に発生した台風10号により激甚災害指定を受けておりましたホタテ養殖施設の原状復旧に対して上乗せ補助をするものであります。

次に、30、31ページですが、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金補助及び交付金の40万8,000円は、剣道スポーツ少年団が全国大会へ出場となったため所要の経費を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君）　これから議案第10号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君）　14、15ページ、ふるさと応援対策費、それと18、19の児童福祉費の負担金補助及び交付金、それと26、27の災害対策費の負担金補助及び交付金3,513万、これについてお聞きしたいと思います。

まず、1点目、ふるさと応援基金の寄附のあれですけれども、これ当初予算から見て、今の補正見て内容がちょっと不透明ですので、例えば委託料の一括代行業務委託料、今回

5,832万補正していますけれども、9月に1,296万、2月に2,592万補正している。合わせて9,720万補正している。それから、逆に積立金のほうが今回4億5,000万、9月が1億、2月が2億ですか、合わせて7億5,000万。逆算すると12.96%、要するに13%の委託料を払っているということなのですが、これを一括で、例えば1億であろうが3億であろうが5億であろうがパーセント的に同じに代行料というのは払うのかどうか。逆な言い方しますと、1億は例えば15%払いますよと、3億は10%払いますよとか、5億は8%にしますよというように、要するにふるさと応援の寄附が多く来たらパーセントを下げていくとか、そういう対策というのはしないのかできないのか。ほかの町村もそういうような状況でやっているかどうか。

一括でいいですか。順番にいきますか。

○議長（野村 洋君） 1つずついきましょう。

○5番（山田 誠君） そういうことでお願いします。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、委託料の関係ですけれども、これにつきましては寄附金の12%ということになってございます。それで、委託している会社から毎月、月締めで請求が来まして、その寄附をいただいた額に対して12%をお支払いしているという状況でございます。

他の市町村につきましても同様の手法をとっているというふうに思っております。

以上です。

○5番（山田 誠君） この委託業者、相当な利益上げていると思うのです。これもう少し交渉の余地あるのではないかと思います。これ7億5,000万取って1億取られるわけだから、ちょっと高いリベートだと思うのだよね。もう少しその辺、交渉の余地があるのであればしたほうがよろしいかなと思いますので、もう一度お聞かせ願いたい。

○総務課長（長瀬賢一君） この委託料につきましては、当町だけではなくて、ほかの市町もこの業者さんを使っているところもございます。一律そのような形で12%ということで、どこの市町とも契約を締結していると思いますので、なかなか交渉をして下げるというふうにはならないのかなというふうには思いますが、今後に向けてはそういうような話として業者さんのほうともお話をしたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 課長のほうから前向きな話なのですが、やっぱり年々扱い金額が増えていっているわけだから、その部分も含めて委託の発注の業者に対して、ないときもあるときも同じということは、一般の方から見ればちょっとおかしいではないかなと。スーパーであろうがどこであろうが、多く買ったら値引きするというのが普通なので、その辺も含めて渡島管内で一括で交渉するとか、その辺も含めて前向きに対応したほうがよろしいかなと。経費かかってしまうと、入ってくる金はある程度多いのだけれども、みんな経費でいってしまうと残る金がだんだん少なくなってくる。そういうこともあるので、町長がやりたい仕事だんだんできなくなってくるということもあるので、その辺含めて

もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えいたします。

経費率は、できれば少ないほうが大変ありがたいと思いますけれども、ここまでふるさと納税が伸びてきたのもこの12%の中で請け負っていただいている企業がいろいろと町内の業者に指導いただいたり、いろいろマネジメント、それからパッケージの仕方とか、そういうものをやった結果でもあると思っております。下げるのも一つですけれども、もちろんもっともとりピーターが増えて、ふるさと納税額が増えるようにしていただくということもひとつ私のほうから担当課のほうに言わせていただいて、どちらにしても町に得が残るように、そういうふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 19ページのほうですけれども、駒ヶ岳保育園、それから鳥崎保育園、当初の場合、駒ヶ岳が13人で鳥崎が29人というふうに伺っていますけれども、これ当初から合わせますと結構な金額になっているのです。駒ヶ岳が743万7,000円、鳥崎が1,073万5,000円と、相当な金額になっているわけなので、人数的にもそのまま移行しているということで理解してよろしいかな。

○住民生活課長（島田宏信君） この内容につきましては、ひとり親世帯の第1子半額、それから第2子以降の無料化による補填分でございます。

（「何人」の声あり）

○住民生活課長（島田宏信君） 最後の拡大した時点で駒ヶ岳保育園が件数は10件、169万5,000円、鳥崎保育園が19件、246万4,000円、それからこひつじ保育園ですが、14件、266万5,000円となっております。

○5番（山田 誠君） 次、27ページ、負担金補助及び交付金のホタテ養殖施設の災害復旧事業の補助金3,513万出ていますけれども、これの激甚災害の指定を受けて被害の部分があるわけですが、何件の経営体があるか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○水産課長（黒川安明君） それでは、山田議員の質問にお答えします。

まず、森漁協、着業者数156件中、対象者が63件、それと砂原漁協、56件中、対象者が47件でございます。

○5番（山田 誠君） それで、災害は災害でございますけれども、私なぜ聞くかといったら、昨年総務常任委員会で森漁協さんとのお話し合いでちょっと税金の関係で、総務の常任委員の方知っていると思うのですが、お話ししたのです。そのときに組勘方式を採用していただけないかというような話したときに、幹部の方からそういうものはできないと。農協と漁協とは全然違うのだということなのでございます。担当が違いますので、水産課のほうは違いますけれども、この森63件、砂原47件の被害のあった漁業経営体の方々が全て未納がないのかあるのか、これ後でも結構ですので調べて、税金も払わないで補助だけ受けるというばかな話ない。こういうことはやっぱりきちっと、義務を遂行してから権利を主張しなさいと私はいつも言っているのです。まじめ人間だけがばかを見るような

状況は、これは絶対避けていただきたい。

それと、もう一つ、この前いろいろ話ありまして、寿都以被害がゼロだという話聞きまして、なぜゼロだといったら、アンカー打ち込みを行ったということで、全然被害がゼロだということを聞かされまして、やっぱり進んでいるのだなと思っています。その都度災害があるから激甚など、または町から補助がもらえるという安易な考えでなくて、みずからの施設はみずからで守るという性格をきちんと教育していただきたいと、そういうふうに思っていますので、今後の関係も含めて課長のほうから前向きな答えをいただきたい。

○水産課長（黒川安明君） お答えします。

まず、施設の強靱化、これにつきましては現在森漁協も砂原漁協もやれるところからやってみようという機運になって、既に強靱化対策に向けて整備している業者もおります。ご承知のように、今年についてはホタテの水揚げが余り期待できませんので、思うような強靱化対策はできないと思いますが、来年以降水揚げが順調にいましたならば、各漁業者が強靱化対策に向けて努力する予定であります。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） 直接関係ないけれども、税の教育的なもの……

○議長（野村 洋君） 税のほうについては……

○水産課長（黒川安明君） 後ほど調べておきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものです。

歳入歳出それぞれ3,657万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億9,186万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款3国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、直営診療施設整備分として特別調整交付金について補正しようとするものです。

款6道支出金、項2道補助金につきましても、国庫支出金同様、特別調整交付金について補正しようとするものです。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金につきましては、保健財政共同安定化事業交付金について減額補正しようとするものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、療養給付費の財源内訳を変更することにより247万9,000円を一般会計より繰り入れし、補正しようとするものです。

歳出について説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款2保険給付費、項2療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、平成27年度国庫負担金返納金の確定に伴い、財源の内訳を変更するものであります。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金につきましては、交付金の確定により補正しようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、平成27年度療養給付費国庫負担金が確定し、返納金が生じたため補正しようとするものです。

同じく款9諸支出金、項3繰出金につきましては、直営診療勘定繰出金として森町国民健康保険病院事業勘定への繰出金を補正しようとするものです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第12号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計

補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ41万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億2,261万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料70万、目2普通徴収保険料60万円を被保険者の移動により増額しようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、職員の移動により繰入金を減額補正しようとするものです。

歳出について説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費につきましては、職員の移動により人件費について減額しようとするものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の移動により増額となった保険料分を増額しようとするものです。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第13号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第13号についてご説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算案の第4回目となるものであります。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ5,140万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億9,957万9,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ81万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ875万9,000円にしようとするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明します。初めに、保険事業勘定の歳入により説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。款1保険料、項1介護保険料につきましては、第1号被保険者における特別徴収保険料の精査により補正するものであります。

款4国庫支出金から款6道支出金につきましては、介護サービス等給付費に係る負担割合に応じてそれぞれ補正するものであります。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金における運用利子について積み立て補正するものであります。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、介護サービス等給付費及び地域支援事業に係るそれぞれの負担割合に応じて町の負担分を補正するものであります。

項2特別会計繰入金につきましては、サービス事業勘定会計の精査により補正するものであります。

続いて、10、11ページをお開き願いたいと思います。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から12、13ページの項6特定入所者介護サービス等費につきましては、各介護サービス給付費を精査し、補正するものであります。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員の各手当等を補正するものであります。

続いて、14、15ページをお開き願います。款6基金積立金については、運用利子を積み立てようとするものであります。

次に、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。16、17ページをお開き願います。款1サービス収入につきましては、介護予防サービス計画作成費の精査により補正するものであります。

続きまして、歳出、18、19ページをお開き願います。款1事業費につきましては、介護予防サービス計画作成委託料の精査によるものであります。

款2諸支出金につきましても、計画作成委託料に係る繰出金の精査により補正するものであります。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君）　これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

○5番（山田 誠君）　6ページ、7ページの介護保険料の被保険者保険料、これは17ページのほうの特別徴収保険料975万4,000円とありますけれども、ここの欄で普通徴収は出てこないのですか。もう既に満杯に取ったということで理解してよろしいですか。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 山田議員のご質問にお答えします。

この欄については、あくまでも特別徴収年金対象者の保険料分となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第14号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に11万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,585万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入の補正でございますが、款3繰入金は歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費は浴室の床、壁タイルの修繕でございます。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節3職員手当につきましては、人件費の精査に伴う補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第15号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,674万6,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入ですが、目1利子及び配当金1,000円を増額するものです。

6ページ、7ページの歳出ですが、目1総務事業費1,000円を増額し、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金に2,000円を基金利息として積み立てるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第16号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第16号についてご説明いたします。

本案は、平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既決予定額9億8,004万1,000円に201万7,000円を追加し、9億8,205万8,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億7,418万9,000円から5,596万8,000円を減額し、11億1,822万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入、支出、第1款資本的支出、それぞれ既決予定額1億4,171万7,000円から649万1,000円を減額し、1億3,522万6,000円とするものでございます。

第4条の企業債につきましては、入札減や補助金の確定などにより精査したものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目5長期前受金戻入、補正予定額201万7,000円の増額補正は、国庫補助金充当減価償却分でございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額5,703万3,000円の減額補正は、職員給料、各種手当確定分の減額など人件費の精査によるものでございます。

また、目3経費、補正予定額100万円の追加補正は、宿日直等の非常勤医師の応援医師謝金。

目4減価償却費6万5,000円の追加補正は、建物減価償却費でございます。

5ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の1,220万円の減額補正、項2出資金、目1出資金の3万9,000円の追加補正、項3補助金、目1国庫補助金378万円の追加補正、目2道補助金189万円の追加補正は、医療機器及び空調設備調査設計委託業務の入札減及び補助金などの確定などによるものでございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費449万4,000円の減額補正は、医療機器の入札減によるものでございます。

また、目3施設改良費199万7,000円の減額補正は、空調設備調査設計委託業務の入札減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第21、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第17号 平成28年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,588万6,000円から31万1,000円減額し、収入総額を2億9,557万5,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億606万8,000円から317万4,000円減額し、支出総額を3億289万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の1億950万円から325万8,000円減額し、収入総額を1億624万2,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億3,804万4,000円から25万8,000円減額し、支出総額を1億3,778万6,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債につきましては、企業債の借り入れ限度額1億800万円を1億500万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益16万円の減額は、負担金の精査によるものです。

同じく項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金15万1,000円の減額は、支出精査によるものです。

5ページをお開き願います。支出についてであります。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費と目5総係費の補正は、人件費の精査によるものです。

同じく目6減価償却費81万4,000円の減額は、資産評価により減価償却額が確定したこ

とによるものです。

次に、下段の款 1 水道事業費用、項 2 営業外費用、目 2 支払利息及び企業債取扱諸費 230 万 6,000 円の減額は、利率の確定等による精査となっております。

6 ページの資本的収入及び支出の収入についてであります、款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 300 万円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

同じく項 2 負担金、目 1 負担金 25 万 8,000 円の減額は、上水道地区鳥崎町消火栓設置工事の執行精査により減額しようとするものです。

次に、支出についてであります、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費 25 万 8,000 円の減額は、同じく消火栓設置工事の執行精査により減額しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 17 号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 22、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 23 議案第 18 号

○議長（野村 洋君） 日程第 23、議案第 18 号 平成 28 年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第 18 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成 28 年度森町公共下水道事業会計予算の第 3 回目の補正予算でございます。

第 2 条の収益的収入及び支出の収入につきましては、収入の第 1 款下水道事業収益を既決予定額の 4 億 7,244 万 2,000 円から 750 万 2,000 円減額し、収入総額を 4 億 6,494 万円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業費用を既決予定額の 4 億 7,865 万 4,000 円から 1,371 万 4,000 円減額し、支出総額を 4 億 6,494 万円にしようとするものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出につきまして、収入の第 1 款下水道事業資本的収入

を既決予定額の 2 億9,065万1,000円から5,558万円減額し、収入総額を 2 億3,507万1,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業資本的支出を既決予定額の 4 億1,331万9,000円から5,864万3,000円減額し、支出総額を 3 億5,467万6,000円にしようとするものでございます。

第 4 条の企業債につきましては、企業債の借り入れ限度額 1 億260万円を6,800万円に改めるものです。

2 ページをお開き願います。第 5 条の他会計からの補助金につきましては、補助金額の企業債利息支払い金を7,639万6,000円に、経営健全化補助金を 1 億4,901万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5 ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款 1 下水道事業収益、項 2 営業収益、目 1 下水道使用料310万5,000円の減額は、事業精査により減額となったものです。

同じく項 2 営業外収益、目 1 他会計補助金323万5,000円の減額は、事業の執行精査により減額となったものです。

同じく目 2 消費税及び地方消費税還付金319万5,000円の減額は、支出の精査によるものです。

同じく目 3 長期前受金戻入203万3,000円の減額は、減価償却額の確定に伴い償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として順次収益化したことにより増額となったものです。

次に、支出につきまして、6 ページ、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費217万1,000円の減額は、人件費及び事業の執行精査によるものです。

同じく目 4 総係費933万7,000円の減額は、人件費及び事業費の執行精査によるものです。

同じく目 5 減価償却費93万5,000円の減額は、資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、7 ページ、款 1 下水道事業費用、項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費127万4,000円の減額は、利率の確定等による精査となっております。

8 ページの資本的収入及び支出の収入についてであります。款 1 下水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債3,460万円の減額は、起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 国庫補助金3,200万円の減額は、国からの北海道への交付額の減額に伴い補助金が減額となったものです。

次に、項 3 出資金、目 1 他会計出資金1,129万5,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、減額しようとするものです。

次に、項 4 受益者負担金、目 1 受益者負担金2,231万5,000円の増額は、赤井川処理区における負担金の一括納付等により増額となったものです。

次に、9 ページをお開き願います。支出についてであります。款 1 下水道事業資本的

支出、項1建設改良費、目1下水道施設費5,864万3,000円の減額は、事業の執行精査によるものですが、主に国からの交付額の減額に伴い節の工事請負費5,790万1,000円減額となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月2日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時59分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成29年3月1日

森町議会議長 野 村 洋

森町議会議員 菊 地 康 博

森町議会議員 加 藤 進

平成29年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

平成29年3月2日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時21分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第21号 平成29年度森町一般会計予算
議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 12 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 13 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 14 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について
- 15 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 16 意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意

見書

1 7 意見書案第2号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書

見書

1 8 意見書案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書

1 9 議員の派遣について

2 0 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村 洋 君	副議長 1 番	三 浦 浩 三 君
2 番	菊 地 康 博 君	3 番	加 藤 進 君
4 番	黒 田 勝 幸 君	5 番	山 田 誠 君
6 番	檀 上 美緒子 君	7 番	河 野 文 彦 君
8 番	佐々木 修 君	9 番	小 杉 久美子 君
1 0 番	久 保 友 子 君	1 1 番	木 村 俊 広 君
1 2 番	西 村 豊 君	1 3 番	堀 合 哲 哉 君
1 4 番	松 田 兼 宗 君	1 5 番	宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	佐々木 陽市郎 君
総務課長 選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	池 田 勝 元 君
防災交通課長	長 瀬 賢 一 君
契約管理課長	菊 池 一 夫 君
企画振興課長	小 田 桐 克 幸 君
税 務 課 長	小 井 田 徹 君
収納管理課長	川 村 勝 幸 君
保健福祉課長	山 田 真 人 君
保健福祉課参事	池 田 仁 志 君
	住 吉 英 勝 君
	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君

住 民 生 活 課 長	島 田 宏 信 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
水 産 課 参 事	岩 瀬 英 一 君
商工労働観光課長	寺 澤 英 樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地 域 振 興 課 長	角 野 雄 平 君
兼地城振興係長	伊 賀 野 美 子 君
兼町民・年金係長	若 松 幸 弘 君
保 健 対 策 課 長	香 田 隆 仁 君
教 育 長	安 宮 弘 光 君
学 校 教 育 課 長	中 島 将 尊 君
社 会 教 育 課 長	澤 田 勝 則 君
兼 公 民 館 長	渡 邊 義 孝 君
図 書 館 長	金 丸 義 樹 君
生涯学習課長	金 丸 義 樹 君
生涯学習課参事	柏 田 明 仁 君
兼生涯学習係長	坂 田 明 則 君
兼 体 育 館 長	石 島 裕 章 君
兼 体 育 館 長	小 松 英 一 君
青 少 年 会 館 長	山 下 谷 輝 君
給 食 セ ン タ ー 長	澁 東 直 樹 君
さくらの園・園長	
病 院 事 務 長	
上 下 水 道 課 長	
上 下 水 道 課 参 事	
消 防 長	
消 防 次 長	
兼 庶 務 課 長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
次 長	村 本 政 君
議 事 係 長	喜 田 和 子 君
庶 務 係 長	

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 2 議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第21号 平成29年度森町一般会計予算
議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しましたので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、黒田勝幸君、議席5番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） 平成29年度町政執行方針。

I はじめに

平成29年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

昨年10月に執行されました町長選挙におきまして、無投票当選という光栄なる栄誉をいただき、2期目の町政をお預かりすることになりました。

これまでに、町議会議員の皆様をはじめ、多くの町民皆様方に支えられ「明るく安心して暮らせる森町」を目指し、行財政運営に取り組んでまいりました。基本は変わることなく、皆様からいただきました貴重なご意見やご提言に感謝申し上げ取り組ませていただきますとともに、今後におきましても、町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、海外に目を向けますと、アメリカ大統領が交代したことにより、世界情勢がどのように変化していくのかが懸念されるところです。国内においても、その影響が経済をはじめどこまで及ぶのかが心配され、動向を注視していかなければなりません、日本経済において追い風となるように願うところです。

また、北海道新幹線が開業して間もなく1年を迎えようとしておりますが、新函館北斗駅前の整備をはじめ、各自治体が波及効果を求め様々な取り組みを展開してまいりました。わが町におきましても地の利を生かし、恵まれた自然環境、産業基盤、地域資源を最大限活用した取り組みを進め、森町の将来に大きな展望が生まれるものと期待しております。

さらに、一昨年から開始いたしました「ふるさと応援寄附金制度」ですが、途中集計においても予想をはるかに超える実績となり、寄附者の方々へ感謝を申し上げる次第です。

全国的なブームではありますが、返礼により地元特産品の販売に連動することは、森町のPRはもとより確実なる地域振興への寄与とともに、経済の活性化に対しても大いに期待されるものです。

今後は、制度内容に沿った事業展開をするうえで、担当部署や体制を見直し、関係者との連携を深めるとともに創意工夫を重ね、一層増収が図られるよう取り組んでまいります。

本年は、町政2期目のスタートの年になりますが、堅実な運営に心がけ、町が直面している課題の解決をはじめ、時代の変化に対応した町政の執行に、引き続き全力で努めてまいります。

さて、国が地方創生を提唱し様々な取り組みを実施しておりますが、地方においては人口の減少、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっております。

森町では、「安心して暮らせるための子育て支援や高齢者福祉対策」をはじめ、「安全で楽しく暮らせるための防災対策や社会資本整備」並びに「活気に満ちた生活ができるための経済振興対策」などを進めてまいりました。

今後さらなる対応を検討し、将来に夢と希望を与えられる住みよい「まち」の創造に向け、「第1次森町総合開発振興計画」並びに「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本的な考え方として取り組んでまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

〈保健〉

心身ともに健康でいきいきと暮らすためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善など主体的な健康づくりが必要であります。

昨年は、「森町健康づくりアクションプラン」の中間評価として見直しを行いました。今後5年間はこの計画に基づき、ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを、関係団体との協働により推進してまいります。

特定健診並びに、がん検診につきましては、費用負担の軽減や電話・ハガキによる個別勧奨等これまでの受診率向上対策に加え、新たにレディース健診を設け、女性の受診率向上と家族を含めた健康意識の向上が図られるよう勧奨に努めてまいります。

母子保健につきましては、「安心して産み育てることが出来る子育て支援」のひとつと

して、妊婦一般健康診査費用助成、妊産婦健康診査等交通費助成により、引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、不安を抱えがちな子育て世帯等に対し、妊娠期から出産・育児まで、切れ目のない総合的な相談支援が求められていることから、体制の整備について検討を行ってまいります。

家庭や育児環境の変化などさまざまな子育てにまつわる課題がある中で「母子保健施策が子どもの虐待予防や早期発見に資するものである」と母子保健法に明記されたことを重く受け止め、乳幼児健診や家庭訪問等様々な機会を通じて、子どもの虐待の発生防止や早期発見に努め、関係者との連携により迅速な対応と継続的な支援をしてまいります。

〈子ども医療〉

少子化の時代において、様々な方面から安心して子育てができる環境の整備は、地方創生の柱であると考えます。

町では、「子ども医療費助成制度」により、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、中学生まで医療費の一部をその保護者に助成しております。

現在、国は自治体を実施する独自助成について、医療費に波及増が生じるとして国庫負担金を減額し交付しておりますが、未就学児までを対象とする医療費助成につきましては、平成30年度より国保の減額調整措置の廃止が見込まれております。今後は、他の少子化対策の拡充も考慮しながら対応してまいります。

〈国保病院〉

昨年、一般病床60床のうち住民ニーズに沿った『地域包括ケア病床』として20床を開設し、回復期患者等の受け入れをはじめ、リハビリテーションの充実や在宅復帰支援等を含め、経営改善に取り組んでまいりました。本年度におきましても、引き続き有効な運用に努めてまいります。

また、継続的に安定した医療を提供するためには、職員の資質の向上や医療技術職員等の充実が極めて重要であることから、研修機会の確保や計画的な医療技術職員等の採用に努めてまいります。

さらに、平成30年度には診療報酬の改定があり、病院経営に直接影響することから、素早く対応できるよう情報収集に努めてまいります。

【高齢者・地域福祉】

町民の3人に1人が65歳以上という高齢化社会を迎えており、長年にわたって社会の進展に寄与してこられました高齢者の方々が、生きがいを持ち健康で安心して生活できる町づくりが高齢者福祉の基本と考え、様々な取り組みを進めてまいりました。

高齢化が急速に進むなか、人口の減少・少子化の進行により、世帯構造が変化してきております。

地域の人々とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らせるよう、高齢者を支える仕

組みづくりの確立を目指してまいります。

町では、これまで配食サービス、福祉タクシーをはじめ、関係機関や団体、民間事業者と連携した中で、高齢者の見守り・声かけ等を実施してまいりました。

町内会・社会福祉協議会をはじめとする関係機関と協議検討し、住民ボランティア等の参加と協力を得ながら、地域福祉サービスと従前から実施しております高齢者施策の更なる充実を図りながら、生きがい対策、生活支援、要介護状態にならないための予防など総合的に対処してまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者の機能維持を図るため、地域包括支援センターを核として、保健、福祉、医療の関係部署や民間事業者との連携を密にして、個別サービスのコーディネートや包括的な支援に取り組んでまいります。

「森町避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づく避難行動要支援者への福祉避難所の確保につきましては、ガイドラインの整備・福祉避難所の選定・指定など準備を進めてまいります。

【次世代育成・子育て支援】

昨年から、子育て世帯への支援策として、保育料の軽減拡大をはじめ、保育料階層の見直しなど、第2子以降の保育料完全無料化並びに、ひとり親世帯の第1子保育料半額を実施し、全体では60%の軽減が図られております。

認可外保育所につきましても同様に、第2子以降の保育料の完全無料化を実施してまいります。

また、課題となっております低年齢児の受け入れ拡大や、施設の統合・集約化の方策につきましても、幼稚園との関わりも考察しながら、認定こども園の開設についても準備を進め、子育て環境充実に向けて検討してまいります。

昨年より、第1子からお祝い金を支給するよう拡充いたしました「ことぶき出産奨励金事業」につきましては、本年度も引き続き実施してまいります。

【障がい者福祉】

平成25年に制定された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する「障害者総合支援法」は、障がい者の範囲を見直し、定義に難病を追加し、障がい者福祉サービスの給付対象の充実が図られました。

昨年4月には「障害者差別解消法」が施行され、森町では9月に「職員対応要領」を公表したところであります。引き続き、障がいのある方への接遇向上に努め、窓口サービスに対応してまいります。

また、幼児期・児童期を対象とします発達支援事業センター「あいあいクラブ」につきましては、職員の研修と関連施設との連携により支援の充実を図ります。

委託事業で実施しております地域活動支援センター並びに、障がい福祉サービスの就労支援事業、併せて、共同生活援助事業等を活用した支援を継続してまいります。

さらに、相談支援専門員による障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作

成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談・支援を行ってまいります。

【さくらの園】

近年、高齢化問題は全国的な課題であり、森町においても年々高齢化率の高まりとともに、地域においては世帯構造の変化による高齢者のみの世帯が増加し、依然として入所を希望される要介護者が多い状況が続いております。

その様な中、国は平成27年4月から介護報酬の改定を実施し、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上とし、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を受け入れる施設として重点化しました。

さくらの園も入所者の高齢化に伴い、介護度や医療ニーズも年々変化する傾向にあることから、これから入所を希望される要介護者の福祉ニーズにも対応するため、各種研修への参加機会を図り、介護技術の向上や生活の質を高める介護サービスの提供を目指してまいります。

また、施設の維持管理につきましても、財政状況などを勘案しながら、必要な修繕や改修を計画的に進め、入所者が安心して暮らせる施設運営に努めてまいります。

【社会保険】

〈国民健康保険事業〉

国民健康保険は、相互扶助の精神のもと国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしてまいりました。しかし、被用者保険と比べますと被保険者は、年齢が高いことから医療費水準は高く、低所得者が多いなど構造的な課題を抱えております。

平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市区町村は引き続き住民の方の窓口として、資格の管理や保険税の賦課・収納等の業務を行うこととなります。

実施に向けましては、保険財政運営の責任主体となる北海道や道内各市町村との連携を図り、財政支援の拡充について、様々な機会に訴えながら、国保事業が円滑に移行できるよう進めてまいります。

また、予防・健康づくりを進めることが重要となっておりますことから、特定健康診査や特定保健指導で健診料金の無料化と健診項目の充実を図ってまいりました。

本年度も、生活習慣病の予防・対策と日頃からの健康保持のために受診の促進、健康意識の高揚を図りながら、引き続き活力に満ちた健康づくり活動を進めてまいります。

〈後期高齢者医療制度〉

急速に進展する高齢者社会の医療費増大に対処し、医療保険制度を持続可能なものとする目的で発足した後期高齢者医療制度が10年目となります。

高齢者医療を支えるため現役世代からの拠出金負担が増加し、各種医療保険制度の財政運営を厳しくさせており、平成28年度から被用者保険者の財政力に応じた公平な負担と後期高齢者支援金の全面総報酬割が段階的に導入されました。

2025年には、75歳以上の人口は約2,200万人で総人口の2割を占めると推計されており、

被保険者と医療費は大幅に増加することから、後期高齢者医療をどう支えていくかなど、制度の安定的な運営の確保が課題となっております。

町では、高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるために、国に対して国庫負担の増額を要望してまいります。

また、町民の窓口として事務の円滑な運営に努めるとともに、後期高齢者の健康保持のため健康診査を進め、健康管理に努めてまいります。

〈介護保険事業〉

介護保険制度は創設から18年目となり、第6期介護保険事業計画の最終年次を迎えることとなります。在宅サービスを中心とした利用者が年々増加しており、高齢者にとっては欠かすことのできないものとなっております。高齢化が進む中で、介護サービスが必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、今後も「地域包括ケアシステム」の構築等、事業の充実強化が必要とされます。最近では、高齢者や家族からの相談件数が増加傾向にあり、内容も多岐にわたることから、介護関連事業所等と連携し、介護予防対策や利用者の支援に努めてまいります。

本年度より、介護予防給付サービスの一部が、地域支援事業へ移行となりますが、従前同様のサービス提供を予定しております。

また、介護予防日常生活支援総合事業及び認知症初期集中支援チームの設置等、包括的支援事業実施に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、森町における特別養護老人ホームの待機者解消対策として「地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護サービス」の実施に向け、「シャリテさわら」により29床の施設が整備されることから、町として最大限の支援をしてまいります。

第7期介護保険事業計画の策定につきましては、計画策定技法について大幅な変更が行われ「在宅介護実態調査」並びに「日常生活圏域ニーズ調査」等を実施しながら取り進めてまいります。

【農業】

今日の日本の農業は、高齢化や後継者・従事者不足、輸入農産物の増加等により、食糧自給率の維持・向上が困難な状況となっております。

昨年は、町内において災害が度重なり、JA森支店における農産物販売額も目標を若干下回ったことから、天候不順にも負けない強い農業づくりが求められています。

特に、町の基幹作物でありますトマトの生産量の落ち込みが著しいことから、本年度より関係機関と増収プロジェクトに取り組み、老朽化しているトマト共撰機械の更新にも繋げて行きたいと考えております。

併せて、経営体育成支援事業を活用した機械の導入による農作業の効率化や、担い手への農地集積を加速させてまいります。

また、農地・水路・農道等の保安全管理につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、農業者の負担軽減を図ってまいります。

担い手対策につきましては、J A 森支店青年部主催のカップリングパーティーへ支援を継続させるとともに、新規就農者の相談や研修生の受け入れ体制整備などについて、関係機関と連携し取り組んでまいります。

畜産につきましては、道内の養鶏場において、鳥インフルエンザが初めて発生したことにより起因して、町においても発生を想定した対策を講ずる必要性から、関係機関と連携し準備を進めてまいります。

有害鳥獣につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり対策を講じておりますが、猟友会をはじめ関係機関とも連携し、ハンター育成や被害防止に向けて取り組んでまいります。

【林業】

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源となっております。

特に、二酸化炭素を吸収・固定する森林は、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられておりますことから、健全な森林の育成に向けて、一部崩壊しております林道の路線変更工事を行いますとともに、民有林・町有林の造林をはじめ、除間伐工事を推進してまいります。

また、伐期を迎えている町有林につきましては、計画的に伐採を行うことで地域材の利用促進を図ります。

本年度は、新たに「炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト」を立ち上げ、地域材・敷炭利用の補助制度を創設し、木材や木炭の生産から消費までの循環構造が、町内において形成・促進されるよう取り組んでまいります。

さらに昨年11月、「間伐材を始めとした国産材の利用促進に関する協定」を東京都港区と締結しましたことから、町内産木材の販路拡大につきましても取り組みを進めてまいります。

【漁業】

近年、日本の食文化がヘルシーで美味しいと言う事が評価され、世界はもとより、特段アジア圏において魚食文化が飛躍的に拡大しております。

そのため、水産物を求めて回遊魚が成長する公海にも漁場海域が及び世界的に水産資源の減少が顕著に表れております。

沿岸漁業におきましても、様々な漁獲資源が減少傾向にあり、漁業所得の低下を招いております。

このような状況下で「つくり育てる漁業」は重要であり、資源増加に向けた取り組みを積極的に進めなければなりません。

町では、漁業所得の安定と加工も含めた水産業の維持発展に向けた対策として、水産振興事業は不可欠であると認識しており、漁業協同組合が中心として行う事業には、関係機

関と連携し可能な事から支援を行っていく所存であります。

漁獲物の衛生管理面での強化対策を図り、鮮度保持とブランド力を高め、安全安心な水産物を消費者に届けるため、森漁協が昨年度から2か年で実施している荷捌施設等整備事業に対し、本年度も引き続き可能な限り支援をしてまいります。

また、食育事業につきましては、近年の魚離れを危惧し、漁業者自らが小学校へ出向き、出前講座を開設しながら、題材となった魚の獲り方や生態等を紹介した後、直接児童と一緒に調理を行い食することにより、漁業への関心を高め、一人でも多くの児童に魚の美味しさを知っていただく事を願い実施しております。

本年度は、さらに一般町民対象の食育事業として、魚の捌き方や料理などの講習会を漁協女性部の協力を得て展開してまいります。

「つくり育てる漁業」の一環で回遊魚の漁獲資源増大に向けた取り組みとしましては、蛸集効果と産卵礁を目的に大型漁礁、直径3.0m円筒形270基を、継続事業として沼尻沖へ設置してまいります。

また、両漁協に対してクロゾイ5万尾・マツカワ3万5千尾の稚魚の放流を、継続事業として実施してまいります。

さらに、森漁協・砂原漁協が独自に行う「つくり育てる漁業」の資源対策事業につきましては、両漁協と連携を密にし、協力体制を構築してまいります。

女性に漁業の魅力を知っていただく目的で、森漁協青年部が平成16年度から実施しているサンデークルージング事業は、結婚の可能性も含む事業であり、後継者育成の取り組みとして高く評価しております。

現在までに9組が結婚され、15名の子どもが誕生する等、立派な漁業後継者として家庭を築き、人口増加にも寄与している等の実績がある事業のため、今後も継続して支援してまいります。

また、砂原漁協青年部が実施している「ナマコ人工種苗生産技術試験事業」は、未だ技術確立には至っておりませんが、一定の成果が見られますので、漁協指示のもと、適地への放流・育成を図り、貴重な浅海資源増大に向けた栽培事業として高く評価しており、継続して支援してまいります。

女性部につきましては、ホタテコンブ巾着をはじめとした製品開発及び、いかめし料理講習会の開催などの取り組みを展開しており、さらなる積極的な活動を期待するところであります。

このように、漁協の下部組織である青年部、女性部の事業活動につきましては、発展的な事業が多く見られるため、さらに連携を強化し、必要に応じて適切な支援を実施してまいります。

さらに、漁業の健全経営に必要な漁具資材の更新、漁船機器などの設備投資を行うため、資金調達には欠かせない低利融資の公的融資制度資金につきましては、町としても精査した後、資金借入の利子補給事業を従来どおり継続実施してまいります。

さて、漁業生産活動の核となる漁港整備につきましては、流通拠点漁港となっている森港湾並びに砂原漁港の整備は、未だに十分ではありません。今後、漁港に求められるのは衛生管理型としての整備であり、安心安全な漁獲物を消費者に届ける流通拠点港としての責務を担う両漁港の施設整備は、緊急かつ重要な施策として認識しております。

町と漁協が連携し、順次円滑な整備がなされるよう国・道への財源確保と整備要望につきまして、積極的に働きかけてまいります。

また、流通拠点漁港を補完する第1種漁港は、5港全てが生産拠点漁港として利用されており、北海道が実施したストックマネジメントによる老朽化の調査結果を踏まえて、老朽化が激しい箇所の改修工事が順次進められております。

本年度は、昨年度に引き続き蛸谷漁港の改修工事、沼尻漁港の漂砂対策事業を実施してまいります。

今後も改修工事を必要とする漁港の整備につきましては、積極的に実施していただくよう、国・道に強く働きかけてまいります。

【商工業】

町内の商工業者を取り巻く環境は、デフレ脱却と経済情勢の改善に向かいつつありますが、建設業が影響を受ける公共工事の減少に加え、原材料や労働力の確保に苦慮する水産加工業者のほか、人口減少による個人消費の低迷など、景気回復を実感できずに多くの企業が厳しい状況下に置かれております。

町では、このような状況を踏まえ、景気浮揚対策として地域限定プレミアム付き商品券発行事業への助成を行い、地元消費の喚起や町内建設工事等の誘発を促し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工業者の経営指導等の強化を図るため森商工会議所、砂原商工会に支援してまいります。

さらに、商店街の活性化策として森商店会が進める新たなIC型ポイントカードシステム導入への支援を行い、地域における消費活動が円滑に循環する仕組みを構築してまいります。

食の振興につきましては、関係機関との連携・協働のもと、優れた商品の発掘や地域産品の販路拡大を推進するため、各種商談会などの情報提供に努めるほか、観光産業と融合した北海道森町の知名度向上にも取り組んでまいります。

また、森町の特産品販売イベントとして定着してまいりました「楽市楽座もりまち食KING市」につきましては、自主的な運営に向け支援してまいります。

【観光】

観光のニーズが発地型から着地型へ移り変わって来ている近年、地域における人とのふれあいや、特有の魅力が求められており、テーマ性のある旅行商品を提案していくことが重要となっております。

そのため、地域の良さを一番理解している住民や事業者、森観光協会と連携しながら、

町内に埋もれており、地元の方々が気付かれていない多くの観光資源や旅行商品の発掘造成を行い、積極的に旅行会社へPRを行うとともに、関係機関とも連携し森蘭航路を活用した旅行商品の開発を促進してまいります。

また、森・鹿部・七飯町の連携により活動している「環駒ヶ岳広域観光協議会」におきましては、引き続き、「滞在交流型の観光地域づくり」をキーワードに、3町の強みである「食」と「自然」など豊富な資源を結び付けた観光商品の開発や提供並びに観光客の方々に満足いただける受入体制の整備などを進めてまいります。

さらに、これまで大切に継承されてきた素晴らしい森町の桜を次世代につなぐため、専門家の指導を受けながら、関係団体や町民と協働して桜樹の維持管理に努めてまいります。

【住宅】

〈町営住宅〉

町営住宅につきましては、森町公営住宅等長寿命化計画に基づき、築23年が経過しております「みどりヶ丘団地」の屋根外壁等改修工事に係る実施設計をはじめ、引き続き実施しております児童遊園遊具改修工事や「ニューアカシア団地」の屋根葺替工事を実施してまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

〈空き家等対策〉

空き家等につきましては、所有者が適正に管理することが基本ですが、近年、所有者が不明の建築物や老朽化が進み危険な空き家の相談が増加しております。

森町におきましても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に則り、昨年度、社会資本整備総合交付金を活用して、町内全域における実態調査を実施いたしました。

本年度につきましては、その調査結果をもとに基本計画を策定し、空き家対策に努めてまいります。

〈定住対策〉

都市から地方への移住や交流は、人口減少に歯止めをかける有効な施策の一つであり、これまでも移住体験「ちょっと暮らし」や広告媒体を活用したPR活動を通じて、移住や交流の促進に努めてまいりました。平成14年度より定住対策として分譲しております「からまつの森」は、退職された方などを中心として一定程度の成果をあげております。

本年度もマスメディアと連携するなど、効果的なプロモーション活動を実施し、幅広い世代の方々に住みよい森町を知ってもらい取り組みを積極的に進めていくとともに、森町内の空き家の有効活用と移住定住の促進を図るため、北海道が運用する空き家情報バンクの利活用を推進してまいります。

【公園・広場】

都市公園につきましては、策定済みの森町公園施設長寿命化計画に則り、遊具及び施設の修繕や改修を行っておりますが、本年度は、森川公園のトイレ改修工事を実施してまい

ります。

その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設等を計画的に改修するとともに、適切な維持管理に努め、町民の皆様の憩いの場を確保してまいります。

【河川・海岸】

河川につきましては、埋塞土砂の除去工事を継続的に実施しておりますが、本年度は土砂の堆積が多い尾白内川下流部を実施し、防災対策に努めてまいります。

また、尾白内地区のしずか溝につきましても、溢水対策に向けた整備工事に着手いたします。

海岸につきましては、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食に対して脆弱性を有しております。海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るためにも、石倉海岸、押出・小石崎海岸整備事業の継続、鷺ノ木海岸、度杭崎海岸、砂崎海岸の浸食防止、護岸の老朽化対策につきまして、各関係機関に整備要望を行ってまいります。

【環境衛生】

〈廃棄物処理関係〉

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷軽減につながる対応に感謝しております。

今後も引き続きごみの減量化と資源化に対しまして、ご協力をお願いいたします。

さて、ごみの不法投棄は依然として減少傾向を示しておりません。不法投棄は町の自然環境を損なうばかりでなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもって未然防止の啓発・パトロールを強化してまいります。町民の皆様には情報提供をお願いいたします。

また、平成26年度から実施しております高齢者世帯等に対する「粗大ごみ戸別収集事業」につきましては、年間60件前後の利用があり、一定の成果を上げております。今後も広報等を活用しながら広く周知し、より一層の事業の充実を図ってまいります。

さらに、「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく新たな事業として、75歳以上の高齢者世帯、要介護2以上の認定を受けている70歳以上の高齢者世帯や身体障がい3級以上の肢体不自由な障がい者世帯で、一定の要件を満たす世帯等のごみ出しに係る負担軽減を図るため、戸別にごみの収集を行うとともに、声掛けによる安否確認を行う「高齢者世帯等ふれあい収集事業」を平成29年3月1日よりスタートいたしました。

本年度も、高齢者世帯等の在宅生活支援のため、事業の充実を図ってまいります。

し尿処理施設につきましては、施設建設以来40年を経過し、老朽化が進み、施設の維持管理に大変苦慮しております。

昨年度より、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用するための地域計画策定業務に着手し、施設更新に向けて事務作業を始めました。今後、旧ごみ焼却施設を解体し、跡地に新しい汚泥再生処理センターを建設する予定で、計画を進めてまいります。

「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内にある約650ヶ所のごみステーションの約6分の1を更新しましたが、町内会からの要望も多く、衛生環境の充実を図るため本年度も継続して実施してまいります。町内会の皆様には、引き続き清掃等の維持管理にご協力をお願い申し上げます。

〈斎場・墓地〉

近年、少子化や核家族化、継承者の転出などにより、将来の墓地・墓石の管理に不安を抱く方が増加傾向にあると考えられることから、平成28年度に焼骨を合同で埋葬できる「合葬墓」を整備いたしました。平成29年4月から供用を開始してまいります。

また、火葬場につきましては、経年劣化に対応し、年次計画により維持修繕に取り組み、火葬設備の適切な維持管理に努めてまいります。

【上・下水道】

〈水道事業〉

水道事業につきましては、昨年度同様、下水道の普及に伴う水道未使用世帯の水道切替えについて促進を図り、より一層の有収率、普及率の向上を目指すとともに、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設更新につきましては、耐震性などを考慮した修繕整備による、災害に強い水道の構築を目指してまいります。

平成27年度より実施しております、既存の電気設備の更新につきましては、引き続き取り組んでまいります。

〈下水道事業〉

下水道事業は、本町処理区並びに赤井川処理区において、昨年度に引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事に重点的に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備に努め、行政サービス並びに下水道普及率の向上に努めてまいります。

【地域新エネルギー】

エネルギーの供給基盤が脆弱な我が国においては、エネルギーの安定供給と、地球温暖化対策として二酸化炭素を削減することが重要な課題となっており、再生可能エネルギーによる発電の必要性が強く求められています。

これらの状況を踏まえ、町では平成26年度に、地域の特性を活かした新エネルギー導入の基本的方向を示すため、「森町地域新エネルギービジョン」を策定しました。

重点プロジェクトとして「公共施設における新エネルギー導入事業」をはじめ、「新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業」並びに「地域資源の利活用事業」の推進に向けて取り組んでいるところです。

本年度も、昨年度に引き続き、町内の新エネルギー施設の見学会を実施し、多くの方々を対象として普及啓発に取り組むとともに、農業水利施設を活用した小水力発電の可能性を探るため、事例の蓄積や情報収集に努めてまいります。

また、環境に対する負荷の少ない再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及びペレットストーブの設置者に対する費用の一部を、昨年度に引き続き助成してまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、昨年度から本工事に着手しておりますが、駒ヶ岳噴火の避難道路として重要な区間でありますので、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

また、同じく北海道へ要望しております道道森砂原線から国道278号までの「津波避難道路」につきましては、港町・東森地区の皆様の災害発生時における避難、救助、応急対策等、大変重要な路線となります。地元産業にとりましても大きな役割を果たすものと考えられますことから、一刻も早い事業着手に向けて要望してまいります。

さらに、国道交差点の右折だまり設置や、交通事故多発を踏まえた冬季運転の安全確保を目的とした除雪・排雪などの雪対策につきましても、関係機関に強く要望してまいります。

森町における本年度の道路事業といたしましては、継続的に行っております町道の舗装補修工事や町内の側溝整備工事のほか、森川町23号線の改良舗装工事に向けた排水整備工事や尾白内地区の排水施設整備を行ってまいります。

橋梁長寿命化事業におきましては、駒ヶ岳地区第1精進川橋の実施設計及び改修工事を行い、そのほかの橋梁においても点検業務を実施し長寿命化に努めてまいります。

さらに、道路ストック点検事業といたしまして、町道幹線の標識、道路照明、大型視線誘導標等の安全点検を行い、通行中の歩行者や運転者の安全確保に向けて取り組んでまいります。

【港湾】

森港の直轄港湾事業につきましては、新西港の埋立が一部完了し、西港の老朽化改修も平成28年度に着手しております。

本年度は、年次計画に基づき港湾施設の詳細点検診断を行いながら、老朽箇所や劣化状況を把握するとともに、引き続き改修を行ってまいります。

また、継続中の森蘭航路を活用したクルーズ観光船の運航には、新幹線効果を含め大いに期待するところでありますが、国の整備方針により、東日本大震災前と比較して大幅に予算が削減されていることから、漁業や観光における港湾利用に大きな支障が生じております。

今後は、このような森港の現状を訴えながら、国の補正予算事業による対応など、限られた予算の中で効率的に事業推進を図るとともに、早急な老朽化対策を実施できるよう、各関係機関に強く要望してまいります。

【自治体業務・情報の電子化】

森町では現在、情報のオープン化「オープンデータ」と、紙媒体の発行より早く新鮮な情報の提供を目的とする「デジタル・モバイルファースト」によるスピード感のある情報提供・発信等を行っておりますが、先に成立した「官民データ活用推進基本法」により、今後国内では、さらなるデータの利活用が推進される見込みです。

森町としましては、町民の皆様はもちろん、企業や高校・大学等でも、これまで以上に利活用しやすいデータ公開を推進し、森町をICT先進地として積極的にPRできるよう取り組みを進めてまいります。

【防災・消防・救急】

〈防災〉

去年は、熊本地方及び内浦湾を震源とする地震や、たび重なる台風の上陸などにより、全国各地に大きな被害がもたらされました。

森町においても、8月の台風10号により、多くの被害が発生しております。

私たちは、日頃より、自然災害等に対する備えを十分に行い、過去に発生した災害を通じて得られた数多くの教訓を生かし、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

災害発生時には、自助・共助・公助が一体となって機能することが重要であることから、町内会等の地域コミュニティの強化支援のため、引き続き高齢者など避難行動要支援者の避難支援対策や、自主防災組織等の育成・充実を図るため、防災士資格取得を目指す町民に対する助成などに取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、町民の皆様や職員、各関係団体等が日頃から防災に関する意識と知識を備えるなど、防災意識の高揚を目指し各種事業を展開するほか、多くの町民が参加しやすい防災訓練の実施について検討してまいります。

防災行政無線のデジタル化につきましては、平成28年度に着手したところであり、平成30年度までの3ヶ年事業により整備をいたしますが、森地区に順次設置される戸別受信機につきましては、計画どおり設置できるよう取り組みを進めてまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、「北海道駒ヶ岳火山防災協議会」を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、具体的な避難計画の策定や火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

〈消防・救急〉

社会経済情勢が大きく変化する中において、町が備えるべき災害は、火災・救急はもとより大規模地震や津波、風水害等の自然災害など、その内容は複雑多様化してきております。

このような状況の中で、消防行政に寄せられる町民の皆様の期待はますます大きくなってきており、町民の生命、身体及び財産を守ることを改めて認識し、消防体制の整備強化に努める所存であります。

これらの災害等の対策を万全に期すため、本年度は油圧救助資機材の更新及び活動資器材を整備し、各種活動に関する研修、北海道消防学校や札幌市消防局救急救命士養成所へ職員をそれぞれ派遣するほか、消防施設の改修等を行うとともに、町民の皆様や各団体に対しまして、応急手当普及員のご協力を得ながら、幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

〈耐震〉

耐震対策につきましては、民間住宅の耐震化の促進のため社会資本整備総合交付金を活用した、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度を本年度も継続して行い、耐震化を促進してまいります。

また、町有施設におきましても、森町耐震改修促進計画に基づき、緊急性の高いものから計画的に順次対応してまいります。

【交通安全】

森町では、人命尊重の理念の下に、安全・安心なまちづくりを推進しております。

なかでも、交通安全は町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことにより、その効果が発揮されるものと考えます。

このことを踏まえ、本年度につきましても、以前から継続して実施しております「高齢者事故防止」や「飲酒運転根絶」対策など重点事項の推進をはじめ、春・夏・秋・冬における期別運動を軸にしながら、交通安全の日等を実施する各種運動について、関係行政機関、団体等と連携して積極的に推進し、町民参加・協働型の交通安全運動を展開してまいります。

併せて、事故が多発する傾向にある国道幹線道路区間の事故防止対策につきましても、関係機関等と協力しながら継続して取り組んでまいります。

また、交通安全施設等整備事業といたしまして、道路区画線整備やカーブミラーの設置及び修繕等を行い、交通環境のさらなる整備充実を図ってまいります。

【コミュニティ活動】

平成28年度、町内全域の防犯灯をLED化するために、町内各団体により地域に設置されている防犯灯を、町に譲渡していただく等を含めた「LED照明導入調査事業」を、町が主体となり、国の補助制度を活用して実施いたしました。

本年度は、導入計画に基づき防犯灯のLED化整備をリース会社が実施し、整備終了後10年間のリース契約を締結し、CO₂と電気料金の削減に取り組んでまいります。

【住民と行政のパートナーシップ】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、町民との情報共有や町民参画機会の充実を図ることが最も重要であると考えます。広報紙やホームページなどによる情報発信機能を充実させ、まちづくりに関する様々な情報や森町の魅力を迅速にわかりやすく提供するとともに、移動町長室や町民の意見箱などを通じて、町民の声を行政に反映できる協働のまちづくりを進めてまいります。

また、わがまち振興事業につきましては、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対して、本年度も引き続き支援してまいります。

森町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、本年度も継続して町内事業所の方々に広く周知する取り組みとともに、ロゴマークの商用利用促進による利用者の増加を図り、森町の知名度向上に努めてまいります。

【自治体経営】

〈第2次森町総合開発振興計画〉

「第1次森町総合開発振興計画」は、平成29年度に最終年度を迎えます。

将来における森町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とする「第2次森町総合開発振興計画」の策定に向けて現在、基本構想を策定しております。

本年度につきましては、基本計画の策定に着手してまいります。

〈まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

森町では、急速な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力あるまちを維持するため、人口の将来展望を示す「森町人口ビジョン」による分析で得られた課題を踏まえ、「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

「雇用支援」、「交流人口の増大」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心な暮らし」に関する4つの基本目標を実現させるため、総合戦略を着実に推進してまいります。

また、「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会」において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

〈入札契約制度〉

入札・契約については国の方針を踏まえながら、競争性、透明性、公平性の確保に努めてまいりました。

国は、被災地の復旧・復興を加速化させるとともに、激甚化する災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策の推進と戦略的なインフラ老朽化対策を進めるとしています。

また、公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、適正な価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮しつつ適正規模での発注、工事の品質確保等に取り組むとしています。

このような方針に照らしながら、限られた予算を有効的に活用すべく、適正な入札・契約の執行に引き続き努めてまいります。

〈収納率向上〉

町税は、まちづくりの重要な財源です。

少子・高齢化やグローバル化が進み、社会保障給付などの増加や経済変動により財政がますます厳しくなる中で、今後の税のあり方は大変重要な課題と捉えております。

税は、財政の健全化、豊かな暮らしの維持、町民サービスの実現にとって必要不可欠であり、歳入の根幹である町税の安定的な確保や収納率の向上並びに滞納額の縮減などを図

り納税者への公平・公正な賦課・徴収に努めてまいります。

滞納整理につきましては、新たな滞納者を出さないため、自らが納付する意欲と意思をもち、自主的に納付するよう動機付けをしながら、納税相談を継続的に実施してまいります。

また、税以外の公・私債権につきましては、森町債権管理条例をもとに関係部局と情報を共有しながら取り組んでまいります。

〈効果的・計画的な財政運営〉

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設をはじめとした社会インフラの老朽化対策に加え、多種多様な行政サービスに対応を必要とされるこれからの財政運営は、さらに厳しさを増すと予測しております。

その様な状況の中でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も「森町総合開発振興計画」を基調とし、限られた財源の有効活用に知恵を絞り、必要な施策を見極めながら、将来を見据え計画的な財政運営を図ってまいります。

【教育】

教育は、すべての町民にとって大切なことであり平等に行われるべきであると考えております。

社会情勢が大きく変動する中で、町民一人ひとりが生涯にわたって健やかな生活ができるよう、状況に即した学習ができる環境づくりに取り組んでまいります。

なお、教育行政に関する詳細につきましては、教育長の方針に委ねるものといたします。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

去年は、北海道新幹線開業により、新しい時代の到来に胸躍る年でしたが、一方で、災害などによる地場産業への計り知れない影響もありました。

このような中、各分野において課題は山積しておりますが、町民一人ひとりが安心・安全で心豊かに暮らせ、あたたかさを実感できるまちづくりに、全力を挙げて取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、執行方針とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（香田 隆君） 平成29年度教育行政執行方針。

I はじめに

平成29年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口の急激な減少や少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など、子ども達を取り巻く環境が大きく変化し、子ども達の学力や体力の向上、望ましい生活習慣の定着、いじめや不登校など、教育に関わる課題も複雑・多様化しています。

このような中で、森町の未来を担う子ども達が、成長していく過程で模範解答のないような困難に直面しても、自らの知識と行動力を発揮して、自分で答えを見つけていく力を培い、広い視野から新しい時代を切り拓くことのできる人材として、たくましく成長できるよう、学校・家庭・地域・行政がしっかりと連携し、社会全体で子ども達を支えていく教育施策の充実が必要であります。

また、町民一人ひとりが生涯にわたって、健やかに充実した生活を送ることが出来るよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動などに取り組み、自らを高めるとともに、学んだことを生かすことのできる社会を実現していくことが重要になっております。

そのため、森町教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指し教育施策の充実に努めてまいります。

II 主要施策の推進

【学校教育】

子どもは地域の宝であり、多様な可能性を持ち未来に向かってたくましく成長しようとする存在であります。

将来の予測が困難で変化の激しい社会を生きる子ども達には、社会の変化に主体的に向き合い関わり合いながら、自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を創り出していく「生きる力」を育むことが、学校教育に求められております。そのことから、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる「社会に開かれた教育課程」を実施し、子ども達が新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育みたいと考えております。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と家庭、地域が共有し、連携、協働しながら、保護者や地域の方が教育活動に参画することや、保護者への教育活動の情報提供など、開かれた学校づくりが大切になります。

そのために、学校と家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むための「コミュニティ・スクール」を順次導入し、平成29年度には、その体制作りの検討を進めてまいります。

学校教育の充実は、その直接の担い手である教師の力量に負うところが大きく、そのた

めに幼稚園、小中学校のカリキュラムマネジメントや授業改善について指導主事の活用を図るとともに、学校等の自主的な公開研究会の実施、次期学習指導要領についての研修機会の拡充に努め、より質の高い教育を進めるための教師力の向上に取り組みます。また、幼稚園、小中学校の連携した取り組みをさらに推し進めるとともに、教師のライフステージに応じた現職研修の促進や、子どもの学びの質を高める授業改善を進め、学校教育の改善・充実の好循環を実現したいと考えております。

さらには、教職員は子ども達の手本となるべき立場にあることから、教職員の服務規律についての指導を徹底し、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

森町の子どもの学力については、N R T学力検査や全国学力・学習状況調査の結果において改善傾向が見られております。「学力向上3カ年計画」の検証結果を踏まえた「新学力向上推進計画」を実施するとともに、チャレンジテストの効果的な活用、家庭学習強調週間の促進、子ども達が主体的に学ぶための授業づくりなどを進め、確かな学力の定着を図りたいと考えております。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育の一層の充実を図り、規範意識や倫理観、生命の尊重や他人を思いやる心を育成する取り組みを進めてまいります。また、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことから、道徳の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動との関連を明確にした道徳教育の全体計画の改善・充実を進め、子ども達の豊かな心を育んでまいります。

いじめ問題への対応につきましては、「森町子どものいじめ防止条例」の基本方針に基づき、「いじめに関するアンケート調査」や日常的な見守り、教育相談員の配置など、学校における相談機能の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

不登校への対応につきましては、学校と家庭や教育委員会、教育相談員、関係機関が連携して未然防止や早期・継続支援を進めてまいります。

全国体力・運動能力調査の結果から、森町の子どもの体力は、小学校男子、女子、中学校男子において改善傾向が見られますが、中学校女子において、持久力、柔軟性、瞬発力などに課題が見られることから、1校1実践の取り組みや体育授業の改善を進めてまいります。

学校内や登下校時の安全確保につきましては、学校・家庭・地域並びに関係団体との連携を強化し、交通安全や不審者対策等に向けた巡回パトロールなどの予防活動に努めてまいります。また、通学路の安全確保につきましては、通学路交通安全推進会議を開催し、関係部署と定期的に危険個所の点検等を実施するとともに、子ども達の登下校の見守りについて、地域と積極的に連携してまいります。

駒ヶ岳噴火や地震、津波などの自然災害を想定した組織的な防災教育を日常生活の中に位置づけ、子ども達に正しい知識と適切な行動を身につけさせるよう実践してまいります。

子ども達の健やかな成長はもとより、学力や体力の向上を図るためには、望ましい生活

習慣の定着は必要不可欠であります。そのため、学校と家庭の連携を進める広報活動や「早寝、早起き、朝ごはん」などの取り組みを、各学校やPTAなどと協働して継続してまいります。

森町においても、子ども達の携帯・スマートフォン所持率が急増していることから、専門機関と連携した情報モラル教育の実施や町PTA連合会等と連携しながら、家庭でのルール作りや危機意識の啓発を進めてまいります。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、想像力や表現力を高め、豊かな心を育む上で欠くことのできないものです。子ども達が自主的に読書に親しめるよう、学校での朝読書や家庭での読書習慣の定着、授業における学校図書館の計画的な活用についての取り組みを進めてまいります。

特別支援教育につきましては、平成28年度に施行された障害者差別解消法を受け、学校現場での支援体制づくりや教職員の研修活動の充実を図ります。また、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場や特別支援教育支援員の確保、早期からの教育相談・支援体制の整備に努めてまいります。

中学校の英語科や小学校5・6年生での外国語活動の充実を図るために、本年度も外国語指導助手を2名配置して進めてまいります。それにより、小学校の他の学年や幼児期の子ども達にも、英語や外国の文化に触れあう場を提供してまいります。

森町の子ども達が、自分の住む郷土に誇りと愛着を持つことは、私たちの願いであります。そのためには、自分の生まれた地域を知り、理解を深めるために、森町の多くの史跡や文化財、豊かな人材や自然・環境・地域素材など、郷土の財産を活用した「ふるさと教育」を推進してまいります。また、森町の豊かな自然を生かした自然体験や社会体験など、地域の特色を生かした環境教育を進め、環境問題について自ら考え、問題解決のために積極的に行動する態度を育成してまいります。

学校保健につきましては、各種検診・予防・健康安全教育の徹底を図り、学校保健会をはじめとした各関係団体と連携し、より一層の充実に努めてまいります。

子育て支援策の一つといたしまして、昨年度より小学校6年生の修学旅行にかかる経費を全額助成してまいりましたが、平成29年度も継続して実施してまいります。

森高等学校支援につきましては、海外での交流活動を通して世界に目を向ける人材を育成するための「海外短期留学生派遣事業」、さらにはサテライト講座に替わり、個々の習熟度に応じた授業を選択して学習し、入試対策まで行う教育支援システムの導入を、森高等学校振興会を通じて支援してまいります。

各学校の校舎や施設・備品等は、状況を十分把握し適切な維持管理に努めてまいります。

【幼稚園教育】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期の特性を踏まえた意図的・計画的な環境の中で、幼児が主体的に取り組む遊びや生活体験を重

視した幼児教育の充実が必要であります。そのために、教員の専門性を高める研修機会の拡充に努め、教育の質の維持・向上を図り、保護者の皆様の信頼に応える幼児教育を進めてまいります。

さらには、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めるとともに、子育てに関する相談体制を確保し、子育ての不安を解消してまいります。

さくら幼稚園の改築につきましては、基本構想・基本計画に基づき、認定こども園として整備いたします。平成29年度は、基本設計を進めてまいります。

【学校給食】

学校給食につきましては、衛生管理を徹底するとともに、安全で安心な地場産物等の使用に努め、森町の未来を担う子ども達の健やかな心身の発達を願い、栄養バランスに配慮した魅力ある学校給食の提供に努めてまいります。

食育は、生きる上での基本となるものであり、健全な食生活を実践することが大切になります。そのために、子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中心に学校や家庭と連携して、食育指導の充実を図ってまいります。

併せまして、豊かな自然に恵まれた森町の地場産物の活用を通じて、地域の食文化・産業・自然の恵みへの理解を深め、郷土を愛する心を育む取り組みを進めてまいります。

給食費の補助につきましては、保護者の経済的負担軽減や子育て支援を積極的に推進するために、本年度も継続してまいります。

なお、給食費の納付相談及び個別訪問等の取り組みを継続し、収納対策に努めてまいります。

【社会教育】

社会教育の推進につきましては、第2次森町社会教育振興中期計画を基本とし、心豊かに学び、潤いのあるまちづくりをめざし、学習活動がまちづくり人づくりにつながる社会教育活動の推進に努めてまいります。

家庭教育の振興につきましては、家庭は教育の出発点であることから、基本的な生活習慣の確立や自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図られるよう、情報や学習の場の提供を通して家庭の教育力の向上を目指してまいります。

青少年教育につきましては、人と人とのふれあいを大切にし、子ども達が互いに尊重し合い、思いやりの心や美しいものに感動する心を育むことが重要となります。そのために、郷土の優れた学習資源を活用し、郷土に愛着をもち、明日の森町を担う子ども達のための学習・体験活動の充実に取り組んでまいります。

また、子ども達の健全な成長を育むために、地域やサークル・団体の皆様と共に事業の充実を図ってまいります。

女性の学習活動につきましては、女性自らが学習意欲を高め、積極的に地域づくりへ参画するためにも、大変重要な活動であります。家庭や地域社会を取り巻く様々な課題に対

処していくための学習や女性のニーズを的確にとらえた学習機会を提供し、豊かな家庭、豊かな地域づくりを目指す活動の支援に努めてまいります。

高齢者の学習活動につきましては、急速に進展する高齢化に対応し、豊かなまちづくりを実現するため、オニウシ学園や実年大学を中心に、高齢者が主体的に参加できる学習機会の充実に努めてまいります。

文化・芸術活動の振興につきましては、心の豊かさや潤いにつながる活動の支援を進めてまいります。郷土が育んできた歴史・文化の保存・継承を進め、文化協会等の各種団体と連携した活動や発表の場の拡充と、町外の優れた文化・芸術に町民の皆様が直接触れることのできる機会の提供に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、鷲ノ木遺跡は、文化庁・北海道教育委員会、国内の専門家等の指導を仰ぎながら、整備基本計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。また、遺跡見学会や講座などを通じて、町民の皆様が縄文文化についての理解を深める取り組みに努めてまいります。

町内にあるその他の文化財や郷土芸能など、町の歴史が育んできた有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくためにも、調査及び保存活用を進めてまいります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録につきましては、鷲ノ木遺跡は関連遺産となりましたが、引き続き縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を構成する関係自治体と連携し、追加登録を視野に入れた取り組みを推進してまいります。

平成29年度は、第2次社会教育振興中期計画が最終年度となりますので、第3次社会教育振興中期計画の策定を進めてまいります。

【公民館】

公民館は、生涯学習社会を支える地域活動・学習活動・サークル活動の拠点施設であることから、誰もが気軽に利用しやすい施設運営に心掛けてまいります。町民の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、町民の皆様一人ひとりが楽しく学ぶことができるよう、学級・講座の企画・運営に努め、自主的なサークル活動や各種団体活動への支援を進めてまいります。

また、町民の皆様の学習成果を、豊かな人生を過ごすための糧として、社会参画や地域づくり等の活動につなげていけるよう支援してまいります。

施設整備につきましては、生涯学習活動の拠点施設としての機能を果たせるよう、維持管理に努めてまいります。

【図書館】

図書館につきましては、利用者の皆様の期待に応える蔵書整備と森町の地域資料の収集に努め、町民の皆様の学習活動への支援と潤いのある生活の一部となりますよう、活動の充実を図ってまいります。そのためにも、新刊書情報の提供を進めてまいります。

また、子ども達の豊かな成長を願うブックスタートや絵本の読み聞かせなど、子ども達がより読書に親しむ事業を推進するとともに、児童図書の実を図り、本に親しむ環境整

備に努めてまいります。

【社会体育】

スポーツの振興につきましては、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現に努めてまいります。

そのために、体育協会やスポーツ推進委員の皆様と連携を図りながら、町民の皆様のニーズに応じた各種スポーツ教室や大会を開催し、多様なスポーツが楽しめる機会の拡充に努めてまいります。

子ども達のスポーツ活動につきましては、スポーツとの出会いと楽しさを知ってもらうために、スポーツ少年団活動への支援を進めてまいります。また、スポーツ少年団は、技術の向上だけでなく、心身の成長にも大切な場であることから、指導者の専門的知識や指導技術の修得のため、研修機会の拡充を図ってまいります。

本年9月には、第71回全国レクリエーション大会ペタンク競技が森町で開催されることから、全国から参加の皆様に森町の素晴らしさを体験していただけるよう、実行委員会への支援を進めてまいります。

体育施設につきましては、町民体育館やふるさと交流館などの拠点施設を有効に活用し、さらなる各施設の活性化に努めてまいります。

Ⅲ むすびに

これからの森町を支えていくのは、社会で自立して活躍できる力や互いを思いやる優しい心を持ち、森町で育ったことを誇りとして、町の発展に主体的に参画しようとする強い意志を持つ人材であると考えます。

森町の未来の担い手である子ども達は、一人ひとりがかけがえのない存在であります。この子ども達が失敗や困難に屈することなく、前向きに努力し、優れた社会の形成者として成長していくためには、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有しながら、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。

また、生涯を通して豊かに学び、住みよい地域づくりを町ぐるみで推進し、心豊かな地域社会の実現につなげていくことが重要になります。

平成29年度より、森町でも新たな教育委員会制度がスタートいたします。町長と教育委員が重要施策について協議するなど、今まで以上に将来を見据えた教育行政の推進が求められております。

森町教育委員会は、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第19号ないし議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第21号 平成29年度森町一般会計予算、議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算、議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算、以上12案件を会議規則第37条により一括議題とします。

議案第19号から議案第30号まで提案理由の説明を求めます。

議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

○消防長（山下英一君） それでは、議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

裏面をごらん願います。あわせて資料1の1を提出しておりますので、資料によりご説明をいたします。1ページ目をごらん願います。提案理由につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の処遇改善を目的に年報酬及び費用弁償の額を見直しするため、森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例第15条及び別表第1の年報酬の支給額と別表第2の費用弁償の区分並びに支給額をそれぞれ改正しようとするものでございます。

主たる改正内容につきましては、2ページ目をごらんください。森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の新旧対照表のとおり改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成29年4月1日からとするものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて、議会の議

決を求めるとするものでございます。

なお、変更理由書といたしまして、資料ナンバー2を提出しております。

変更内容についてご説明いたします。過疎地域自立促進市町村計画変更は、議案の裏面から13枚物となっております。

変更しようとする計画の区分ですが、表の左に記載されております1の基本的な事項から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項までの区分に公共施設等総合管理計画との整合の文言を追加しており、表の右側、変更後に基本的な考えなどをアンダーラインにて記述をし、計画書本文に追加しております。

同じく計画の区分4の生活環境の整備、計画区分5の高齢者等の保健、福祉の向上及び増進において（1）の現状と問題点、（2）のその他について表の右側、変更後にアンダーラインにて記述をし、計画書を本文に追加しております。

続きまして、変更しようとする事業内容についてご説明いたします。5点ございます。まず、1点目ですが、変更しようとする計画の区分ですが、議案裏面から3枚目となります。4の生活環境の整備です。変更しようとする事業内容は、町有建物解体事業の追加です。老朽化により危険度の高い上台町JRアパートの横にあります旧緊急避難住宅及び附帯施設を解体し、付近の住民の安全な暮らしを確保するものです。

2点目、変更しようとする計画の区分ですが、同じく4の生活環境の整備です。変更しようとする事業内容は、資材庫等解体事業の追加です。老朽化により危険度の高い旧砂原国保病院の上にあります防災資材庫及び附帯施設を解体し、付近の住民の安全な暮らしを確保するものです。

3点目、変更しようとする計画の区分ですが、同じく4の生活環境の整備です。変更しようとする事業内容は、砂原支署訓練塔撤去事業の追加です。老朽化により剥落等の危険度の高い訓練塔を撤去し、付近の住民の安全な暮らしを確保するものです。

4点目です。変更しようとする計画の区分ですが、議案裏面から7枚目となります。5の高齢者等の保健、福祉の向上及び増進です。変更しようとする事業内容は、地域密着型特別養護老人ホームの整備の追加です。高齢者福祉施設の充実を図るため新たに施設を整備するものです。

最後5点目です。変更しようとする計画の区分ですが、議案裏面から9枚目となります。6の医療の確保です。変更しようとする事業の内容は、子ども医療費の助成事業の追加です。疾病の早期診断と早期治療を促進するため、子ども医療費を町独自に拡充し、その保護者に助成をするものです。

また、変更しようとする計画の区分、11の事業計画につきましては、過疎地域自立促進特別対策事業分、いわゆるソフト事業分の計画について上記の事業の中から4つのソフト事業を追加したものであります。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（野村 洋君） 議案第21号 平成29年度森町一般会計予算、事項別明細書に入る

前に別紙資料１、平成29年度森町各会計予算総括表により長瀬総務課長、説明してください。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第21号から30号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

皆様に配付しております資料１、予算審査特別委員会の資料ナンバー３、平成29年度森町各会計予算総括表をごらん願います。

まず、一般会計ですが、平成29年度予算総額は117億9,312万3,000円で、前年度対比は19億5,777万2,000円の増額で19.9%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、予算額は32億7,906万1,000円で、前年度対比は4,938万円の減額でマイナス1.5%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、予算額は２億2,693万5,000円で、前年度対比は505万9,000円の増額で2.3%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、予算額は17億8,333万8,000円で、前年度対比は5,231万円の増額で3.0%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、予算額は２億7,698万5,000円で、前年度対比は2,992万9,000円の増額で12.1%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、予算額は2,228万3,000円で、前年度対比は660万5,000円の増額で42.1%の伸び率となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、予算額は4,915万3,000円で、前年度対比は759万2,000円の減額でマイナス13.4%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、９億3,206万2,000円で、前年度対比は4,804万5,000円の増額で5.4%の伸び率となっております。支出は11億7,069万8,000円で、前年度対比は337万円の減額でマイナス0.3%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入、支出ともに１億7,569万9,000円で、前年度対比は3,850万7,000円の増額で28.1%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、２億9,920万5,000円で、前年度対比は331万9,000円の増額で1.1%の伸び率となっております。支出は２億9,847万8,000円で、前年度対比は734万3,000円の減額でマイナス2.4%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は１億6,470万円で、前年度対比は5,520万円の増額で50.4%の伸び率となっております。支出は１億8,775万1,000円で、前年度対比は4,970万7,000円の増額で36.0%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支の収入、支出ともに４億6,747万4,000円で、前年度対比は496万8,000円の減額でマイナス1.1%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は２億4,977万8,000円で、前年度対比は4,087万3,000円の減額でマイナス14.1%の伸び率となっております。支出は３億7,188万円で、前年度対比は4,134万4,000円の減額でマイナス10.0%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして歳入及び収入の総額が197億1,979万6,000円で、前年度対比は20億9,393万3,000円の増額で11.9%の伸び率となっております。歳出及び支出では201億285万8,000円で、前年度対比は20億2,589万2,000円の増額で11.2%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次のページをお開き願います。平成29年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、平成29年度の地方財政計画をもとに、また平成28年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、次のページになります。この表は、一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成19年度から29年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。平成28年度末の起債現在高見込み額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー4ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、平成29年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、18ページから。歳入の説明をしていただきます。

○税務課長（山田真人君） それでは、18ページの歳入、款1町税、項1町民税から20ページ、項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。別紙説明資料5の税1、税2を提出しておりますので、あわせてご参照願います。

18ページ、項1町民税、目1個人分であります。前年度の課税実績等を勘案し、現年度分、滞納繰り越し分、合計で5億8,933万5,000円を計上いたしました。前年度対比は7,363万5,000円の増額となっております。

目2法人分につきましては、現年度分、滞納繰り越し分、合計で1億1,137万4,000円、前年度と同程度の予算計上額となっております。

項2固定資産税につきましては、特に家屋に係る課税客体の増加等を勘案し、前年度対比6,263万3,000円の増額とし、7億3,954万4,000円を計上したところで。

項3軽自動車税につきましては、前年度対比391万2,000円の増額とし、3,873万2,000円を計上いたしました。

20ページをお開きください。項4たばこ税であります。前年度の実績見込み等を勘案

いたしまして、前年度対比222万7,000円減額の1億8,305万2,000円を計上しております。

次に、項6入湯税につきまして、前年度対比96万円増額の816万1,000円を計上したところでございます。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、町税以外の歳入についてご説明いたします。

款2地方譲与税、22ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、24ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、26ページの款9地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款10地方交付税ですが、総額45億2,000万円で、前年度対比は4,000万円の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は40億8,000万円で、前年度対比は3,000万円の減額となっております。また、特別交付税は、前年度の交付見込み額を勘案して1,000万円の減額計上をしたところです。

款11交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込み額を勘案して計上したところです。

款12分担金及び負担金ですが、保育児童負担金や国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金などを計上しております。

28ページの款13使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

34ページの款14国庫支出金、また36ページの款15道支出金ですが、現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものです。

42ページの款16財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売り払いなどを勘案しながら計上したものです。

44ページの款17寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございますが、目4ふるさと納税寄附金では7億円を見込んだところです。

款18繰入金ですが、項1基金繰入金のうち財政調整基金の2億9,502万6,000円で収支の均衡を図るものであります。

46ページの款19繰越金ですが、前年度同額4,000万円を計上しております。

款20諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子は、それぞれ名目計上としております。

項3貸付金元利収入は、制度に基づき計上したものです。

48ページの項4受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案し、計上したものです。

項5学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

項6雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

50ページの款21町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 歳出に入ります。歳出の56、57ページの款1 議会費から款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、目2 人事管理費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、歳出につきまして説明いたします。

56ページの款1 議会費ですが、節1 議員報酬から節19負担金補助及び交付金まで総額7,714万7,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、58ページからの款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、60ページからの目2 人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

○議長（野村 洋君） 目3 文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、62ページ下段から目3 文書広報費ですが、広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費が主なものであります。節18備品購入費は、広報活動用デジタルカメラ1台の購入経費であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 財産管理費。

○総務課長（長瀬賢一君） 続きまして、目4 財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目5 砂原支所費。

○地域振興課長（角野雄平君） 砂原支所費について、主なものとしましては、施設維持に関する経常経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目6 企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 66ページ下段からの目6 企画費ですが、第2次森町総合開発振興計画策定に係る経費として審議会委員報酬と節13では基本計画策定に係ります委託料を計上しております。また、節19負担金補助及び交付金につきましては渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものでありますが、わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金など、前年度に引き続き計上しております。なお、資料ナンバー6に第1次森町総合開発振興計画実施計画調書を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7 情報推進費。

○総務課長（長瀬賢一君） 続きまして、目7 情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機等に係る消耗品や情報端末機器の借り上げ料などが主なものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目 8 交通安全対策費、目 9 防災対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 70ページ、71ページ上段でございます。目 8 交通安全対策費でございます。節15工事請負費につきましては、カーブミラー、町道区画線の交通安全施設整備工事でございます。節19負担金補助及び交付金は、森町交通安全運動推進委員会及び森町交通安全協会への補助金でございます。その他につきましては、経常的な経費となります。

続きまして、目 9 防災対策費でございますが、主な経費についてご説明いたします。節 11の需用費、消耗品費でございますが、アルファ米などの備蓄品購入が主なものでございます。次に、節13委託料のデジタル防災行政無線整備工事施工監理業務委託料及び72ページ、73ページになります節15工事請負費のデジタル防災行政無線整備工事であります。平成28年度から30年度の3カ年計画によりまして整備をしようとする防災行政無線デジタル化に要する経費でございます。資料ナンバー 8を提出しております。ご参照願います。節19負担金補助及び交付金の森町地域防災活動支援事業補助金でございますが、防災士資格の取得予定者への補助金でございます。資格取得後におきまして自主防災組織等での活動など地域防災力の向上を図るためのものでございます。4名分を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 72ページ中段からの目10定住対策費ですが、節19負担金補助及び交付金では町の分譲地を購入し、住宅を建築した方が規定の要件を満たし申請を行った者に対し奨励金を交付する経費を計上しております。また、節25積立金につきましては、分譲販売を基金に積み立て、内部留保するものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11諸費。

○総務課長（長瀬賢一君） 続きまして、目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しておりますが、節19負担金補助及び交付金のグリーンピア大沼施設整備投資等補助金 1 億8,800万円は、地域経済の活性化及び町民の福利厚生の実現を図るためグリーンピア大沼施設の設備改修費及び住民還元サービスに係る事業費に対して補助するものです。資料ナンバー 9を提出しております。また、節25の積立金は、グリーンピア大沼が納付する固定資産税に相当する財源と基金の預金利息を積み立てようとするものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目 0 ふるさと応援対策費。

○総務課長（長瀬賢一君） 続きまして、目 0 ふるさと応援対策費ですが、この科目につきましては予算の組み替えをしておりますので、後ほど款 7 の商工費でご説明いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項 2 徴税费、目 1 税務総務費、目 2 賦課徴収費。

○税務課長（山田真人君） 74ページからの項2徴税費についてご説明いたします。目1税務総務費の節8報償費は、小中学生に対する税を考える週間、書道展への出展に対する記念品等であります。その他の経費につきましては、経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費であります。節13委託料の主なものといたしましては町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。76、77ページ、節19負担金補助及び交付金につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなっております。その他の経費につきましては、経常的経費でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（島田宏信君） 76ページ下段からの項3目1戸籍住民基本台帳費について説明いたします。戸籍事務及び住民基本台帳事務などに係る経常的な経費であります。77ページ、節13委託料3,336万1,000円は、当該事業に係る電算システム委託料が主なものであります。同じく節14使用料及び賃借料677万5,000円は、各種電算システムの機器借り上げ料です。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目4森町長選挙費まで。

○選管書記長（菊池一夫君） 項4選挙費についてご説明申し上げます。78ページから79ページにかけての中段でございます。目1選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5統計調査費、目1統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 80ページ上段、項5統計調査費、目1統計調査費は、工業統計調査、就業構造基本調査などの実施に要する費用でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6監査委員費、目1監査委員費。

○監査事務局書記長（菊池一夫君） 80ページから81ページの中段、項6監査委員費、目1監査委員費でございます。監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（島田宏信君） 80ページ下段からの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきまして、地域福祉、社会福祉全般にわたるものを計上しております。83ページ上段、節11需用費は、防犯灯の電気料1,920万円、修繕料300万円を計上しているのが主なものです。次に、節14使用料及び賃借料1,002万3,000円は、森町防犯灯等LED導入整備後に係る借り上げ料であります。資料として10番をご参照願います。次に、節19負担金補助及び交付金625万9,000円は、民生委員協議会、町内会連合会への補助金などが

主なものであります。

次に、82ページ中段からの目2国民年金費につきましては、国民年金事務に係る経常的な経費であり、節13委託料214万3,000円の電算業務に係るものが主なものです。

次に、82ページ下段から85ページ中段までの社会福祉施設費2,260万7,000円につきましては、各地域会館など住民生活課所管の社会福祉施設に係る電気料、燃料代等の光熱水費を初め、施設の維持管理費用が主なものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 84ページ中段、目4老人福祉総務費についてご説明いたします。高齢者全般に係る福祉事業、各種の負担金、扶助費、また他会計への繰出金を見込み、予算計上しております。85ページ、節8報償費の主なものは、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品代となります。節11需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等で、現在75名の方が利用されております。87ページ、節13委託料は、現在97台設置しております緊急通報システム端末機の点検委託料となります。介護度がつかない高齢者を対象とします生きがい活動支援通所事業及び現在244名が登録し、森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものとなっております。節18備品購入費は、緊急通報システム端末機10台分を購入する予算を計上しております。節19負担金補助及び交付金7億6,456万5,000円は、主なものとして森町シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会補助金、森町駒ヶ峯温泉ちやっぶ林館等高齢者入浴料金助成事業補助金、森町高齢者地域ぬくもり事業補助金及び高齢者福祉施設整備事業補助金並びに介護サービス提供基盤等整備事業費補助金の予算を計上しております。対前年度の比較につきましては、予算審査特別委員会資料1、ナンバー4、一般会計負担金補助及び交付金調べ（3）をご参照願います。節20扶助費は、老人福祉施設の入所者の措置費及び高齢者の在宅者の維持支援に係る経費で外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものでございます。節28繰出金は、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計へ繰り出しするものとなっております。

88ページをお開き願います。目5障害者福祉費についてご説明いたします。89ページ、節13委託料469万4,000円は、障がい者の在宅生活を支援するための経費で、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料が主なものとなっております。節20扶助費は、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものとなっております。老人福祉費及び障害者福祉費の主な施策概要につきましては、予算審査特別委員会資料1、ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

90ページ、目6心身障害者医療費及び目7ひとり親医療費は、重度障がい者、ひとり親家庭への医療費扶助が主なものとなっております。

目8後期高齢者医療費について説明させていただきます。91ページ、節19負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担分となります。

節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分や事務費分として繰り出ししております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目4へき地保育所費まで。

○住民生活課長（島田宏信君） 90ページ中段からの項2児童福祉費に入ります。目1児童福祉総務費の95ページ中段の節、報償費716万円は、ことぶき出産奨励金であります。同じく91ページ下段、節19負担金補助及び交付金4,030万1,000円は、民間保育園に対する補助金と助成金、学童保育施設への運営事業補助金が主なものです。また、93ページ、節20扶助費2億686万5,000円は、中学終了前までの児童手当分であります。

次に、92ページ中段から目2児童福祉施設費につきまして、森川児童館及び学童保育施設の管理運営に係る費用が主なものであります。

次に、92ページ中段から95ページ上段までの目3保育所費につきましては、町内3カ所の保育所の管理運営に係る費用を計上しております。93ページ中段の節7賃金7,766万8,000円は、保育補助や保育延長対応のための臨時保育士等賃金及び清掃員等賃金に係るものであります。節11需用費2,896万5,000円は、給食の賄い材料費などの経常経費であります。また、95ページ、節13委託料996万3,000円のうち広域入所児童委託料600万円が主なものです。

次に、94ページ中段から97ページ上段の目4へき地保育所費850万1,000円につきましては、臨時保育士等の賃金、需用費など濁川保育所の管理運営に係る費用を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目5障害児通所支援費から目7未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 96ページ、目5障害児通所支援費は、姫川で行っておりますあいあいクラブの運営経費となります。97ページ、節20扶助費の児童発達支援費は、国保連合会へ支払った分が国保連合会を通じて歳入となります。

98ページ、目6子ども医療費は、中学生までの医療助成に要する扶助費として2,220万1,000円を計上しております。

目7未熟児医療費、節20扶助費は、4名分の未熟児医療費を見込み計上しております。未熟児医療費につきましては、本来2割負担ですが、森町乳幼児医療などの助成等により保護者には負担が生じておりません。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（島田宏信君） 98ページ、項3災害救助費、目1災害救助費60万円につきましては、火災などの災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

○議長（野村 洋君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費、目2環境衛生費。

○住民生活課長（島田宏信君） 98ページ中段からの款4衛生費に入ります。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費13万1,000円につきましては、保健衛生に係る経常費用を計上しております。

同じく目2環境衛生費4,092万4,000円ですが、ここでは火葬場及び墓地の管理費用並びにキツネの駆除や蜂駆除、飼い犬、野犬対策等の費用を計上しております。101ページ中段の節13委託料1,135万4,000円では、町内各墓地の草刈り業務のための墓地草刈り作業業務委託料249万6,000円、さわら斎場の火葬業務委託料289万6,000円などを計上しております。節15工事請負費1,507万4,000円は、森町葬苑2号炉再燃焼炉セラミック補修工事とさわら斎場2号炉主燃・再燃焼耐火物全面積みかえ工事です。さわら斎場の工事につきましては、資料12を提出しております。

○議長（野村 洋君） 目3予防費から目6病院費まで。

○保健福祉課参事（金丸由起子君） 102ページ上段、項1保健衛生費、目3予防費ですが、この科目につきましては、予防接種や妊婦一般健康診査、乳幼児健診等に係る費用が主なものとなっております。103ページ、節13委託料の増額につきましては、主にB型肝炎ワクチン、日本脳炎ワクチンに係る経費となっております。節19負担金補助及び交付金には、昨年に引き続き不妊治療費助成金、妊産婦健康診査等交通費助成金を計上しております。

次に、104ページ上段、目4保健事業費ですが、各種がん検診や健康教室など成人に係る事業費用が主なものとなっております。

次に、106ページ、目5保健センター管理費につきましては、森町保健センターの管理運営に係る経費となっております。

次に、106ページ中段の目6病院費ですが、国保病院事業会計への補助金及び出資金並びに繰出金となっております。

資料の14で平成29年度保健事業一覧を提出してございますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（山本 憲君） 106ページ下段から111ページまでの項2清掃費についてご説明いたします。目1清掃総務費でございますが、有料指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年度に比較して965万3,000円増額となっておりますが、支出区分変更に伴う臨時職員の賃金、有料指定ごみ袋購入費及び広域連合負担金の増が主な要因となっております。資料ナンバー15をご参照願います。

次に、108ページ中段の目2ごみ処理施設費でございますが、森地区と砂原地区にある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。資料ナンバー16をご参照願います。

次に、108ページ下段から111ページの目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理施設に係る経費が主なものでございますが、節11需用費で家庭ごみ分別大辞典の更新に249万5,000円、また節18備品購入費でリサイクルプラザのトラック

スケールデータ処理装置の更新に344万7,000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 112ページ、113ページ上段の款5労働費についてご説明いたします。目1労働諸費につきましては、出稼ぎ労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費。

○農委事務局長（鈴木修一君） 112ページ中段の款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費についてご説明いたします。農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目2農業総務費から項2林業費、目4林道事業費まで。

○農林課長（宮崎 渉君） 112ページ下段から114ページ上段にかけての目2農業総務費につきましては、各協議会等への負担金、補助金、また環境保全に寄与する有機栽培への交付金と新規就農者への給付金が主なものでございます。

続きまして、目3農業振興費につきましては、森町基幹集落センターの維持管理費が主なものでございます。

中段の目4畜産業費でございますが、枝肉格付業務員の賃金と町営牧場における維持管理費、ばんば大会への補助金が主なものでございます。

下段、116ページにかけての目5農地費につきましては、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の地元負担金、駒ヶ岳濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金、農道白川東部4号線下に設置する沈砂池の工事請負費等が主なものでございます。資料1の17をご参照願います。

下段から118ページ上段にかけての目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設等の維持管理に係る費用でございます。

続きまして、目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に係る費用でございます。

続いて、目8熱水利用園芸施設費につきましては、地熱発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理費でございます。

下段の目9山村振興施設管理費につきましては、ちゃっぷ林館における修繕料等でございます。

次に、120ページ上段からの項2林業費でございますが、目1林業総務費につきましては山火事予防巡視人に係る賃金と熊、鹿駆除対策に係る報償費が主なものでございます。

下段の目2林業振興費につきまして節15工事請負費では、町有林の造林及び保育工事に係るものであり、資料2の19をご参照願います。節19負担金補助及び交付金の未来につな

ぐ森づくり推進事業補助金は、民有林の造林事業に対し補助をするものであり、資料2の20をご参照願います。また、新規事業として創設しました炭ずみまで地域材を使おう・もりだくさんプロジェクト補助金は、町内で生産されます地域材と木炭を住宅利用する方に補助するものであり、資料2の18をご参照願います。

続いて、122ページ上段からの目3分収林事業費につきましては、分収林契約地に係る費用でございまして、栗ヶ丘、尾白内団地の保育植栽工事を実施するものでございます。資料2の21をご参照願います。

最後に、目4林道事業費につきましては、清滝林道の改良工事に係る費用でございます。こちらにつきましては、平成28年度において予算計上しておりましたが、台風等の影響により延期してきたものを改めて予算化させていただくものであります。資料2の22をご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（黒川安明君） それでは、122ページから128ページの水産業費についてご説明いたします。122、123ページ中段から124、125ページ中段の目1水産業総務費の節19負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体及び協議会等への負担金などが主なものでございます。節28繰出金は、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計への森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、124、125ページ下段から126、127ページ上段の目2水産業振興費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金のうち水産物供給基盤機能保全事業負担金950万円は、蛸谷漁港の老朽化対策として改修事業に伴う地元負担分でございます。資料2のナンバー23を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。また、森漁港荷さばき施設整備事業補助金は補助対象経費の4分の1を町が上乗せ補助し、国費と町補助金合わせて1億5,114万7,000円を計上しております。

次に、126、127ページ上段の目3水産施設管理費でございます。森町水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設運営に伴う経費でございます。そのうち節13委託料につきましては、水産系副産物の肥料製造業務委託料と漁業系廃棄物リサイクル施設における作業業務委託料が主なものでございます。節18備品購入費の1,850万円は、ホイールローダー購入によるものでございます。

次に、下段の目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設に係る経常経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 128ページ、129ページ中段の款7商工費、目1商工業振興費についてご説明いたします。節19負担金補助及び交付金についてであります、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、砂原商工会、森商店会、楽市楽座

もりまち食K I N G市等への補助金が主なものでございます。森商店会補助金につきましては、商店会が新たなポイントカードシステムの導入を行うため、その費用の一部に助成を行うものでございます。資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。また、地域経済対策事業（プレミアム商品券発行事業）補助金につきましては、町内商工業者の景気浮揚策としてプレミアム商品券を販売し、地域経済の活性化を図るため森商工会議所、砂原商工会が共同で行う事業に対して助成を行うものでございます。資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目2 観光費。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） 129ページ下段の節9 旅費は、東京や大阪などで開催される観光商談会への参加に要する経費でございます。また、その下、節11 需用費は2つの道の駅などの維持管理に係る経費。また、1枚めくっていただきまして、131ページ中段の節13 委託料のうち桜樹管理指導委託料の41万円は、主に百年桜や森町固有の桜について専門的見地による観察の実施と今後の維持管理の方法について助言や指導を得るための経費でございます。131ページ下段から133ページ上段の節19 負担金補助及び交付金は、森観光協会補助金、森町花いっぱい運動推進協議会補助金、環駒ヶ岳広域観光協議会負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目3 ふるさと応援対策費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 続きまして、132ページ、133ページ中段の目3 ふるさと応援対策費をご説明いたします。ここではふるさと納税にかかわる記念品、通信運搬費、代行業務委託料、積立金などを計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に入る前に、住民生活課の関連、98ページ開いてください。訂正がございます。

○住民生活課長（島田宏信君） 目2 環境衛生費で予算額を4,092万4,000円と説明いたしましたが、4,130万8,000円の間違いですので、訂正させていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて行きます。款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費から項3 河川海岸費、目1 河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 132ページ下段、款8 土木費、項1 土木管理費から139ページ、項3 河川海岸費までについてご説明いたします。

132ページ、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、節13委託料の公共敷地等調査測量委託料、135ページ、節14使用料及び賃借料の道路排水用地などに係る土地の借り上げ料、節19負担金補助及び交付金では各種協会などの負担金が主なものでございます。

続きまして、目2 給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節13委託料の給水施設保守点検業務委託料が主なものでございます。

続きまして、項2 道路橋梁費ですが、目1 道路橋梁総務費につきましては、節11需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングなどに係る電気料、節13委託料の道路台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2 道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費で、主なものといたしまして137ページ、節13委託料では除雪業務に係る委託料、暗渠側溝清掃業務委託料、橋梁長寿命化橋梁点検委託料、橋梁補修設計業務委託料、森町管内道路附属物調査業務委託料が主なものでございます。資料ナンバー26、27、28を提出しておりますので、ご参照願います。節15工事請負費は、町内一円の町道舗装補修工事と森町管内橋梁補修工事でございます。資料ナンバー26を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、下段の目3 道路橋梁新設改良費ですが、節13委託料の町道排水施設調査設計委託業務、節15工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事、森川地区の町道流末排水整備工事、尾白内地区の町道排水施設整備工事が主なものでございます。資料ナンバー29、資料ナンバー30を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、138ページ、項3 河川海岸費、目1 河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で主なものといたしまして、節15工事請負費の普通河川埋塞土砂除去工事及び静溝整備工事でございます。資料ナンバー31、32を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4 港湾費、目1 港湾管理費。

○水産課参事（岩瀬英一君） 款8 土木費、項4 港湾費についてご説明いたします。138ページ下段から141ページ中段までの項4 港湾費、目1 港湾管理費であります。港湾に係る通常の維持管理経費のほか、141ページ、節13委託料における森港維持管理点検業務委託料及び節19負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。それぞれ資料ナンバー33、34を提出しておりますので、ご参照願います。節28繰出金は、公有水面埋め立て工事を予定する森町港湾整備事業特別会計に繰り入れするものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 都市計画費、目1 都市計画総務費から項6 住宅費、目2 空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 続きまして、140ページ、項5 都市計画費から147ページ、項6 住宅費までをご説明いたします。

項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、節15工事請負費の森川公園に係る都市計画公園改修工事が主なものでございます。資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2公園費ですが、公園や広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、143ページ、節13委託料の公園管理等業務委託料、公園樹木整枝業務委託料、ハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理委託料が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、142ページ下段、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節11需用費における光熱水費は共用部や外灯に係る電気料、修繕料は小破修繕や給排水ポンプ等の修繕に係るものでございます。節13委託料では、消防設備保守点検委託料、特殊建築物定期報告調査業務委託料、町営住宅浄化槽維持管理業務委託料、町営住宅専用水道及び配水設備保守点検委託料、町営住宅屋根外壁等改修工事实施設計委託料が主なものでございます。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。節15工事請負費につきましては、資料ナンバー36の町営住宅屋根ふきかえ工事、資料ナンバー37の町営住宅公園改修工事でございます。

続きまして、146ページ、目2空き家対策費ですが、節13委託料の空き家対策業務委託料は、平成28年度に実施いたしました空き家に関する実態調査の結果をもとに基本計画を策定する業務であります。節14使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（山下英一君） 引き続き、146ページ中段から153ページ上段まで、款9消防費、項1消防費についてご説明を申し上げます。146ページ中段から目1常備消防費でございます。147ページ中段、節9旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ新規採用初任教育課程及び救急隊員資格の取得として救急科へそれぞれの入校と、札幌市消防局救急救命士養成所へ入所させての救急救命士養成であります。救急救命士の特定行為の取得として札幌医大での拡大処置講習と函館市内病院での気管挿管実習であり、また市立函館病院での救急救命士への気管挿管再認定講習でございます。さらに、緊急自動車の運転技能の向上を目的に茨城県ひたちなか市にあります安全運転中央研修所へ指導員養成のため派遣をいたします。次に、149ページ中段、節18節備品購入費でございますが、主なものにつきましては油圧救助資機材、空気呼吸器ボンベ、認証工場備えつけ備品での一酸化炭素、炭化水素測定器と地域採用2名の防火衣を購入するものでございます。油圧救助資機材購入につきましては、資料2のナンバー39を提出しておりますので、ご参照願います。149ページ中段、節19負担金補助及び交付金でございますが、北海道消防学校負担金は初任教育

及び救急科並びに救急救命士の処置拡大講習と気管挿管再認定講習であり、また151ページ上段、救急救命士養成に係る負担金及び緊急自動車の運転技能者養成負担金であります。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、150ページ上段からは、目2非常備消防費でございます。151ページ下段、節18備品購入費につきましては、機械器具として消防車用バッテリー、分団用石油ストーブを購入するものでございます。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

続きまして、150ページ下段からは、目3消防施設費でございます。153ページ上段、節15工事請負費につきましては、消防署砂原支署の救助訓練用鉄塔の撤去工事と第5分団詰所屋根のふきかえ及び天井の一部張りかえ工事であります。資料2のナンバー40及びナンバー41をそれぞれ提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目4災害対策費でございます。災害時の応急対策に要する経費でありまして、職員の時間外勤務手当、建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（安藤 仁君） 152ページ下段の項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。155ページ中段の節13委託料では、森高等学校部活バス運行業務の委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。

続きまして、156ページ中段から163ページ上段の項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校8校の維持管理経費でございます。161ページ、節15工事請負費では、小学校屋外運動場幅跳び施設新設工事費と濁川小学校水道施設ポンプ改修工事費でございます。資料2、ナンバー44、45を提出しておりますので、ご参照願います。節18備品購入費では、さわら小学校のスクールバス1台の購入経費が主なものでございます。資料2、ナンバー46を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、160ページから163ページ上段の目2教育振興費では、各小学校における教育活動に伴う経費でございます。161ページ下段の節19負担金補助及び交付金では、修学旅行等児童負担金を計上しております。163ページ上段の節20扶助費では、要保護、準要保護

世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

目3 学校建設費では、さわら小学校体育館つり天井等改修工事に係る経費でございます。資料2、ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、162ページ中段から167ページ中段の項3 中学校費、目1 学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。165ページ下段の節15 工事請負費では、森中学校体育館バスケットゴール新設工事に係る経費でございます。資料2、ナンバー48を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、166、167ページ上段の目2 教育振興費では、各中学校における教育活動に伴う経費でございます。節19 負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節20 扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

続きまして、166ページ下段から171ページ上段の項4 幼稚園費、目1 幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。169ページの節13 委託料では、さわら幼稚園整備工事調査設計業務委託料を計上しております。資料2、ナンバー49を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 社会教育費、目1 社会教育総務費から目2 公民館費まで。

○社会教育課長（宮崎弘光君） 170ページ中段からの項5 社会教育費、目1 社会教育総務費についてご説明いたします。節1 報酬の社会教育中期計画策定委員報酬は、計画期間が平成30年度から平成34年度の5カ年間となる第3次森町社会教育振興中期計画を策定するためのものでございます。節8 報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節13 委託料は、施設管理業務委託料や芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。173ページ上段の節19 負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会への補助金が主なものでございます、なお、資料ナンバー50の1ページ、2ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、172ページ下段からの目2 公民館費についてご説明いたします。節8 報償費は、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節11 需用費につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。175ページ上段の節13 委託料につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費及び文化講演会委託料が主なものでございます。なお、資料ナンバー50の3ページを提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3 図書館費。

○図書館長（中島将尊君） 続きまして、176ページ上段、目3 図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでありますが、節4 共済費、節7 賃金は図書整理臨時職員に係る健康保険、厚生年金保険、賃金を計上しております。

節14使用料及び賃借料は、建物施設借り上げ料が主なものでございます。節18備品購入費は、図書購入費でございます。なお、資料ナンバー50の4ページに社会教育関係事業計画表を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4文化財振興費。

○社会教育課長（宮崎弘光君） 176ページ下段からの目4文化財振興費についてご説明いたします。国の補助事業として町内遺跡の内容確認調査や文化財関係、森町遺跡発掘調査事務所などに要する経費が主なものでございます。資料ナンバー51を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費。

○体育課長（金丸孝也君） 180ページ上段から181ページ中段にかけましての目1保健体育総務費でございますが、この科目はスポーツ推進委員の活動経費や体育協会、スポーツ少年団などの活動費の助成や各種スポーツ大会などへの参加負担金が主なものとなっております。181ページ中段の節19負担金補助及び交付金の新規のものとしたしまして、今年の9月に第71回全国レクリエーション大会の中でペタンク競技が当町において開催されることから、ペタンク大会実行委員会に対し必要経費の一部を補助しようとするものでございます。なお、資料ナンバー4、一般会計負担金補助及び交付金調の10ページと資料ナンバー50、社会教育関係事業計画表の5ページから7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、180ページ下段から185ページ上段にかけましての目2体育施設費でございますが、この科目は森地区の町民体育館を初めとする各体育施設、砂原地区のふれあいの森、ふるさと交流館などに係る維持管理経費が主なものでございます。新規のものとしたしまして、節13委託料では体育施設植栽木の剪定委託業務に係る経費を計上しております。また、185ページ上段の節18備品購入費ではランニングマシン1台と自走式の芝刈り機1台の購入経費となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3学校給食費。

○給食センター長（金丸義樹君） 184ページ中段から187ページまで、目3学校給食費についてご説明いたします。185ページ中段、節4共済費及び節7賃金につきましては、臨時調理員8名、パート調理員5名に係る健康保険料や賃金でございます。節11需用費につきましては、調理に要しますボイラーへの重油などの燃料費及び電気料、上下水道料の光熱水費のほか、給食の材料となります賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては、平成28年度に引き続きまして子育て支援の拡充に係る増額分を含んだ額を計上しております。185ページ下段から187ページ中段の節13委託料につきましては、給食センターに設置されております各種機器や設備に係る保守点検のほか、各学校へ給食

を配食する配送委託料や給食費を管理するシステム委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 186ページ、187ページの款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節14使用料及び賃借料の災害復旧時における重機の借り上げ料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項 1 公債費、目 1 元金から款13予備費、項 1 予備費、目 1 予備費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） 188ページの款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

199ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ32億7,906万1,000円にしようとするものです。前年度当初予算に比べ4,938万円の減額となっております。医療費推計、医療費の推移について、予算審査特別委員会資料2、ナンバー52を提出しておりますので、ご参照願います。

歳入の主なものについてご説明いたします。212ページをお開き願います。保険税の収入は、被保険者数の減少を見込み、一般被保険者と退職被保険者の予算額合計は前年度比較570万6,000円の減額を見込み計上しております。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1、医療費給付費分から節 3、介護納付金分までの現年度課税分につきましては、収納率を88%として算出しております。節 4、医療給付費分から節 6、介護納付金分までの滞納繰り越し分の収納率につきましては、19%を見込み、予算計上しております。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、現年度課税分の収納率を94%、滞納繰り越し分の収納率につきましては19%を見込み、予算計上しております。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費負担金、節 1 現年度分は、各医療費や後期高齢者支援分、また介護給付金に対しまして32%の負担率を掛けたものを計上しております。

目 2 高額医療費共同事業負担金は、高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものとなっております。

214ページをお開き願います。款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金及

び目 2 特別調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡や特別事情を考慮し、交付されるものとなっております。

款 4 療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款 5 前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在にかかわる保険者間の負担の不均衡に対して各保険者の加入数に応じて支払基金から交付されるものとなっております。

216ページをお開き願います。款 6 道支出金、項 1 道負担金及び項 2 道補助金は、国庫支出金と同様の理由により交付されるものとなっております。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、高額医療費拠出金を財源とした保険事業で、レセプト 1 件当たり 80 万円以上の交付基準を超過したのに対して国保連合会から交付されるものとなっております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業拠出金を財源として、保険事業でレセプト 1 件当たり 1 円以上 80 万円未満を対象として国保連合会から交付されるものです。

款 8 繰入金、目 1 一般会計繰入金 2 億 4,299 万円は、ルール分等として一般会計から繰り入れしていただくものとなっております。

224ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員 2 名の人件費及び事務費の経常経費となっております。

226ページ中段、款 1 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節 19 負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となっております。

項 3 運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務経費です。

228ページ、項 5 特別対策事業費、目 1 収納率向上特別対策事業費及び目 2 医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上対策やレセプト点検等の医療費の適正化を図るための人件費及び事務費です。

230ページ、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、療養給付費及び療養費の合計は、4.4%減の 16 億 6,383 万 6,000 円を計上しております。

232ページ、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費及び目 2 退職被保険者等高額療養費は、それぞれの高額療養費給付金となっております。

234ページ中段、款 2 保険給付費、項 4 出産育児諸費及び項 5 葬祭諸費につきましては、前年度決算を勘案し、予算を計上しております。

236ページ、款 3 後期高齢者支援金等は、北海道後期高齢者広域連合への保険者支援金で、前年度より 665 万 4,000 円を減額して予算計上しております。

238ページ中段、款 6 介護納付金は、国保被保険者のうち介護保険の 2 号被保険者に係る保険料を支払基金に納付金として支払いするものとなっております。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金及び目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費に対し国保事業の安定化を図るため国保連合会へ拠出するものです。

240ページ、款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の事業に係る費用となっております。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。251ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,693 万 5,000 円にしようとするものです。昨年度当初予算に比べ 505 万 9,000 円の減となっております。収支状況、医療費の推移について、予算審査特別委員会資料 2、ナンバー 53 を提出しておりますので、ご参照願います。

歳入についてご説明いたします。262ページをお開き願います。款 1 後期高齢者保険料、目 1 特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で、全体の 7 割の方が該当し、100%の収納率を見込み、目 2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で、97%の収納率を見込み予算計上しております。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金は、人件費及び事務経費を一般会計から繰り入れするものです。

目 2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減に相当する分を一般会計から繰り入れし、予算を計上しております。

268ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員 2 名分の人件費と事務的経費となっております。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものとなっております。

270ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、節 19 負担金補助及び交付金は、収納した保険料と減額した保険料相当分及び広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者連合会に納付するものとなっております。

以上、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

277ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定の歳入歳出を 17 億 7,571 万 1,000 円に、サービス事業勘定の歳入歳出を 762 万 7,000 円にしようとするものであります。事業全体の概要につきましては、資料 2、ナンバー 54 を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定から説明いたします。296ページ、297ページをお開き願います。款 1 保険

料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、節1、特別徴収及び普通徴収保険料といたしまして5,786人を見込んでおります。なお、普通徴収の徴収率は80%を見込んでおります。

款2分担金及び負担金につきましては、鹿部町と共同運営しております茅部地区介護認定審査会の負担金であります。

款4国庫支出金から298、299ページ、款6道支出金につきましては、介護サービス等給付費及び地域支援事業費に係る各負担割合について計上しております。

300、301ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金につきましても介護サービス等給付費に係る町負担分を計上しております。

目2、目3地域支援事業繰入金は、各地域支援事業に係る町負担分を計上しております。

目4低所得者保険料軽減繰入金は第1段階保険料を軽減するための繰入金として、目5その他繰入金は職員の人件費及び事務費であります。

項2特別会計繰入金につきましては、サービス事業勘定からの繰入金であります。

項3基金繰入金については、介護サービス等給付費に係る第1号被保険者保険料分であります。

続きまして、306、307ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費につきましては職員の人件費と業務遂行システム関連の委託料が、項2徴収費につきましては保険料の賦課徴収に係る事務費であり、保険料電算委託料が主なものであります。

308ページ、309ページをお開き願います。項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、認定審査会開催に係る委員の報酬と職員の人件費等であります。

目2認定調査等費は、認定調査の事務費等といたしまして、意見書作成手数料と認定調査委託料が主なものであります。

310、311ページをお開き願います。項5計画策定費につきましては、3年ごとに策定が必要とされます森町高齢者福祉総合計画の策定費であります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、312、313ページまでにおいて要介護認定者が利用します各サービス給付費といたしまして、総額14億7,764万8,000円を計上しております。

314、315ページから316、317ページ、項2介護予防サービス等諸費は、要介護支援認定者が利用する各サービス給付費としまして、総額3,648万5,000円を計上しております。

下段から318、319ページ上段、項4高額介護サービス等費は、利用者負担額が上限額を超えたときに支給するものでありまして、4,390万8,000円を、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の一部負担金の合算額が高額となったときに支給するもので730万1,000円を、下段から320、321ページ、項6特定入所者介護サービス等費は施設短期入所サービスに係る食費、居住費について低所得者の負担低減対策費といたしまして7,902万8,000円を計上しております。

下段から322、323ページ、款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、29年度より総合事業移行に伴う各事業費として3,963万7,000円を計上しております。

項2一般介護予防事業費につきましては、介護予防を目的とした各委託業務が主なものであり、項3包括的支援事業・任意事業費につきましては、326、327ページ上段までが地域包括支援センター運営費として職員の人件費が主なものであります。

目4任意事業費は、介護用品支給事業が主なものであります。

項4その他諸費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業に係る国保連への審査支払手数料であります。

以上、介護保険事業特別会計保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。332、333ページをお開き願います。歳入について説明させていただきます。款1サービス収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入であります。

336、337ページをお開き願います。歳出についてご説明させていただきます。款1事業費は、介護予防サービス計画作成の委託費であります。

款2諸支出金については、地域包括支援センターがサービス計画を作成した収入から委託料を除いた分を保険事業勘定へ繰り出すものであります。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） 議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ2億7,698万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。事項別明細書354、355ページの歳入をお開き願います。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入並びに目2居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入を受けてのものでございます。施設介護サービス収入は入所、下段の居宅介護サービス費収入につきましてはショートステイに関するものでございます。

続きまして、項2自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入分でございます。

下段、款3繰入金、項1一般会計繰入金1億133万8,000円は、一般会計からの繰り入れをもって施設分、事業費分の不足分を充てようとするものでございます。

続きまして、356ページ、357ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分が主なものでございます。

続きまして、360ページ、361ページの歳出をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、360ページから次ページの363ページまででございますが、これは

施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。なお、非常用発電設備の整備に伴う設計委託料400万円と工事費3,142万8,000円を計上しております。

次に、364ページから365ページの款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー55、56を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算。

○水産課参事（岩瀬英一君） 議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

371ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,228万3,000円に定めようとするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。382、383ページをお開き願います。歳入では、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料50万9,000円は、港湾施設用地使用料であります。

また、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金2,177万3,000円は、一般会計からの繰入金であります。

386、387ページをお開き願います。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節15工事請負費2,200万円は、資料ナンバー58、森港公有水面埋め立て工事に係るものでございます。その他は、港湾事務に係る経費であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（黒川安明君） 議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,915万3,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。歳入についてご説明いたします。400、401ページをお開き願いたいと思います。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料でございますが、ウロの受け入れ量を1,200トンと見込んだ金額でございます。

次に、款3財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入につきましては、ウロの乾燥製品売払収入でございます。

次のページ、402、403ページの款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、森町から本事業への負担分でございます。

次に、歳出について406ページから409ページまでご説明します。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2給料から節7賃金までにつきましては、施設運営に係る人件費でございます。中段の節11需用費の主なものにつきましては、ウロ電解処理に係る薬品等の消耗品と電気料、修繕料、光熱費でございます。節13委託料につきましては、電解処理したウロを最終製品にするための乾燥業務委託料と太平洋セメントへのウロ試験処理業務委託料及びウロ貯蔵槽処理業務委託料が主なものでございます。節27公課費につきましては、平成28年分の施設受け入れ量に対する消費税額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。資料2、ナンバー57に病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、病床数60床で、年間患者数は入院1万7,520人、外来3万1,590人を予定しております。また、1日当たり平均患者数は、入院で1日48人、外来で1日130人でございます。

建設改良事業につきましては、ベッド61台及びコンベクションオープン1台購入、空調設備工事一式となっております。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益9億3,206万2,000円、内訳は医業収益7億4,669万3,000円、医業外収益1億8,536万9,000円となっております。

次に、支出でございますが、病院事業費用11億7,069万8,000円で、内訳は医業費用11億4,429万4,000円、医業外費用2,590万4,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入の企業債7,530万円は医療器械器具等購入及び施設改修事業として、出資金1億39万9,000円は一般会計からの繰り入れによるものでございます。

資本的支出は、建設改良費7,839万7,000円と企業債償還金9,730万2,000円であります。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書9ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億5,552万円で、内訳は1日48人、診療単価2万6,000円、目2外来収益は2億2,113万円で、内訳は1日130人、診療単価7,000円を見込んでおります。

目3その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入等となっております。

次に、10ページをお開きください。款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金1億7,366万5,000円は、一般会計からの負担区分に基づく繰り入れでございます。

11ページをごらんください。支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、

目１給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目２材料費ですが、前年度より535万9,000円の減となっておりますが、薬品費の減額が主な要因となっております。

12ページをごらんください。目３の経費ですが、前年度より1,581万5,000円の減となっておりますが、主な減額については賃借料が検体検査機器及び入院患者用テレビ等のリース期間満了により508万6,000円、委託料が平成28年度にＣＴを購入したことにより保証期間があることなどから464万3,000円などとなっております。

17ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。款１資本的収入、項１企業債、目１企業債7,530万円は、医療器械購入及び施設改修に対する企業債でございます。

項２出資金、目１出資金１億39万9,000円は、病院建設や医療器械等購入の企業債償還金とリース資産の購入に充てるための一般会計からの出資でございます。

18ページをごらんください。款１資本的支出、項１建設改良費は、ベッド61台、コンベクションオープン１台の購入と、リース資産購入及び空調設備工事に係るものでございます。

項２企業債償還金、目１企業債償還金9,730万2,000円は、病院建設や医療器械等購入の企業債の負担金償還支払い分でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算、議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第２条の業務の予定量についてでございますが、給水戸数は5,251戸、年間総配水量は147万3,947立方メートル、１日平均配水量は4,038立方メートル、主な建設改良事業の概要については森町浄水場受変電設備等の更新であり、浄水場における受変電設備の更新一式及び非常用発電機の更新一式となっております。資料番号59をご参照ください。

第３条の収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入の第１款水道事業収益を２億9,920万5,000円に、支出の第１款水道事業費用を２億9,847万8,000円にしようとするものでございます。

２ページをお開きください。第４条の資本的収入及び支出の予算額につきましては、収入の第１款水道事業資本的収入を１億6,470万円に、支出の第１款水道事業資本的支出を１億8,775万1,000円にしようとするものでございます。

第５条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額１億6,470万円は、更新事業の財源として国より借り入れるものでございます。

第６条の一時借入金２億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

3 ページの第 7 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第 8 条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400 万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書 10 ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益は 2 億 6,254 万円で、前年度比 155 万 9,000 円の増となっております。

同じく目 3 その他の営業収益は 1,875 万円で、前年度比 17 万 5,000 円の減となっており、節の負担金 1,844 万 8,000 円は説明欄記載によるものであります。

11 ページの項 2 営業外収益、目 2 消費税及び地方消費税還付金は 584 万 9,000 円で、前年度比 376 万 5,000 円の増となっております。

同じく目 3 長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比 183 万円の減となっております。

12 ページをお開きください。支出についてですが、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 1 億 690 万 8,000 円は、原水及び浄水施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比 1,084 万 1,000 円の増となっております。節の修繕費 2,383 万 2,000 円は、説明欄記載のとおり各機器の整備保全に要する修繕費で、昨年実施の電気計装設備定期整備が含まれています。節の委託料 5,119 万 5,000 円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するもので、本年度は水道の水質管理の向上を図るため水安全計画の策定を含めたものとなっております。

13 ページ中段、目 2 配水及び給水費 3,583 万円は、職員給与費及び配水池、配水管その他の附属施設等の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比 1,809 万 2,000 円の減となっております。

15 ページ、目 4 業務費 4,562 万 4,000 円は、水道料金の検針及び徴収業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比 105 万 6,000 円の減となっております。

目 5 総係費 3,254 万 8,000 円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。以下、16 ページまででございます。

20 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 1 億 6,470 万円は、施設更新をするために国から起債を借り受けるもので、前年度比 5,670 万円の増となっております。

21 ページ、支出について、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費 1 億 6,624 万 1,000 円は、各戸に貸し付ける量水器設置並びに施設更新に必要な費用で、前年度比 5,540 万 9,000 円の増となっております。

下段の項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 2,151 万円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、排水戸数は3,080戸、年間総排水量は67万5,506立方メートル、1日平均排水量は1,851立方メートルとなっております。主な建設改良事業の概要については、公共下水道建設工事で工事量として污水管口径が150から250ミリメートル、延長800メートルの施工を予定しております。資料番号60をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出予算額につきまして、収入及び支出それぞれ4億6,747万4,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億4,977万8,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億7,188万円にしようとするものでございます。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額8,210万円は、下水道管渠等の建設工事の財源として国より借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金で、企業債利息支払い金として7,328万8,000円、経営健全化補助金として1億5,005万1,000円を受け入れようとするものでございます。

第10条の棚卸資産の購入限度額は、貯蔵品の購入に伴うもので50万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,619万2,000円で、前年度比45万5,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,333万9,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比530万2,000円の減となっております。

同じく目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額の減価償却見合い分として計上したもので、前年度比126万7,000円の増となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,708万円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設等に要する費用を計上しております。

13ページ、目2処理場費8,462万9,000円は、森浄化センターの施設の維持管理等に必要な費用で、前年度比29万9,000円の増となっております。

次に、14ページ下段から16ページに続く目4総係費2,907万9,000円は、職員給与費及び

事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比226万1,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は8,210万円で、前年度比2,050万円の減となっております。これは、国からの補助事業に対する交付額の減額が見込まれることから、本工事費を減額としたことが主な要因です。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金は6,000万円で、前年度比2,420万円の減となっております。これは、国からの補助事業に対する交付額の減額が見込まれることで補助金を減額したものです。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億603万9,000円で、前年度比926万1,000円の増となっております。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は、建設費の財源となるもので、本年度は163万9,000円で、前年度比543万4,000円の減となっております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は1億6,419万3,000円で、前年度比4,826万3,000円の減となっております。これは、国からの補助事業に対する交付額の減額が見込まれることから、21ページ、節の工事請負費を減額したことが主な要因です。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億768万7,000円で、前年度比691万9,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4にかかわる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

今回は、3月6日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時21分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成29年3月2日

森町議会議長 野 村 洋

森町議会議員 黒 田 勝 幸

森町議会議員 山 田 誠

平成29年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

平成29年3月6日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時20分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第21号 平成29年度森町一般会計予算
議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 12 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 13 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 14 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について
- 15 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 16 意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

- 17 意見書案第2号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書
- 18 意見書案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副町長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	佐々木 陽市郎 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	菊 池 一 夫 君
防災交通課長	小田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小井 田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税務課長	山 田 真 人 君
収納管理課長	池 田 仁 志 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由起子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
環境課長	山 本 憲 君

農 林 課 長	宮 崎	涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修	一 君
水 産 課 長	黒 川 安	明 君
水 産 課 参 事	岩 瀬 英	一 君
商工労働観光課長	寺 澤 英	樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇	裕 君
建 設 課 長	富 原 尚	史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩	昭 君
地域振興課長	角 野 雄	平 君
兼地域振興係長	伊 賀 野 美	子 君
兼町民サービス課長	若 松 幸	弘 君
兼町民・年金係長	香 田	隆 君
教 育 長	安 藤	仁 君
学校教育課長	宮 崎 弘	光 君
社会教育課長	中 島 将	尊 君
兼公民館長	澤 田 勝	則 君
図書館長	渡 邊 義	教 君
生涯学習課長	金 丸 孝	也 君
生涯学習課参事	金 丸 義	樹 君
兼生涯学習係長	柏 渕	茂 君
兼体育館長	坂 田 明	仁 君
兼青少年会館長	石 島 則	幸 君
給食センター長	小 松 裕	章 君
さくらの園・園長	山 下 英	一 君
病 院 事 務 長	澁 谷 成	輝 君
上下水道課長	東 谷 直	樹 君
上下水道課参事		
消 防 長		
消 防 次 長		
兼庶務課長		
消 防 署 長		

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司	志 君
次 長	村 本	政 君
議 事 係 長	喜 田 和	子 君
庶 務 係 長		

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を

改正する条例制定について

- 議案第 20 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 21 号 平成 29 年度森町一般会計予算
- 議案第 22 号 平成 29 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 29 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 29 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 29 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 29 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 29 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 29 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 29 号 平成 29 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 30 号 平成 29 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、檀上美緒子君、議席7番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、高齢者の自動車運転免許証の自主返納等対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） おはようございます。私は、1点質問させていただきます。

高齢者の自動車運転免許証の自主返納等の対策についてでございます。近年高齢者ドライバーによる悲惨な人身事故が全国各地で多発し、社会的関心を集める問題となっております。平成28年12月で道南地区の自動車運転免許証取得者は27万8,641人、うち65歳以上は6万7,729人と25%を占めております。また、昨年の森町における交通事故28件のうち高齢の運転者は8人で、69歳未満が4人、79歳未満が2人、80歳以上が2人となっており、高齢者が28.5%、約3割を占めております。

高齢者の免許更新制度も年々改善されつつあります。70歳以上のドライバーには免許証更新時に高齢者講習の受講が義務づけられ、動体視力の測定や実際に運転する技術チェックを受けますが、異変把握は非常に難しいとされております。

また、免許証の自主返納者も増加傾向にあります。平成28年末では全道で1万4,000件、森町でも11件の方が返納されております。高齢者に対して返納を奨励することは事故を未然に防ぐ手段にもなります。しかしながら、自動車は今や買い物、病院、銀行等々、日常生活の足として欠かせられないものとなっているのも現状であります。

そこで、住民の生命、財産を守るため、自治体として免許証を返納された方々に対して代替措置を講じてはいかがでしょうか。既に北斗市、七飯町、八雲町は検討段階に入っております。函館市、江差町は交通料金の助成、北広島市と美幌町はバス、タクシーの減額、また知内町、松前町は一般住民と並行したデマンドバス等の試行を行っております。さらに、北竜町では65歳以上の高齢者に5万円分のタクシー券を支給しております。事故が発生してからでは手おくれであります。我が森町も他自治体に負けず、高齢者の事故撲滅のため免許証の自主返納を促し、生活の足の代替措置を早急に制度化すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

高齢化社会を迎えた今日、たびたび高齢者の交通事故のニュースが報道されております。当町でも昨年1年間で高齢者の交通事故が8件発生しており、運転免許証の更新制度が高齢者への対策として改善されつつある一方で、免許証を自主返納される方も議員のご質問にあるようにいらっしゃいます。道内各市町村におきましては、運転免許証自主返納に対する独自の支援策を講じる自治体も増加してきておりますが、自主返納につきましては高齢者個々の事情や家庭環境の状況により判断されるものと考えております。自主返納が目的ではありませんが、現在森町では高齢者等の外出支援サービスとして低所得者で80歳以上の高齢者や重度の障がい者の方を対象に料金助成券を交付しております。また、事故防止にもつながると考えられます運動機能や認知機能の低下防止について、高齢者一人一人の機能低下を予防できるよう高齢者の各種支援事業を利用していただけると今後継続してまいります。運転免許証を自主返納された方の代替措置につきましては、返納された方の実情を把握することも必要と思われるので、今後調査してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 町長、返納者にはやっぱり何らかの特権、私は強制的に取り上げなさいということではなくて、自主的に出しなさいよということであります。これは、特権を与えないと、なかなか自主的に返納するということは難しいのではないかなと思っております。先ほど言ったように、暮らしに車はもう欠かせないものになってきておるということで、町長は高齢者支援事業もあるから、それを利用したらということになっていきますけれども、私はやっぱり手放せない人が多いと思うのです。だけれども、町長もさっき言

っていましたが、ニュース等では本人は自覚がないわけです。アクセルとブレーキを踏み間違えたとかなんだとかというのはまだいいけれども、わからないという人も結構いるわけです。そういう不安を持っている高齢者の方々が非常に多いということでございますので、車がなければ外出の機会が減って家に閉じこもりになる可能性が高い。町長、さっき運動施設がどうのこうのと言っていましたけれども、取り上げただけ、また乗らなくなると、そういう現象が出てくる。これは、健康的にもよくないです。そのようにならないためにも、やっぱり代替の交通機関を整備して、老後の快適な生活を送れるような自治体として手助けすべきでないかというふうに思います。だんだん高年齢化していきますと、いろいろ事件のあれを見ますと、年齢とともに非常に不安視している老人が多いというふうに伺っていますので、それらをやっぱり解消してやらなければ、いかなものかなと私は思うのです。それで、代替交通の手段を整えば免許証の自主返納者も増加してきます。そうすると、代替の交通手段にその方々が乗ってくれば、町長も執行方針で述べているように商店街の振興も図られることも可能だろうと私は思っているのです。

それで、代替交通が整備されますと、高齢者の事故も減るのは当然だと思いますけれども、これらを総合的に勘案しまして、免許証の返納該当者等からいろいろ、さっきも町長、最後のほうに言っていましたけれども、意見、要望を徴して、何が一番いいのか、そういう方策を策定して、その自主返納を推進しまして、森町からこの高齢者による交通事故の撲滅を図っていただきたいなと。町長も執行方針に高齢者事故防止ということをやっていますので、ぜひ制度化を図るべきだと私は思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

自動車につきましては、今我が国、そして我が町にとっても非常に必需品であると、そういうふうに私も認識しております。そういう中で、山田議員ご質問にあるように返納者に対する配慮というのは、私も返納した場合には何がしかのそういう代替措置は必要だということは感じております。ただ、一方で余りにも高齢者の事故が多いために自動車メーカーでは間違った運転をすると車が動かない、そういう研究開発も非常にスピードが速くされております。アメリカのあるメーカーでは、今年中に全自動運転、完全な自動運転の車が発売されるということで、もう日にちを決めて、それを目指して準備に入っているところもございます。日本のメーカーも負けておりませんし、世界中のメーカーもその自動運転の車の開発にはこぞって参加しております。もしこういう人が手をかけなくても移動できる車が開発された場合に、ではその運転する場合に、もし免許証がなければ、恐らく今、日本の法律では乗ることができない。そういうこともひとつ考えられますので、できるだけご自身のそういう運転能力、運動能力、判断能力を落とさないようにしていただきながら、いろんな外出の方法を守るために今現在何とかそのままでいれば大変ありがたいなと私は思っております。ですから、全く考えないということではございません。やはり準備をしながら、今いる免許をお持ちの方々が何とか安全に移動できる、そういう車

の使い方、それからなるべく早くそういった車が世に出回ることを私も願いながら、今後の方法に対しては研究して勉強していきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 町長、自動車の自動運転、グローバル的に世界的にやっていますが、それは相当時間もおかかると思うのです、正確に行くとなれば。だから、私言っているのは、その前に、5年になるか8年になるか10年後になるのかわかりませんが、今の現状を踏まえた上でしないと、さっきから言っているように手おくれになっては大変なのです。町長もさっき話していましたが、高齢者の事故というのは全て人身が絡んでいるのです。子供の隊列に突っ込んでいったとか商店、スーパーに入っていたとか、みんな人身が絡んでいる。自分で物損で勝手にぶつかっていくのなら、それはある程度いいかもわかりませんが、そうはいきません。やっぱりその辺を踏まえて町長、なるまでに、確かに今ハイテクの時代で自動運転でスイッチ入れれば目的地まで行くことに今後なるかもわかりませんが、そうなる前にやはり町の施策としてある程度の部分について取り組んでいくべきだと思うのです。これ、できるからいいのだということになると、全てできるまで待っていればいい話であって、そうはいかない。町長、その辺を踏まえて、やっぱり私先ほど言ったようにそういう方々から意見、要望を聞いて、そういうことであれば自主返納してもいいですよという体制を整えて施策をつくっていただきたい、私はさっきから言っているのです。その辺のことをいかがに考えているか、その辺を最後に伺って終わりたいと思います。はっきり答えてください。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えさせていただきます。

やはり森町も高齢化率34%を超えて、これが若返っていくというのはまだ十数年先の話でございますので、町としては山田議員おっしゃっているようにいろいろと対策を講じていかなければならないし、その前段でいろんな免許証をお持ちの高齢者の方の要望でしたり、ほかの対策でしたり。もちろんご高齢の方、ご家族がいればいろんな家族の中で、またご親戚の中でカバーできる部分というのはあると思いますけれども、お一人で暮らされて移動手段を持たない方、そういう方々の部分についても当然検討していかなければならないと思っております。途中で自覚がなくなるというのは、当然病気のほうが多いのですけれども、そういったものは当然健康診断ですとか、それからふだん運動能力を高めるため、やっぱり頭を使うための、先ほども申し上げましたが、町で取り組んでおります生きがい活動の支援対策ですとか、そういったものを活用して、まずぼけないと言ったら言葉はあれですね、やはり若々しさを保つために頑張るように町でも支援していきたいと思っております。

返納を促すという部分については、私はまだ反対なのです。どちらかというと、なるべく免許を持ったまま自分でとにかく、ああ、これはもうだめだと、アクセル踏む力ない、それからブレーキを踏むときに判断がおくれる、こういうことをやっぱり自覚されて返す

部分には私はいいことだと思っているのですけれども、事故防止のためには間違いなくいいことなのですが、それ以外のことも含めまして調査をさせていただきながら今後進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、はっきりとは申せなかったかもしれませんが、今後の町の課題として受けさせていただきながら調査させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、2、森町の交通体制について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

森町の交通体制についてでございます。森町の65歳以上の高齢者は34%となりました。町の中心部から離れて住んでいる町民、特に高齢者にとっては、買い物や病院、社会とのつながりを保つ手段が必要です。きめ細かな交通網を整備することにより、町の中心部の交流人口が増え、町がにぎわい、商店街の活性化にもなります。交通手段としてコミュニティバス、乗り合いタクシー、スクールバスなどが考えられますが、森町でも交通体制を検討する地域公共交通会議を設置し、町民の意向を十分に踏まえて今後の森町の交通体制を確立しなければならないと思いますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

高齢化社会を迎えている近年であります、身内の方が町内にいない、さらに自家用車も持たない高齢者の移動手段につきましては、地方の町では大事な課題の一つとして捉えております。現在町民にとっての移動交通手段として生活路線バスが安価にて利用されているところであり、これにつきましては今後も町民が安定した日常生活を送れるよう継続して路線の維持に協力し、努めていきたいと、そのように思っております。

さて、今後の交通体制を検討する地域公共交通会議につきましては、地域の実情に応じた有償運送などの形態やサービス水準等について具体的な協議を行う会議と認識しております。今後地域公共交通を取り巻く情勢の変化に応じて近隣地域の生活交通現状の情報収集や管内にて地域公共交通会議を設置している市町の事例などの収集に努めまして、森町として現段階において必要化についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○４番（黒田勝幸君） 答弁の中でよその町も調べながら、森町としてのどうするかということを検討したいという前向きの答弁をいただきました。

まず、町長の答弁の中で、いわゆる生活路線バスのことをおっしゃっていましたね。今函バスさんのほうに700万円も助成しながら森町の交通体制を頑張っていると認識しております。ただ、路線バスの通っているところはいいのですけれども、そうでないところがまた問題なのです。それと、濁川地区は路線バス２便行っています。これもやはり免許証返納した方から、もう一便でも増やしていただけませんかねと、そういう要望ありました。それに対しまして、私ももう既に700万からの、皆さんの税金から函バスさんのほうに補助していますので、便数増やす、キロ数増やすということはお金かかることだから、どうなのかということも言ってもあります。だけれども、やはりそこで生活している住民にすればそういうことなのです。それと、特に赤井川地区はからまつの森、町で販売しています。あそこ、既に30戸以上は住んでおります。それと、緑の村も36戸住んでいますよね。当初住んだときには車も運転できるのだけれども、10年もたてば運転もできなくなりますので、やはりそういう路線バスのない地域が大変でないかなと、こう私は思っているのです。本当に町民はどこに住んでいても、住みなれた地域で安心して生活を、安心して暮らし続けることの環境づくりが行政の仕事でありますので、ぜひその辺を町民の声を聞きながら検討していただきたいと、こういうふうに思っているのです。

実は、森の議会で昨年、九州の九重町というところに行政視察に行っていました。そこでコミュニティバスの運行をされていて、その勉強に行ってきたのです。そうしたら、1万ぐらいの町ですけれども、農村地帯で集落が点在していて、大変交通が不便なところなのです。そこで国の補助をいただきながら運行している実態も見えてまいりまして、大変成果が上がっているというようなことで、住民に喜ばれているということも伺ってきました。そういうこともありまして、私たち議員もやはり森町内の交通体制というものをしっかりと確立していただきたいと。特に先ほど議員さんおっしゃったとおり、免許の返納のかかわりもございますので、あわせてぜひ検討していただきたいと、そういうふうに思っておりますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問にお答えいたします。

森町につきましても、今現在、先ほど答弁差し上げたように路線バスがメーンとして地域の足となっているわけですが、願わくば東京のように山手線のような電車がぐるぐる、ぐるぐる走るような、またそういった地域でコミュニティバスが常に移動されているような、そういう環境を整えることができれば最高だな、理想だなと、そういうふうに私も考えるところなのですけれども、いろいろと費用対効果、全体の予算等も勘案した中で進めていかなければならないという、やっぱり難しいところがまだ今現段階でもございます。しかし、不自由されているところについて検討していくというのは、町の政策的な課題でございますので、先ほど免許証の自主返納とも重なる答えになるかもしれませんけ

れども、今後いろんなことを考えて検討していかなければならない課題だと、そのように思っております。

以前にもコミュニティバスにつきましては同僚議員からご質問いただいて、そのときにも同じ質問の中で、現段階ではそのときよりも路線バスが少し増えた、そういう環境でございますけれども、今後こういった形のものがあるのかどうかは、これから検討課題、道路整備と並行していかなければ私はできないと思っているのです。放射状に3方向に向かって道路が走っていて、これがつながっていないということは、いろんな課題、コストをある程度抑えた中でやると不自由が感じられますし、また大きく回すために道路をつけるとなると非常に費用がかかったりする。なかなか難しいところだと思います。ただ、しかし小学生を学校に運んでくるときに、今現在は石谷地域、タクシーを現在町内にある企業を活用させていただいております。そしてまた、春に、今月休校いたします石倉小学校につきましても同じ形態を持つと。そういったことで、目的地、例えば病院に行くためにどうしたらいいか、それから買い物に行くための足をどうしたらいいかといった具体的な例を出しながら今後検討していくべきだろうと、そのように思うところです。今現在有償で買い物に乗せていただければ、そういう福祉施設のバスもございますので、そういったいろんなところの総合的な懸案事項として今後の交通体系を考えていかなければならない、そういう状況だと、そういうふうにするのです。プラス、今度私どもの場合は新幹線の駅に向かってどうするかと。そこが今つながっていない状況ですから、全体的な総合的なことを考えて、我が町だけではなく、近隣の町と共有できるかどうか、うまくつながるかどうかというのも今後の一つの検討課題だと、そういうふうだと思います。いろんなことを考えながら、町民の皆さんの足の確保に今後努めていきたいと、そういうふうに思いますことを答えさせていただきながら答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の交通体制についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、3、高齢者福祉事業について、議席9番、小杉久美子君の質問を行います。

○9番（小杉久美子君） 高齢者福祉事業について質問させていただきます。

森町では、これまで高齢者を対象とした各福祉事業に取り組み、利用されている対象者の方から大変喜ばれており、高齢者福祉事業として十分評価できるものと思っております。この高齢者福祉事業の一つに入浴料金助成事業がありますが、このたび対象者の方から申請日についての相談を受けました。昨年4月の広報に入浴料金助成制度のお知らせが折り込まれております。28年度の案内を見ると、町が発行する助成券の申請日が4月後半になっており、裏面のバス運行表を見ると4月の運行日がどの地区も申請日の前になっているのです。このことにより、4月の1回分が使えないとのことでした。車のある方は自分で運転して行くことができますが、利用できますが、車のない方は4月分が使えないということです。

以下、お尋ねいたします。1点目、助成券申請日の見直しかバス運行日の変更など、車がない方が利用できるよう改善が必要と思うが、町長の所見を伺います。

2点目です。森町では、公衆浴場がなくなったことでお風呂がない方のために公衆浴場対策としてバスの運行をしておりますが、車のない方も対象にできないものかどうか、あわせて伺います。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員の質問にお答えします。

1点目の高齢者入浴料金助成事業についてですが、毎年4月号の広報にてお知らせをし、希望される方に対して窓口や郵送で助成券をお渡ししておる事業でございます。また、ちやっぷ林館を利用する方につきましては、送迎バスを運行してもらいながら利用していたところでもあります。平成28年度までは、4月1日現在での名簿の作成、助成券作成の手配など、年度当初分の事務手続上のおくれが発生し、議員ご指摘のような問題が発生しておりました。今後につきましては、助成券の作成、送迎バスの運行日程等を調整し、利用者の利便性が図れるよう改善してまいります。

また、2点目についてですが、高齢者福祉事業とは別に住民生活課で所管しております公衆浴場対策事業によりちやっぷ林館まで無料バスを運行しておるものでございます。運行の経緯につきましては、町内の公衆浴場が休業したため浴場を利用していたことから家にお風呂が必要な方やもともと浴室がないアカシア団地の方、あるいはお風呂が故障などで利用できない方を対象といたしまして、平成21年10月より開始された取り組みでございます。当初は、水曜日と日曜日の週2回運行され、現在は日曜日を省く週6回の運行になっております。乗車人数につきましては、調査しましたところ、その日によって変動がありますが、15人から25人ぐらいが利用しており、多いときは30人前後の日もありますので、現行のバスでは座席に余裕があるとは考えられない状況になっております。この事業は、あくまでももともと家にお風呂のない方が対象でありまして、温泉を利用したいが、車がないという方につきましては各温泉施設で無料運行しておりますバスをご利用いただければ大変ありがたいな、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（小杉久美子君） 1点目の質問では、日程あるいは申請日について調整をしたいとのご答弁いただきました。

2つ目の質問でございますが、公衆浴場対策のバスとしては、ほかの方々は、お風呂ある方は利用できないのだと今町長のご答弁あったのですけれども、そもそも高齢者の入浴料金の事業の目的というのは、高齢者の健康保持、推進を図るためとしてうたわれております。考えてみれば、温泉嫌いな方はどなたもいらっしやらないと思います。やはり家庭とは違いますし、広い浴室では開放感がありますし、またそこで知り合ったお友達と会話もできたりと、本当に利用されている方には健康の保持、推進、目的を果たされている事業かなと思っております。

この公衆浴場対策バスなのですけれども、きちっと町民に周知されていない、そういう部分があると思います。というのは、このバス、今町長答弁の中にもありました日曜日以外は月水金は夕方、火木土は午後大体2時ころから運行されるわけですが、たまたまそのバスがとまるところをご近所で見ている方が、バスがとまると、お風呂行きのバスだと、それに乗って利用されている方、これは実はそれが公衆浴場対策バスと町民の方は理解していない、わからないのです。ちゃっぷ林館に行くから、ちゃっぷ林館に行けるのだということであって乗るということではなくて、そういう周知が徹底されないために知らずに乗っている方がいるということのも確かに事実、お話を私耳にしております。ということから、先ほど町長、利用は何か15人から20人くらいというふうなお話しされていますけれども、これはたしかバス1台分に一遍に乗る人数ではないかと私思っております。トータルすればそのくらいの利用者がいるということだと思いますけれども、お話を聞いた町民の方は七、八人くらいだと。自分が利用したとき、使ったときは七、八人で座席があったので、全然違和感なく利用させてもらっていたということだったので、実はそうではないのよと。お風呂がない方のために公衆浴場対策バスというので運行しているバスなのだよというふうには私も伝えてはおきましたけれども、本当に満席で乗れないというならば仕方ないと思うのですが、こういうことも一度見直しとか検討にならないかどうかということが1点です。

それと、もう一つ、この高齢者福祉サービスですね、これ森町で行って他町にもないようなものも入っております。ただ、行政として高齢者サービスをこのままただ続けるということではなくて、この今あるサービス、利用者が喜んで利用していただくためにも、どんな利用を望んでいるのかとか、またどんなことで困っているのかとか、そういう調査、利用者のニーズに合う事業になるようにいま一度検討、見直しなどが必要と思うのですが、この辺についてもご答弁願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

公衆浴場対策のバスは、あいていれば乗れるということで、私もそれはその時々で乗せてあげても構わないのかなと思うのですが、そういう方々がどんどん増えていったとき、ひょっとして実際にお風呂のない方が乗れなくなったりとか、そういうことがあるとまずいので、なかなかこれは難しいところかな、そういうふうに思います。でも、バスにまだ人数的に乗れる余裕があるのであれば、それはその都度対応できていいのかなとは思いますが、基本的に例えばそこに集まられている方々の中で、まずお風呂のない方を優先されて、それ以上の方々には逆にご遠慮いただける、そういう周知徹底はどこかですべきなのか。それやるとまた、ちょっと町も意地悪だなと言われそうな感じもしないでもございませぬ。ですが、なるべく皆さんをそういうサービスの中でお連れしたいという気持ちは持っております。これは、小杉議員、再質問で言っているとおり、見直し、それから内容をどのようにするかというのは担当課でもうちちょっともみながらサービスの向上につなげていきたいな、そういうふうに思います。

そしてまた、入浴サービスの助成券、最初はちやっぷ林館だけでしたけれども、町内の全ての、ほとんどの温泉の施設でこれに対応して、どこの施設でも行けるようになりました。これについては、皆さん楽しまれながら温泉に入浴されたりコミュニケーションを図られたりして大変喜ばれているという声も私どもに届けられております。さらに、どういふことが欲しいのかという利用者についてのニーズですね、これは一応調査する必要があるだろうと、そういうふうに考えます。早速担当課のほうから温泉を利用されている、あとどういったことが要望としてあるのかというのを調査させてみたいなど、そういうふう

に思っております。

以上でございます。これからもいろんな面でこういった福祉事業について、なるべく費用をかけないように、そしてサービスはさらに充実するようという基本をもとに取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 高齢者福祉事業についてを終わります。

以上で議席9番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、4、森町のふるさと納税について、議席12番、西村豊君の質問を行います。

○12番（西村 豊君） それでは、ふるさと納税について伺います。

森町でもふるさと納税の返礼を始めており、平成27年度には3,141件、金額では3,225万1,000円の寄附が集まりました。平成28年度12月末現在では6万2,398件、金額で7億3,797万円となっております。森町の場合は、1万円の寄附で定価5,000円、これは消費税込みの森町の特産品を返礼として受け取れます。還元率50%となっておりますが、昨今原料の高騰、不漁の影響などにより返礼の特産品も値上がりしております。また、発送に伴う梱包などの資材、経費もかさんでいると聞いております。隣の八雲町では、事業者への還元額が商品により限度額6,000円になっているそうでございます。森町では、税別で6,000円にできないでしょうか。また、現在利用しているふるさと納税サイトのさとふるだけでなく、ふるさとチョイスなどの他のサイトも活用してはいかがでしょうか。町長の考えを伺います。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員の質問にお答えします。

平成27年10月よりふるさと応援寄附金に対し記念品を贈呈する事業を開始して約1年半経過しましたが、予想をはるかに超える実績となっており、全国の寄附者の皆様へ心から感謝を申し上げる次第です。また、返礼品の提供により森町のPRを含め、経済の活性化や地元特産品独自の販売につながることが期待される制度であり、特に昨年10月には一月で5億円を超える寄附申し込みがあるなど、全国各地へ森町の特産品を届けることができた

と考察をしております。

さて、返礼品の還元率につきましては、制度創設時の趣旨とは乖離した状態にあることが現在問題視されております。当町の返礼品の還元率は寄附金額に対し税込みこん包代金込みで50%以内に設定させていただいており、低い還元率ではないと考えております。ま

た、昨年は台風など甚大な被害等による原料や資材の高騰により返礼品提供事業者の皆様を初め、さまざまな分野において大変苦慮されていることを耳にしておりますが、内容を調整するなど事業者の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。今後におきましても、寄附金本来の趣旨を踏まえ、現状を維持することを基本として取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

さて、ふるさと納税の周知、情報発信につきましてですが、現在さまざまなサイトが開設されております。議員のご提言を踏まえ、当町におきましても他の情報発信サイトの有効な活用方法について今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（西村 豊君） 答弁の中で事業者には今までどおりの金額で納めてもらいたいという話でしたが、今納めている業者が非常に厳しいと。というのは、1つは5,000円の中に消費税が入っていると。これが400円なのです。この分でいきますと、約2,300万ほど業者が今回負担しているそうです。この分だけでも見てほしいと。でないと、同じものが、森町にパンフレットありますね。このパンフレットの中の品物が小さくなったり少なくなったり、そういう現象になりますよと。場合によっては、これが載っておりますけれども、出せないと。というのは、3月1日に噴火湾のボタンエビの解禁になったそうで、さわら漁協では1.7トンの水揚げがあったそうです。キロ当たり、町長わかっていると思いますけれども、5,000円。5,000円からするということです。これがこのパンフレットの中にもボタンエビとかホタテとかあるのです。これが非常にこの値段であれば……これ載っているのは5匹なのか10匹なのか、見れば6匹ぐらい入っている。これが今回値段が上がると、まさか3匹というわけにいかないべと、そういう話なのです。そうしたら、このカタログをつくり直すのかな、今年度。という、これ去年でしょう。今年度4月から、エビの問題にしてもカニにしても値段がぐっと上がると、ここに書いているカニ5匹が3匹になったり2匹になったり小さくなったりするわけです。そうすると、このカタログをこのまま使えば何だという話になるので、町長、それで私が今ここで言ったのが6,000円……6,000円限度でなくてもいいのです、7,000円でも。7,000円でもいいのです。納品する業者がいなくなったらできなくなります。だから、町で今2,000円ほど残りますけれども、物によっては2,000円なくてもいいのでしょう。いいと思う。だから、その辺をどう考えるかなと思うのです。でないと、納める業者がいなくなるよ、本当に。去年の聞いた話では、カニを何十トンと売ってあったのだそうです。でも、ふるさと納税の注文があって、買い戻したと。それに幾らかお金をつけて買い戻しをして、そして町のふるさと納税を対応したと、そういう業者もいるわけです。ですから、5,000円と限らず、6,000円なのか7,000円なのかをやって、注文、月に5億でしょう。そうしたらえらい件数でしょう。その辺も考えてやらないと、ふるさと納税もうまくいかないと、そうなりますので、その辺をもう一度どうですか。もう一度答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

非常にご商売の上手な西村議員のことですから、緻密な計算をされながらご質問をされて、大変私も苦勞するところでございます。ただ、このたび12月、今年度のふるさと納税の対応している企業の皆さん方が非常にそういった仕入れの相場が高いことで苦勞されているということは私も報告を受けており、これは何とかしてあげなければいけない、そういう気持ちは持ちながらおるのですけれども、相場というのは変動するもので、高いときもあれば、逆に低いときもあると。そうすると、こういった例えばの話というのは余りよくありませんけれども、高いときには逆に西村議員おっしゃるように6,000円、7,000円というふうになるかもしれませんが、安いときには、では1,000円か2,000円でもいいのかと、そういったことにもなってきます。これというのは、やっぱり基本的に町と企業の間で、それは損させるつもりはないのですけれども、時にはそういう場合もある。また、しかし逆に大変相場が低くて豊漁になったときには、その分がカバーできるという、そういう面もあるのかなと、そういうふうに思っております。ただ、心配しているのは、議員おっしゃるようにギフトのカタログ、それからサンプルがインターネット等に掲載しておりますので、その写真をそのまま来ると思う方が中にいるのです。この間来たカニは大きかったと、今回ちっちゃかったという、そういう苦情も来るのです。ところが、それは生き物ですから、工場で作っているものではないので、全く同じということはない。この辺を納税されて返礼品を受け取る方には理解していただければなと。ほとんどの方が理解されていると思うのです。そういうことで、あくまでも映像はサンプルだというふうにどこかに書いているはずですし、インターネットのあれも参考なのです。その辺を理解していただく。ただし、行く商品に対しては間違いなく森町から出たものはおいしいと、そういった最低限間違いのないことをしていただければ、翌年、それから2年、3年というふうにこのふるさと納税が続いていくのでないかなと、そういうふうに思っております。

国会のほうでもこのふるさと納税の返礼品の額についていろいろと問題視されて、今全国で平均されると約4,000円ぐらいというふうに新聞報道でもされております。それから見ますと、我が町、税込みですけれども、5,000円の設定というのは決して安くはないと、そういうふうに思っております。何とかその範囲で、逆にお得感をどこで出すか、その辺は企業の組み合わせの工夫ですとか、そういったことで何とか頑張っていただいて、これからは続けていただければなと思います。そこでイメージアップされたものがふるさと納税以外のほかの海外への輸出ですとか、それから国内での消費にイメージアップとしてつながる、そちらのほうには町としてもいろんな商工労働課の宣伝ですとか観光協会を通じた支援をできると思いますので、その辺でご理解をいただきながら今後のご協力もお願いしたいと、そのように思っております。

サイトにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、増やすのも当然いいことだと思っております。ただ、昨年と申しますか、今年度非常にふるさと納税をされた後の事務処理で予想つかないような事務能力が必要だというのがわかりましたので、その辺執行

方針でも申し上げさせていただきましたが、担当課を移しながら、そしてその受け入れ態勢もきちんと整える、検証しながらサイトを増やしていかないと、事務処理が逆に追いつかなかつたり証明書の発行がおくれたり、その証明書発行がおくれますと、納税された方に大変迷惑がかかりますので、その辺のちゃんと調整が図れるような体制を組みながら増やしていけるものは増やしていきたいと、そういうふうに思っております。そういったことで頑張ってもらいますので、議員の皆様方もいろんなところでご宣伝をいただくようによりしくお願いを申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○12番（西村 豊君） 町長、1万円の寄附もらったときに、これに消費税、税金というものはどうなのだろう。というのは、今税込みで5,000円ということになっていますよね。そうすると、1万円ですから、町で申告するときに税金発生するの。それとも、寄附には税金かからないものなの。それによって、5,000円の例えばふるさと納税の品物だから、税金かからないなら400円助かるのです。この400円は大きいのです。町長、今税金に余り触れなかったのだけれども、消費税込みの5,000円、税別で5,000円というのは大変なのです。ですから、業者が約2,400万円ぐらいの税金を納めるわけですから。このふるさと納税が出たばかりに2,400万の納税が発生するわけですから、町のほうで1万円もらって、500円つけてやるのだ、400円つけてやるのだというのが本来かなと思うのです。その辺、町長どう思いますか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

当初から税込みの5,000円という設定をさせていただいているということは、企業の方々は税抜きの4,600円の商品を納めていただければ損はないというふうに私は思うのですが、5,000円のをよこせと、5,000円のを提供していただいて、そこから税金を取るということはないので、そこはご理解いただけるのかなと、そのように思っております。いろんなところで企業の皆さん、知恵を絞りながら今頑張っている。さらに、そこに町として支援できるものがあれば、いろんな点で私どもも協力してまいりますので、どうかご理解をいただきたいな、そのように思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町のふるさと納税についてを終わります。

以上で議席12番、西村豊君の質問は終わりました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、活力あるまちづくりについて、議席10番、久保友子君の質問を行います。

○10番（久保友子君） 通告に従って、質問させていただきます。

活力あるまちづくりについて、2期目の梶谷町政がスタートいたしました。最初の予算編成となり、今回の町長選挙は無投票となり、今後の梶谷町政の具体策を聞く機会がこれまで余りなかったと思います。選挙の際、配布されましたパンフレットの中で継続事業及び今後の取り組みについて書かれており、その項目に就労先の確保対策として企業等の誘致を進めますとあります。私は、現在の森町の人口や経済の問題を解決するための最も重要な施策であると考えております。

そこで、企業誘致等についての具体策と町政における重要性について町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の質問にお答えします。

昨年3月26日、念願の北海道新幹線が開業して間もなく1周年を迎えようとしております。森町におきましては、設備投資意欲の高まりは相まって、ここ数年で5社の企業が進出し、来年度も計画されている企業があるようです。

さて、企業立地の推進は町の産業振興や地域振興、雇用機会の創出、人口や税収の増加など町政を運営する上で重要な施策であると認識をしております。そのため、町では立地を検討している企業に対しまして、森町字姫川の工場適地の紹介や都市計画法に基づき開発許可制度など法令に関する助言、さらに町の税制優遇制度や道の企業立地の促進を図るための助成制度の活用を促しております。今後につきましても従前同様に窓口での相談、町公式ホームページによる情報提供など、機会があるごとに発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（久保友子君） 5社の新しい会社というか、そういうものも森町のほうに入られるということなのですけれども、この森町独自の企業というか、これから4年間新しい町政を梶谷町長自体、森町のこういうことをしたいという具体的な、そして何か希望を持てるような構想を伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の再質問にお答えいたします。

いろんな会社関係、それから町としても来ていただきたい企業ですとか、来てほしくない企業というものの中にはあるのですけれども、できればいい企業にたくさん町に来ていた

だいて、そして雇用を生み出して、そして産業に育っていただきたい、そういう考えであります。旅行関係なんかもそうなのですけれども、昨年11月だったと思います。担当課と、また議長にも同行いただいて、旅行関係先にプロモーション、営業と申しますか、そういうことも行ってまいりました。そういう関係で町内に旅行業者としてなりわいを森町に持っている会社って今ないのです。そういう今ない企業ですとか、それからほかにもまだまだ独特な多くの企業がありまして、そういった方には森町に来るとどんないいことがあるよと申しますか、それが先ほど1問目でも申し上げました道の政策ですとか、町独自で……町独自の支援策というのはないのですけれども、過疎地域に指定されているおかげでそこに工場を建てると、製造業であればいろんな恩恵を受けることができる。例えば固定資産税の減免であったり、いろいろそういったことが中には考えられます。また、そういったものを予定されてきても該当しないという、そういうものの中にはありますので、そのようなことをいろいろと企業の方々に提供しながら喜んで森町に来ていただきたい。何より新幹線の駅がすぐ30分のところにあるというのは非常にこれからの町としては、企業立地に対しては非常に大きな強みであると、そういうふうに思っております。それ以上に労働力の確保というのも今度大事になってくるのですけれども、それは別の課題として、今現在5社の企業が町内に進出いたしまして、機械の製造する方ですとか、それから中には会員制のリゾート地としてもう既に数名の担当者を雇用していただいている企業もございます。先ほど申し上げましたように、来年度も中には計画されていると。これ恐らく来年度つくっていただけるのでないかなというふうに期待しているところですが、できたときに雇用のバランスが崩れるという、そういった心配もありますので、ちょっと慎重にされている面もございます。これからも町としてこの方に来てほしいとかということではなく、広くいろんなところを歩かせていただきながら、森町にちょうどマッチする、そういった企業に対して営業攻勢をかけていきたいな、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（久保友子君） 質問ではないのですけれども、私はこのパンフレット、これの住みよい町の創造、この言葉をどういふのでしょうかと調べましたら、自分の力で今までにない独自のものをつくり出すということが辞典に載っておりました。期待しております。よろしくお願いいたします。どういう意味で書かれたのか教えてください。

○議長（野村 洋君） 詳しく聞きたいということなのでしょう、その中身を。町長の思いを聞きたいと。

○町長（梶谷恵造君） 貴重な機会をいただきまして、大変ありがたいというふうに思っております。

住みよい町の創造、本当に言葉だけではなくて、我が町、海があり、山があり、自然豊かで食べるものも非常においしいと。これを、森町以外の方、それから都会に住まわっている方にはまだまだ、森ってどこにあるのとわからない人もたくさんおります。そういっ

た方々と当然森町に来ていただいて、よさを理解していただきたいし、そういった中から定住化、もしくは後継者、従業員として町に入っていただければ大変ありがたい。これは、住んでいる方々は本当に自信があるのです。表と比較できないと、こういうことというのはできないと思いますから、不便なところも、ほかの皆さんの一般質問の中身にありますように、まだ十分ではありません。ですけれども、それを一歩ずつ、一遍に解決するというのは最終的には予算の問題になってきますけれども、そうではなく、知恵を使いながらも最低限の経費で最大の効果を生みながら住みやすい町をつくっていくということで、そういったところには国の力も当然必要です。それから、一般財源をなるべく出さないで、そして大いに効率的な経費の必要の中で皆さんがやっぱり満足される地域づくりが最高だと、そのように思っております。一番大事なのは、コミュニケーションを深めること、これが一番最大の幸福感を生むまちづくりだと思っておりますので、皆さんもその辺をご協力いただきながら、町民の力、それから議員の皆さんの支援でこれを創造してまいりたいと、つくっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 活力あるまちづくりについてを終わります。

以上で議席10番、久保友子君の質問は終わりました。

次に、6、森町における子供の貧困について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

○6番（檀上美緒子君） 森町における子供の貧困について質問いたします。

政府は、アベノミクスで景気回復を図ろうとしてきましたが、大企業の内部留保や富裕層は増大したものの、いわゆる中間層と言われる勤労者層は減少して、非正規労働者が増え、労働条件の悪化や賃金の実質切り下げなど、格差がますます大きくなっているのが現状です。

こうした中、全国的に子供の貧困が大きな社会問題として取り上げられています。先月の2月12日の「NHKスペシャル～見えない貧困～未来を奪われる子どもたち」をごらんになられた方も多かったかと思いますが、私はひどい大きな衝撃を受けました。外からは普通に過ごしているように見えていても、実生活での経済的困難が精神的にまで子供たちを追い詰めていく、自己肯定感や未来への夢を奪っている、子供が子供でいることが許されない生活を強いられて、貧困の連鎖が繰り返されている現状に政治の貧困を感じずにはいられませんでした。憲法25条で健康で文化的な最低限の生活が保障され、憲法26条でその能力に応じてひとしく教育を受ける権利が保障され、義務教育は無償とすると規定されている国なのにです。

幸い、森町においては今年度から第2子からの保育料、6年生の修学旅行費を、それより前からは給食費の一部や中学生までの医療費を町が負担して子育て支援を実施しています。しかし、昨今自然災害などで漁業や農業の被害や損害が出ていたり、生活防衛から消費の手控えなどでなかなか景気がよくならないのが森町の現状です。こうした中、森町と

して子供の貧困の実態調査をしっかりと取り組み、問題がなければそれにこしたことはありませんが、実態に合った可能な取り組みを進めるときだと思います。全国的には既にいろいろ取り組まれていますから、そこから学んで早急に実態調査にまずは取り組む必要があると思っています。町長並びに教育長の所見をお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 壇上議員の質問にお答えいたします。

今年度よりひとり親世帯の第1子保育料の半額、第2子以降の保育料を完全無料化し、認可外保育所も同様に支援を行っておる状況です。ひとり親世帯への支給につきましては、各種貸付制度等、北海道の支援策をあっせんし、渡島総合振興局につなげております。町独自の支援策はありませんが、子供の貧困に限らず、経済的に生活が困難な場合は生活保護の相談をするよう指導しているのが現状であります。具体的に子供の貧困について相談を受けた事例は今まではありませんけれども、町独自での実態調査を行う、そういった予定も今のところ計画はございません。今後も町全体の子育て支援につきまして教育委員会と協議し、連携を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長（香田 隆君） 壇上議員のご質問にお答えをいたします。

去る2月14日の北海道新聞には、北海道と北海道大学が共同で行った子供の貧困に関する全道実態調査の速報値が掲載され、子育て世代の約2割が経済的に余裕のない状況が明らかになりました。森町においては、就学援助を受けている児童生徒の状況につきましては、最近5カ年では平均16%前後で推移をしており、約6人に1名が受給しているという状況でございます。

教育委員会では、子育て支援策といたしまして、就学援助を初め、小学校6年生の修学旅行費の助成、給食費の一部を負担しているところでございます。現在学校内では教員が日ごろの教育活動の中で児童生徒の日常生活の変化に気を配り、懸念がある場合には保護者の生活状況など早期に福祉関係機関等へつないでいくなど対処しているところでございます。教育委員会といたしましては、町独自の実態調査を行う予定はありませんが、今後も町全体の子育て支援について町部局と協議し、連携を図って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 最初にも申し上げましたように、森町ではかなりの部分で子供支援の政策が実施されているということは私も非常によろしいというか、大変素晴らしいことだろうというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように、NHKの「見えない貧困」という表題にもありますように、今一つの問題というのはなかなか子供の貧困が見えにくくなっているという実態が大きな問題になっていると思います。実際この間、森中学校や砂原中学校、そして森高校のほうにお伺いしてお話を聞かせてもらってきたのですが、その中でも具体的な子供の状況からはっきりとした子供の貧困の実態が

出てくるということはなかなかないという状況でした。ただ、先ほど言いましたようにNHKの部分でいいますと、アンケート、いわゆる内閣府のアンケート調査をもとにして編成された番組だったのですけれども、そこの中の、いわゆる私アンケート項目を見まして、だからこういう問題も出てくるのだなというふうな思いがしたのですが、そういうような子供たちのなかなか外からは見えない、または家庭の状況がなかなか見えない、そういう実態をつかまえる。そして、先ほどからほかの議員の福祉関係やバスの問題だとかの部分でもありましたけれども、やっぱりニーズに合わせた施策というのが非常に重要になってくるだろうと思っているのです。ですから、そういう意味でまずはなかなか見えづらくなっている子供たちの貧困の実態を把握するということがスタートではないかなというふうに思っているのです。そこの中から見えてくるニーズに合わせた子育て支援というものを考えていく上でも、まずとにかく実態、子供たちの要望やその実態を把握するという努力が行政側としては必要なのではないかなと思っています。

前にもこの子供の貧困を取り上げて質問された議員もいらっしゃったのですけれども、その時点でも実態把握はされていなかったのです。教育長のほうからお話ありましたように、就学援助を受けている実際の森町の状況を見ますと、教育長は16%前後と言いましたが、私が計算したところでは16%超えていますよね。後はあるけれども、前はなかったのではないかなと思っているのです。ですから、全国的に6人に1人と言われていまして、森町もそういう状況ですし、全道的に見ますと全国よりも全道平均というのは貧困率が高い状況になっています。そういったことで、札幌だとか函館だとか、ここでももう既に、札幌は3月に実態調査が上がるという予定になっていますし、函館市は新年度ですか、取り組むということになっていますので、そして今言ったようにそれぞれ子供たちの内面やニーズを掘り起こすようなアンケートというものがもう既に行われているという経験もありますので、そういうところから学んで森町の本当に実態を明らかにして、そしてそれに合わせた施策を考えていくという必要性があると思いますので、改めてこの実態調査についての取り組む姿勢についてお聞かせください。

○教育長（香田 隆君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、実態調査の関係ですけれども、今回北海道新聞に載った全道調査の速報値ということで、私たちいろんな情報を、幸いインターネットですとか、いろんな報道で知る機会がたくさんありますので、まず日本の実態がやっぱり森町の実態にも通じるというところも十分私たちは考えていかなければならないですし、先ほど議員のほうからおっしゃられた、ニーズに合わせた支援といいますか、そういうことも考えているつもりであります。就学援助の問題につきましても、今までは新小学校1年生、それから新しい中学1年生の新入学の子供たちに対する支援があるわけですが、今までは6月、7月ぐらいでなければ支給していなかったのですけれども、なるべく3月の必要な時期に支給できるような、そんな方法も今検討させていただいておりますので、その辺も実態に合わせた私たちの支援のあり方なのかなというふうに思っておりますので、これからもいろんな場面を捉

えて、そういう必要に応じた支援のあり方をもっともっと拡大できればしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 要するにやっぱり実態調査は全く考えないという答弁かなというふうに思っているのですけれども、私はまずそこをはっきりさせる必要があるだろうと思っているのです。特に去年、渡島振興局のほうから子供食堂の希望というか設置に当たって各自治体に渡島の部分で調査をしたところ、どこの町村もそれに対する回答が受け入れる予定は全くないというのがあったということが新聞記事に載っていましたが、今必ずしも私は子供食堂が必要だとは思ってはいないのですけれども、ただこの貧困の問題の中で子供だけで食事をしていたりだとか、たった1人で食事をしていたりとか、そういう子供の居場所の問題も含めて単なる経済的というだけではなくて、精神的な面にも影響を及ぼすような、こういう問題なんかも含めまして、本当に今森町の全道だけではなくて、全国だけではなくて、それに類似するものもあるかもわかりませんが、森町の今いる子供たちが実際どういう状況にあるのかということをしつかり押さえることがまずスタートラインとして必要ではないかなと思うので、ぜひこの実態調査に対する姿勢というか考え方、改めて問いたいと思うのですけれども。

○教育長（香田 隆君） 基本的な考え方といたしましては、先ほど申し上げましたように、森町の子供たちのいろんな日常生活といいますか、それは幼稚園、それから保育所、それから学校を含めて、子供たちの日常に一番接している教職員、それから保育士さん、そのような方たちがやっぱり日常のいろんな状況については敏感に反応していただいておりますので、私はその辺も実態把握の一つの手段かなというふうには考えております。ただ、実態調査も必要なのかなというふうに思いますけれども、今の段階で実態調査をして、果たしてどのぐらい有効性のある政策だとか、その調査によってつくれるのかというのはちょっと疑問も私自身ありますので、当面先ほど言いましたようないろんな状況を踏まえながら、そしていかにその状況の中で必要な政策ができるのか、その辺を検討していくのが当面一番大事なのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町における子供の貧困についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、私道の整備、修繕と簡易舗装について、私有地の土砂災害、水害対策について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、私道の整備、修繕と簡易舗装についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、時間も時間なので、できるだけ簡潔に行いたいと思います。

それでは、1問目の私道の整備、修繕と簡易舗装についてということで質問させていただきます。森町には、国道、道道、町道など公道として国、自治体が維持管理しているものと不特定多数の人の通行の利用がある公道に準ずる機能を果たしている私道、生活道路があります。公道については、所管の役所で維持管理は適宜実際されていますが、私道の整備、修繕や環境整備、もしくは公道（町道）の認定等については議会の平成29年度予算編成に係る政策提言書の中にも数件提起されているにもかかわらず、遅々として進んでいないのが現状だと思います。

環境整備されていない私道の周辺の住民や利用者は、でこぼこしている穴を避けながら車を走らせ、土ぼこりの中洗車の回数も多くなり、周辺の住宅では満足に窓をあけることもできず、ましてや洗濯物も外に干すことができない状況にあります。雨が降れば泥はねがひどく、大きな水たまりもできまして、歩くのにも大変不便を感じる生活を余儀なくさせられております。

除雪については、森町私道除雪に関する要領に基づいて町民の冬期間における住民生活の安全を確保する目的から、公平な観点から不完全ながら適宜実施されております。しかし、舗装されていないことから除雪時に土の路面や構築物が著しく損傷させていることがたまたま起きている状況にあります。町民の要望により、地域の生活環境の維持改善と住民の福祉の向上に寄与する地域の私道、生活道路を整備、修繕するために、財政負担の少ない簡易舗装、もしくは町道認定の公平性の見地からの事業実施の優先順位づけに基づいた計画的な推進をすべきだと思います。

あわせて、4点について具体的なところで質問いたしますが、まず1つ目に森町での簡易舗装の実績があるのかどうか。

2つ目に、政策提言書にあります以外の町内会などからの要望等が実際あるのかどうか。

3つ目に、現在の森町での私道、生活道路の整備、修繕の具体的な方法についてお願いします。

それと、4番目に森町の町道認定の方法についてお願いいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目の簡易舗装の実績についてですが、平成28年3月末の道路台帳から拾いますと266路線、延長132キロメートル、延長比率で51%が簡易舗装でございます。

また、2点目の町内会などからの要望についてですが、平成27年度は5件、平成28年度は2月末現在で9件の要望がございました。内容は、除雪要望や砂利道の補修、碎石の補

充などでそれぞれ担当課が対応しております。

3点目の私道、生活道路の整備、修繕の方法についてですが、定期的なものは春の雪解け後と秋の年2回においてグレーダーによる道路補修及び碎石の補充を行っております。また、除雪による修繕や要望によるものにつきましては、その都度実施しております。

4点目の町道認定の方法についてですが、道路法第8条の規定に基づき認定しておりますが、私道からの町道認定においても同様の手続で議会の議決を得て認定しております。私道からの町道認定は、最近では平成25年度に1路線、平成26年度に1路線実施しております。

以上、4点についてお答えいたしました。町道全体を見た場合でもいまだ約4割弱の96キロメートルが未舗装であり、生活道路の整備とあわせながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） それでは、再質問させていただきます。

96キロが未舗装だということになっているわけですが、意外にその数字を聞いて多いのかなというふうに思っています。印象的な話を言いますと、旧砂原町においてはほとんど舗装されているのかなというふうに思っている部分があるのですが、残されているのは旧森町における私道の部分が多々。よく話を耳にするのは、町内会とか、議員も初め各町内会ごとというところ、常盤町、森川、鳥崎とかが非常に多く私道に関しては残されている部分が多々あるかと思えます。それは、まだ先輩議員の方々がいろいろ活動している中で、やってもなかなか進んでいかないというのが実態なわけです。それで、どうもそれというのは、本来であれば私道なわけですから、なかなか町としてもやりづらい部分があるのです。けれども、それが進まないというのは、ほぼ権利関係の部分がいろんな部分で邪魔している部分があるのだという話はよく聞きます。

そこで、それを実際誰がやるのかといった場合に、やっぱり地元の権利者関係が調整したら、順次町としてはやらざるを得ないという状況があるのだと思うのです。というのは、先ほど最初に言いましたように、私道を生活の中でどうしても不便を感じている人がいるわけですから、それをどういうふうな形で進めていくのかと。ただ、予算的な問題も当然ありますし、今回の質問の中身というのは簡易舗装をしたらどうかという話なのです。先ほど51%が簡易舗装をやっているという話なのですが、意外に多いのかなと思って聞いたのですが、その中身的な話を言いますと、実際の舗装の部分、町民が道路の問題で困っている人たちというのは、先ほど言いましたようにほこりが立つとかの問題があって、立派な町道をつくってほしいとかという認識はしていないのだと思うのです。だからこそ、簡易な3センチか4センチほどの舗装でも、あるいは側溝がなくても構わないのではないかなと私は思うわけです。そういう形のものの舗装をやることを可能にすることによって、もっと舗装率が上がっていくのかなと私は思うわけです。

それで、ほかの町のいろんな形の、どういう形で行われているのかちょっと調べてみたのですが、近隣で函館市が私道の簡易舗装整備要綱というのをつくっています。いろんなところであるのですが、一番身近なところでそこがあるのですが、要するにこれを読んでみますと、不特定多数の者の通行の用に供され、市道に準ずる機能を果たしている私道については、簡易舗装整備を市が行うことにより地域住民の生活環境の向上及び利便を図ることとして、そういう要綱をつくって各いろんな町内会とか地域団体の要望を受けながら進めているわけです。

さらに、ほかの町、もっと進んでいるのかなと思ったのは、白老町においてはどういう形でやっているかということ、路線別によって地域情報とか道路情報を十分に分析して、点数評価によりランクづけをしているということです。そして、箇所選定マニュアルをつくって、優先順位をつけて予算の範囲内で順に実施している方策をしていると。これは、公平性の観点からいっても、どこが一番困っているかは、点数を重ねていきますから、そういうことによって進めているというのがあります。

とすれば、森町においてもそういう形のものを、舗装のやり方というか、簡易舗装についてのきちとした要綱をつくるなり、あるいは森の場合は町道の認定については明確な手続というか、条例というか、決まりはないのです。それをつくるなりしながら、各計画的に沿った形で住民の要望である生活の不便にならない、快適な生活ができる環境をつくる上では、今言いました簡易舗装に関する要綱をつくるなりする必要があるのだと思うのです。そういうことも考えて、再度今後どうしていくのかについての答弁をいただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町内、未舗装の場所、道路がたくさんございます。もちろんその中に私道であるがためにどうしても舗装ができない、そういったところが多く見受けられるのはもっともだと、そのように思います。そしてまた、解決するためにはやはりもともと基本적으로ございます規定に基づいた、個人的な所有地のままであれば舗装もなかなか難しいということで、昔から皆さん方に何とか理解を求めているわけでございますけれども、そういったことでいまだに個人の所有地のままでは町としてはその上に手をかけるわけにはいかないと。これは、松田議員もご理解されていることだと、そのように思っております。これにつきましては、町で要綱をつくったから解決するわけではありません。基本的なものは基本のこととして、そこをクリアしなければ次の段階には行けないと、そのように思っております。

あくまでも地主さんや地域の方々がここを何とかしてほしい、そういうものにつきましては昔から町でも取り組ませていただいてまいりました。しかし、どうしても道路幅が規定に合わない、それから用地の確保が困難だ、それから用地をお持ちの地主さんの理解が得られない、そういったことから今現状があるのかなと、そのように思っております。私たちもいろんな機会を得ながら、地主さん、それから持ち主さんには接触をさせていただ

いて、何とか理解を求めているわけでありますけれども、なかなか雪解け、それから冬の間のこぼこ、それを解消するには本当に舗装してあげるのが一番いいのですけれども、そして簡易舗装の場合はどうしても弱いです。その弱い部分をやっておいて、また何回も直すよりも、きちんとした根本から直さなければ、最終的に住まわれている、そこを生活道路に使われている方は満足できないと、そのように思いますので、今後いろんなときに努力しながら、何とか地主さんのご理解、それから町でもいろんな知恵を絞りながら進んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと、そのように思っております。

認定につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、なるべく先に進むように努力をさせていただきながら、それからまた道路幅が足りない部分にも側溝のつくり方というもので、今側溝そのものを道路として活用できる技術がございますので、いろんなことを勘案しながら今後も進めてまいりたい、そのように思っております。

答弁としては以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 最初の質問で遅々として進んでいないという言い方しました、私。実際そうだと思うのです。では、だれがそれを進めていくのかという話なのです。町が主導で進めないと、なかなか進んでいかない。そして、権利者の問題とかいろんな問題がある、それはわかっています。だけれども、それを、では町で全部やっていくのですかという話にはならない。住んでいる人たちがどういう考えを持ってやっていくのか。そして、最も簡単な話なのです、要するに。夏場はほこりが立たない、雨が降ればぬかるみができない、そういう道路だけなのです、欲しているのは。側溝なり降水量が少ないところなんて、そんなに舗装なんて傷みません。だから、町道認定する場合に交通量調査するのではないですか。側溝までの道路なんて必要ない場所が多々あるわけです。一番に権利関係の問題があつて、それはきちっと承諾があればできる場所ってまだまだあるのだと思います。そして、具体的なそういう場所というのを折衝もしていないはずなのです。そして、どのくらいそういう道路があるかを把握していないのだと私は思うわけです。それをこれから把握することによって、そしてきちんとした決まりをつくって、管理は舗装した後は利用する人たちが直してもいいではないですか。そういう方法もあるわけです。だから、町道に認定する必要はないのです。逆に先ほど町道に認定する場合に、地主の権利関係の現状をいろいろ調べていく中で町道で舗装しているのです。その部分が私有地のままなのです。そういうものが多々出てきた。そうしたら、地主に聞いたら、そんなのわからないという話なのです。もう時間がたってくればそういう問題も出てくる。だとすれば、そういうようなことに関してはまだ別に置いたとしても、その辺の町民が、住んでいる人たちが本当の要望していることを実現できないわけです、そういう法的なことどうのこうの。それよりも、最も簡単な方法で実現する方法を考えるのが行政ではないですか。それを考えてほしいということなのです。

さらに、ほかの町でどんどん進んでいる部分がある中で、なぜ森町がそういうのをつくろうとしないのかなと思っているのは、いろんな決まり事をつくらない。場所、場所によ

って、道路の状況に応じてやるという話を言うのです。では、状況に応じた形でやっているのかといたら、やってもいない。それが現状ではないですか。だから、今後再度その辺のことを踏まえて、私はきちっとした形でつくりながら進めていくべきだと思いますし、いろんな要望が二、三件、2件とか9件とか上がっていると、先ほど要望が上がってきていると言っていますが、現実的にはもっとまだまだあるのだと思います。ただ、もう今の社会状況からいって、最も基本的なインフラの一つだと思うわけです、道路が。その部分がもう長年にわたって舗装もされないし、そういう状況に諦めているのです、住んでいる人たちは。だから、要望も上げなくなっている。それが現実なのです。それが現状なのです。だから、それをもっと掘り起こそうとすれば、もっと身近なところの意見を吸い上げるには、再度自分の周りの住んでいる環境をどうやってよくするかを考える必要があるのではないかと。それを町民に、住んでいる住民に求めるのか、それともその情報というのは行政が持っているわけですから、少なくとも。それを把握した上で進めていかないと、いつまでたっても何十年たっても同じです。もう一度言いますが、もう人口減少が現実ですよ。そんな立派な道路は必要ないのです。ただ、先ほどから何回も言っていますが、ぬかるまない、ほこりが立たない、そういう道路だけなのです、欲しいと思っているのは。

○議長（野村 洋君） 松田議員、まとめて。

○14番（松田兼宗君） そういうことで、再度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと簡易舗装が欲しい、簡易舗装だけでも十分これが満足できるという松田議員のご意見もございますけれども、舗装した場合に舗装した後の影響というのは非常にいろんなところに波及効果がある。やはり舗装するからには、その上を表層水、雨水が走り、きちんと排水できる、そこまでちゃんと考えるのが役場の仕事なのです。そんなに簡単に考えてそれだけでいい、それで済む問題ではないです。それは、ぜひ勉強していただきたいと、そのように思っております。

そしてまた、各町内会からも町内会の中のこの道路を何とかしてほしい、先ほど簡易舗装した道路以外にも要望は上がってきております。そういう中で、では町内会では優先順位としてどうなのでしょうかと。やはりそういった順位をつけていきますと、先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、どうしても地主さん、その土地の所有者の問題に最終的に当たっていくのです。解決できないということではなくて、いつかいろんなところで道路を今現在私有地として生活道路に活用させていただいておりますけれども、それをきちんと連絡をとれるような体制は町でもずっと継続してとらせていただいております。それを今現在の持ち主さんはなかなか理解をもらえない状況ですけれども、いつかそれが町として協力、また向こうの理解を得られたときに皆さんの要望にきちっと応えることができると、そのように思っております。これからも諦めずに、こういったことで進めてまいりますので、どうか皆さん方もそういった機会に地主さんと接触する機会、

またどこかでお話しされる機会がありましたらご協力いただけるようによろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 私道の整備、修繕と簡易舗装についてを終わります。

昼食のため午後 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 8 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、私有地の土砂災害、水害対策について。

○14番（松田兼宗君） それでは、午前に引き続きまして 2 問目に入らせていただきます。

私有地の土砂災害、水害対策についてということで質問させていただきます。平成27年に土砂災害防止法に基づいて東森町の高森山周辺の一部が土砂災害警戒区域に指定されました。関係住民を対象にした説明会も開催されております。また、高森山山頂には東森町内会が津波一時避難通路、場所の整備を町の助成のもとに行い、今年度はコミュニティ助成事業の助成を受け、災害時に利用する防災グッズなどを保管する防災倉庫の設置を完了しております。一方で高森山の急傾斜地の下の水路からの洪水の心配が以前から住民の間で指摘されておりました。それで、そこが今年の台風 9 号のときに現実なものとなりまして、1 軒の床下浸水の被害が発生しております。私有地内ということで、公的な対策が進んでいないのが現状だと思います。この高森山周辺は、森町内で法律で指定された土砂災害警戒区域の中でも住宅などに被害が及ぶおそれがある場所であります。優先的に整備が必要な箇所であると考えておりますが、いかがお考えか。

さらに、私有地での対策を講じる場合は、土地の所有者が行うのが原則であります、資金の問題などでもあり、個人での対策を講じるには限界があります。また、私有地の対策を行政が行うのも難しいのが現状だと思います。しかし、災害が発生し、町民の財産に被害が発生する前に人命にかかわる災害が発生する前に行政の対応として私有地の土砂災害、水害対策工事などの補助金制度が必要だと考えるわけです。それについてどう考えるかをお願いします。

それと、災害対策の専門家も時間や費用がかかる私有地の整備を行政が中心に着実に進めることが大切とされ、対策を少しでも早く進めるため優先的に整備が必要な箇所の基準を見直して対策を絞り込むことも検討すべきだとされております。

以上、お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

土砂災害防止法は、警戒区域及び特別警戒区域の指定によりハザードマップ作成等の警戒避難体制整備や土地利用規制等のソフト対策を推進する法律であり、ハード対策につい

ては基本的に対象としていないことから、砂防、急傾斜地施設の整備等についてはそれぞれ関係する法律に基づき実施されることとなります。加えて、人家5戸以上の保全対象がある危険箇所は全国で約21万4,000箇所ありますが、整備率は約4分の1であり、今後も膨大な予算と時間がかかると予測されているところでございます。また、私有地における崖地の対策につきましては、議員も理解されているとおり、第一義的には土地所有者が対策を講じていただくということになると思いますが、担当部署において現状把握に努めながらどのような対応策が可能なのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 全くそのとおりだとは思いますが、私有地というところが非常にネックなわけです。私も私有地だとなかなか難しいよなと思っていた部分があります。ただ、よく考えて、ほかのことが目についた場合に……目についたというか、ほかの補助対象といろいろやっているわけですね、町の。今回についても、私有地だから一切できないのかといたら、やっているわけです、実際森町においても。それは、具体的に何があるのかなと思っていたら、例えば森町の水道未普及地域飲料水確保対策事業補助金とか、ペレットストーブの補助金に対してもそうですよね。さらに、太陽光発電システムの設置補助金も出しているわけです。それについて全部私有財産に対して出しているわけです。そういうことからすると、私有地だからといって全く土砂災害に国の、振興局の指定された中で、確かに町長先ほどおっしゃっていましたようにソフト対策でしかないということが書いているのです、災害防止法の中では。だけれども、現実的に、例えば例を挙げますと、石川県の羽咋市のところがやっぱり同じことで平成26年8月に同じような場所で私有地で、だから自分で少しやっていた、手をかけていたみたいですがけれども、その大雨降ったときに実際に災害が発生して死亡しているわけです。そういうことというのは、道内においては利尻で起きたり、さらに栃木県の鹿沼市においても平成27年に同じような状況で1人が犠牲になっているわけです。特に石川県の羽咋市においては、事故発生した後、崖地防災対策工事等補助金交付金要綱とその後につくっているのです。だから、事故があった後そういうことをやり始める。そうではなくて、私はそういうふうなのではなくて、やっぱりその危険の地域に対しては手をかけていかざるを得ないのではないかな。行政の手助けがないとできない、いつまでたっても進まない。さらに、今の東森、高森地域ばかりでなくて、森町においては特に危険な箇所というのは鳥崎の周辺、上台側の崖とか、あるいは鷲ノ木小学校の下の崖地もあるわけですね。そういうような住宅地が実際にある場所の対応というのは、私有地だからといって進められているのが現状なわけです。だから、それをどうやって解消し、地主に全部任せてといっても、そんなことできる余裕ある人なんていうのはいないわけです。とすれば、早急な、すぐにできるような問題ではなくて、もし万が一の場合があってからでは遅いのです。だから、今からでも予想されているわけですから。そういう場所、大雨が降ると崩れる危険があるということはもうはっきりして

いるわけですから。予測できない場所ではないのです。だから、その場所に対して何らかの行政の手助けがあってしかるべきではないかなとは思いますが。だから、実際に先ほど言いましたように私有地だからといって全く行政は手助けしない。先ほどの午前中の私道の問題もそうですけれども、私道というのは一切行政がかかわっていないのかといったら、先ほど言いましたようにやっています。だから、そういうことを考慮して、水害、土砂災害地域の部分に対しての対策を講じる考えがないかどうかを再度質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、そういう土砂災害、個人地について何とか、私的な部分でありますけれども、町として何とかできないかという再質問でございますけれども、過去をずっとさかのぼってまいりますと、やはり崖崩れを起こして、その下に民家があるとか、いろんなことでは国の政策的な支援をいただいたり、道の政策的な取り組みの中で、私有地であっても、その下にある住宅を守るための工事というのは、森町だけではなく各地域でなされていることと、そのように私も思っておりますし、議員も掌握していることだと、そのように考えてございます。そういったことで、先ほども申し上げましたけれども、ただこの箇所が全国考えますと非常に、21万4,000カ所で整備率は4分の1、まだ4分の3残っている。そして、しかも1カ所にかかる費用というのは、先ほどソーラーですとかそういう個人の財産にというような、そういう少ない予算ではとても解消できるようなことではない。膨大な予算がかかってくるといったこともございます。全くできないということではないです。何がしか、そういった国の政策や道の対策にのった形でそこが整備されるようであれば非常にありがたい、そういったことですが、そういったことも結びつけながら今後は何がしかは要請行動をしても私は悪くないな。機会あるごとに話はさせていただきますけれども、まず事故が起こったときに人命がきちんと守られるように、災害が起きないように、例えば住宅や財産はひょっとして土砂崩れでだめになるかもしれませんけれども、今取り組んでおります防災行政無線の戸別受信機によって災害というか、人命を守るための避難行動につながるだとか、そういったことはもちろん今やっているわけですが、それと並行して、すぐすぐ起きるわけではありませんが、どのような対策が必要なのか。先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、現状の掌握に努めながら今後の対策については進めていきたいと、そのように思っております。

ちょっと定かではない答弁になるのですが、やはり費用対効果も一方では考えていかなければならないので、それでも人命に対するきちんとした避難確保、そういったことについてはお金の問題ではなく、町としてもすぐすぐ取り組める部分だと、そのように私は思っておりますので、その点で危険地域にいる町民の方々につきましては理解をいただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 具体的に、例えば先ほど紹介しました石川県羽咋市、どういうの

つくっているかと、いろんな町でそういうことをやり始めている、増え始めているのですが、補助金があればできないという話を言うのです。言うのは、ちょっと違うのでないかという気がするのです。その中身、どういうことを書いているかというのと、上限100万なのです、補助金に対する、個人に対する。だから、自分では工事の負担が大きいから、ある程度の額があればそれに自分のお金を足してやれるという可能性も多々あるのだと思うのです。だから、先ほど言いましたように、水道の問題とかペレットのいろんな補助金がありますよね。それとそんなに変わらないのではないですか、金額的に。100万が上限なのです、見てみると。とすれば、そのぐらいの補助金がどうのこうのというよりも、早急にその対応がわかっているわけですから、そういう部分に対して、やはり金額はそんなに大きくないわけです、午前中の道路の問題も同じですけれども。そういうことを考えて、地主にこういう補助制度をつくりましたので、積極的にそれを活用して、その防災の部分を土砂災害に対応する部分の方法を対応していただきたいということで、そういう制度をつくらないと、いつまでたっても進まない。さらに、先ほども言っているように補助金を当てにした部分ではなくて、自前の予算でそんなに財政的な負担なくてできるのでないかなと私は思うわけですが、その辺をどういうふうに考えるのか。その補助金を当てにしないで自前で、金額的にいって上限で100万程度なわけです、ほかの町見ても。その辺、実際にそういう部分がありますので、その辺を考慮した場合、やっぱり補助金を当てにした部分が待っているのか、すぐにでもそういうのをやっていくことを考えるのかどうかの検討するかも含めて、再度最後に質問して終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員のお話にもありますように、補助金は限度額100万というお話を他の自治体でやられているということですが、私どももほかに新エネ対策や、あと飲料水確保対策として確かに補助金は出させていただいております。それについては本当に飲料水対策は必需品だということで、これは創設されたものだ、というふうに理解しておりますし、これはやっぱり飲料水に困っている場所というのは、生活するためには間違いなくそれがなければいけないということで、私も継続させていただいているところです。最終的には、上水道や簡易水道を引くのがその補助のかわりになる政策だというふうに理解しておりますけれども、また新エネにつきましてもCO₂の低減ですとか、新エネにかわっていきながら最終的には地球温暖化に寄与するという、この防災対策に対する補助とは性質の異なるもの、目的の異なるものだ、というふうに考えております。そしてまた、補助を出したからといって、今具体問題として不自由されていない地主さんや建て主さんにとっては、まず取り組むかどうか、これはちょっとわからない部分だと、そのように思っております。安易に、またその補助制度をつくるべきでもないというふうに私は考えます。

先ほど1番目の答弁でも申し上げましたけれども、現状の掌握や本当にすぐすぐ対策が必要なのか、そういったことも含めまして、この掌握に努めながら今後の対策、そこに対する町としてどのような方向性を持って取り組んでいくのか、そういったことを持って検

討していきながら、これについて対応していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 私有地の土砂災害、水害対策についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、8、町政執行方針について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

町政執行方針について、平成29年度の執行方針の中から以下の点について伺います。

1番、定住対策について。からまつの森の分譲については、従前どおり継続して販売されると思いますが、今後定住等を前提とした無償提供は考えられないか、町長の考えを伺います。

2番、地域新エネルギーについて。農業水利施設を活用した小水力発電の可能性を探るため、事例の蓄積や情報収集に努めるとあります。可能な場所は幾らでもあると思います。情報収集と同時進行で町の助成も含めて今年度中に設置してみてもどうか伺います。

3番、環境衛生について。ごみの不法投棄は依然として減少していないとあります。大人への啓発活動だけでは対処できないのも現実です。幼少期からの教育とごみ拾い等のボランティア活動が最大事と考えます。教育現場の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

大きく3点についてご質問いただきましたが、1点目の定住対策について、平成14年度より分譲しておりますからまつの森につきましては、平成29年度も引き続き分譲販売を行うこととしております。現在分譲可能な区画は残り11区画ありまして、町ホームページ、首都圏でのプロモーションPRやちょっと暮らしでの案内などで幅広い年齢をターゲットとして全国に発信しているところであります。さて、議員ご提案の今後の定住等を前提とした分譲地の無償提供についてですが、当該地を自然環境や景観のよさなどから本州方面より避暑地等の目的で購入し、既に定住している方々がおりますことから、平等性に欠け不公平感を招くおそれがあるものと思われれます。からまつの森の価格につきましては、販売開始当初から住宅の早期建築を条件に買い求めやすい価格で販売しており、今後も広くPRすることやちょっと暮らしでの分譲地案内をしていく中で残り区画の販売を通じて定住化の促進に努めていきたいと考えております。

2点目の地域新エネルギーについてですが、農業水利施設を活用した小水力発電は、さまざまな場所で可能性があると考えておりますが、一定程度の出力を得るには安定した水の流量と落差が必要です。平成28年度には北海道企業局のアドバイザー制度を活用して、濁川ダムでの小水力発電の可能性について検討を行いました。落差はあったものの、流量が少ない時期が多く、発電には不向きとの結果となっております。また、そのほかの町内の農業用水利施設も国や北海道と連携をとりながら事業可能性の調査や他の地域での取り組み事例などの情報収集を行っていきたいと考えております。さらに、小水力発電事業

につきましては、事業に対して国や北海道の助成制度が充実していることから、町といたしましては現地の情報提供や法令上の手続など、助成金とは違う形でサポートが重要ではないかと考えております。

最後の３点目の環境衛生につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

私からは以上です。

○教育長（香田 隆君） 宮本議員の３つ目のご質問にお答えをいたします。

初めに、幼稚園では保護者による駐車場のごみ拾いや先生の清掃時に園児と一緒にお手伝いなどを行っております。

次に、小学校ですが、日常的な実践といたしましては、学校の環境衛生の一環といたしまして、清掃活動を行っております。学習といたしましては、小学校４年生においてリサイクルプラザの見学などを行っております。また、小学校３、４年生では社会科副読本を活用し、ごみについての学習を行い、道徳の時間においては小学校１年生から中学校３年生まで自然愛護学習を行っております。さらに、町内会クリーン作戦への参加の呼びかけなども行っております。

中学校につきましては、総合的な学習の時間の中で環境学習、福祉奉仕活動として独自のクリーン作戦や地域清掃を行っております。

以上が現在つきましております主な内容でございますが、今後とも環境教育の充実に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 定住対策ですけれども、考え方としまして、定住していただくというのは大前提でありますし、それがベストなことは言うまでもありませんが、今の空き家問題等もひっくるめまして、昨日、一昨日、町長からお話伺ったこともありまして、農大の生徒たちに来ていただいて、農家への援農をやっていたというお話も伺った経緯があったのですが、今はどうしても定住しなければならぬという意欲が薄れてきている時代でもあると私は思っているのです。観光が大事にされるというのは、それからいきますと経済的にメリットがあるから来てくださいという話になるわけでありまして、定住でなく、例えばちょっと暮らしでも何でもいいですが、そこに定住していない人が来て経済活動をやってくれるということは、非常にこれはメリットのあることなのです。定住していれば、それなりの手当でも、社会保障から何かからやっていかなければなりませんから、それなりの経費もかかるわけでございますけれども、そうでない方については経済活動してくれた分だけは町に効果があるという考え方になろうかと。そういった意味で、定住でなくても、とにかく住んでいただきたいというのが１つありますし、今申し上げました空き家からいっても、それを活用した、ちょっと住んでみたいみたいな、そういった活動をもっともっとやるべきだというふうに、基本的に私はそういったベースがあるものですから、この提案させていただいたのですけれども、おっしゃるとおり今までずっと有償で販

売してまいりましたので、なかなか難しいなというのは当然わかっておりましたが、やはり思い切ったアクションを起こしていただくというのが、先ほど梶谷町政の2期目だという話もありましたけれども、そういった時期にも当たっているのかなと、私はそんな気が実はしておるのです。だから、難しい面があるという、それも理解できますので、私が今申し上げましたようなことも参考にさせていただいて、あらゆる施策を統合するような、単なる空き家なら空き家だけに特化しないで、総合的な施策が必要だと思います。そういった意味で、このからまつを取り上げてみましたけれども、この後、今第3次の部分も残っているわけですが、あれは今後どうなっていくかわかりませんが、今残っているのが11区画というふうなことで、それは今までどおり販売、いきなり無償という話にはなりませんから、今までどおり販売されると思いますけれども、残っているのは全部含めて、そういった検討もぜひやっていただきたいと、こんなふうに思います。確かにあそこいらっしゃる方は、お話を聞きますと静かだから来ている、この山の中だからここに静かにいるのだよみたいなことをおっしゃる方もいらっしゃいますし、また別なところに居住していらっしゃる方は、やっぱりちょっと明るいほうがいいねみたいにおっしゃる方もいらっしゃいますし、実にさまざまな人たちが森町にいらっしゃるわけなのです。そして、あいった分譲地の定住対策というのは、隣町の話をついても、次の新たな考えの時代に入ってきているのかなと、こんなふうに思います。60代で来られて、定住されたときはいいのですけれども、70、80になってまいりますと、やっぱり考えなければならないという、常にやっぱり動いていくということを前提にして考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、2番目、小水力ですけれども、これは昨年も申し上げたことがありました。経済的にメリットがあるから個人はやるわけなのです。ですから、本当の小水力といえますのは、事業としてやらなくても個人が取り組む場合が出てきます。そのときに、設置した費用以上にメリットがあれば、これは小水力に黙っていても取り組むわけなのです。そこら辺のあれが必要だと思うのです。実際にメリットがあるかないか。大変失礼な言い方になりますけれども、公園の中に設置された小水力発電、あれはあれで勉強に使ったりとか、いろいろな効用があらうかと思いますが、やはり目に見えて、例えば街灯をつけたらこれだけの明かりがとれましたとか、そういった目に見える形でないと難しいと思います。同じ考え方でいきますと、農家が例えば自分の前に水路があるから、そこを使わせてもらって、小さな発電機設置して、その農家……農家に限りませんけれども、一戸の住宅が全て賄いますというような状況でもあれば、それはどんどん普及していくと思うのです。やっぱりその費用対効果の問題だと思うのです。さきの同僚議員の質問の中でペレットストーブの話ありましたけれども、ペレットもやはり費用対効果を考えて、うんとこっちのほうがメリットがあるなということになれば、どんどんそっちは普及していくでしょうけれども、なかなかそこまで感じていただけないというのがあるから、なかなか広がっていかないというものがあると思うのです。これは、全てそういった原理原則のもので成り

立っていると思いますので、町が事業としてやるか、あるいは個々の個人が取り組めるようなものを推奨していくのかということをいろんな角度から考えていただいて進めていかないと、なかなかこの小水力の発電というのは現実のものになっていかないのかなと、こんなふうに思っております。前にも紹介したことがありますけれども、ああいった全国に多くの余り大金をかけないでやっている先例がありますので、そういったものを参考にさせていただいて、まずは町で、個人にやれと言ってもなかなか広まりませんので、町で少し援助してあげるから、100万ぐらい援助してあげるからとか、まずはワンステップが私は大事ではないかな、こんなふうに思っているのです。そこら辺をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、続けてになりますけれども、ごみの問題ですけれども、これも去年から同じような内容のことを何回も何回も申し上げてきて大変恐縮なところもあるのですが、今第2次森町総合計画審議会をやっております。その中の資料でアンケートをとった、そのアンケートを見させていただきますと、森町に住みたくないという人の第1位はごみが多過ぎると、こういう話なのです。ごみが多いから汚いと、いっぱいアンケートの中に出てきます。何で海岸があんなにごみで汚れているのみたいな話が出てくる。そして、また反対に子供たちのアンケートを見ますと、ボランティアとしてごみ拾いやりたいと。大人の方もそうですけれども、それが1番目なのです。1番目というのは、パーセントとして一番多い。だから、ごみに関する関心というのは物すごく高いものがあると思うのです。子供たちもごみは嫌だ。だけれども、やはりきれいにするためにボランティアとして働きたい。一般の方も全くそう思っていらっしゃいます。先ほど教育長からさまざまな取り組みの話がなされておりましたけれども、もっともっと積極的な取り組みやってもらうというようなことを強く持っていかなければならないと思うのです。こういう席で申しわけないですけれども、大人がだらしないという部分がやっぱり多過ぎると思うのです、不法投棄に関しては。恐らく子供たちはそんなに投げていないと思うのです。大人のほうがやっぱり投げていますと思います、車運転しながらですね。だから、小学生とかの話はそんなになんないと思います。みんながここから、森町から行きたいという人たちは、ごみが嫌だと書いてあるのです、アンケートの中で。だけれども、景観もいいし、何とかここで頑張って、そのためにボランティアやりますというのも、また現実なのです。両方ある。大人が海にわざわざごみ持って行って投げてくる。それを投げていない人たちが拾う。山でもそうです。全く同じ仕組みです。この仕組みを変えていかなければならない。変えていくのは、なかなか私たちではできませんので、梶谷町長がその取り組みをやっていたら、私は必ず町の変化が起きると、こんなふうに思っているのです。そうしないと、定住も人口減も難しい部分が出てくるのではないかと思います。それは、かなり大きなウエートとなって町に貢献する問題だと思いますので、このごみ対策はぜひ積極的にやっていただきたいと、こんなふうに思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

まず、定住化対策としての、宮本議員、からまつの森という例を出して先ほどご質問いただきましたけれども、それにとらわれず、広く、そしてもっと横断的に考えていかなければならない対策だと、政策だと私も思っております。昨年度あたりから非常に各地域でも問題化されております空き家対策につきましてもそうですし、町としての古い公営住宅の対策としても、これも一つの中身に入っていくのかなと、そういうふうに思っております。ただ、今現在からまつの森に対しましては、本当に隣近所に住んでいらっしゃる方がいて、その間にただでもらった方が入ってくるというのは、今までお金を払って住まわっている方については、ちょっと不公平感は間違いなく持たれると思いますので、違う形の定住化対策は間違いなく私も必要だと思っておりますし、これにつきましては昨年新幹線が開業して、間もなく今年でまだ1年しかたたない。そういった環境の中から考えてみますと、まだまだこれから町に対しての交流人口は増えていくと思いますので、そういう方々がどういう物件というのか、どういう環境で、どういう場所であれば住みたいと思うのか。もしくは、森町そのものが余り知られていなくて、過去にも同僚議員からもご質問いただきましたけれども、もっともっと町のPRが必要で、そこから定住化が始まっていく、それから人口増につながっていく、そういった対策になる、そういったことが必要なのかなとも思っております。ですから、からまつの森はただで無償提供はできないかもしれませんが、違ったところで大きな対策としては無償化で提供できるということも、その中にはどこかの可能性があれば取り組んでいきたいなと、そういうふうに思います。

また、小水力発電ですけれども、宮本議員のご質問はやはり個人的なそういうマイクロ水力だったり、そういうことに対する補助を創設してはという内容だったのです。執行方針の中で私書かせていただいたのは、町内にあるいろんな可能性の中で今までとは違う省庁のかかわりが持っている、いろんな町内にあるダムに対する能力的なものを調査させていただいた結果なのですけれども、水が途切れても、その水が流れている間にエネルギー変換しながらためることができないかだとか、そういったことの方向性としては非常にデータとして残っておりますので、今後そのまま発電して送電するというのではなく、他の自治体でも山奥でそういった取り組まれている事例はありますので、そういった情報もとにしながら町としての小水力発電の有効性につなげていきたいなと、そういうふうに考えているところです。

また、ドイツの田舎の町へ行くと、以前にも私申し上げさせていただきましたけれども、直径10センチの配水管の中にまでウルトラマイクロ発電機が内蔵されていて、それから発生したものを全部自宅の電力として少なくとも賄っている、そういった事例もありますので、今すぐ研修視察に行ける環境ではございませんけれども、何かの機会のときにはやはり勉強することも大切なのかなと。今インターネットでは、実際にそういったところまで載っておりませんので、いろんな事例を集めながらマイクロ水力、それからさらに小さいウルトラマイクロ水力発電につきましても地域に普及させて温暖化対策に貢献できればなと、そういうふうに考えております。

また、最後のごみ問題ですけれども、これについては本当に我々町民、大人が一番気をつけていかなければならないことだと思っております。ただ、最近集中的にあちらこちらで雨が降って、その関係で川のそばにある資材や、本当は捨てたわけではないものまで海に流れていたり、それで海岸に漂着したりと。さらに、ほかの国の文字が記されたいろんなごみが漂着するということでは、これは国際的な問題だと思っております。ただ、そこまで我が町でそれを解消するだけの馬力、パワーというのはなかなか難しいことですので、できる限り地域のもは町内、町内をまずきれいにする。そういった観点から、ごみステーションの事業というのも始めておりますし、町内でまた新たなネットというのですか、網ですね、その網の何かいいものも新年度に創設して、もっともっと美化を図れるような、そういった環境をつくっていききたいと、そういうふうに思います。そこには、先ほど教育長も答弁の中で申し上げておりましたけれども、みんなで、子供たちの教育から、それから大人になっても自分の車の中だけきれいにしてポイと捨てるのではなくて、ちゃんとしたごみ処理ができるように、そこにつながっていくように、さらには皆さんから時々ご質問いただきますけれども、花いっぱい運動で町の中を季節によっては非常に美しい状態を保つ。汚した状態を保つと、そこに皆さんがどんどんごみを捨てるということも考えられますので、そういったことで町内をきれいに保ちながら一番最初の定住化にもつながるような政策として今後も取り組んでまいりますことを申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） 大体町長のお考えもわかりましたし、より力を入れて取り組んでいただきたいと思いますのですが、昨年海岸のごみのあれしたときに、中学生等をお願いしてごみ拾いもやりたいのだみたいなお話をなされました。私は、すごく大事な点だと実は思っています。大人が大人にごみ投げるなどと言っても、なかなか難しいですね。ここは、ごみを投げる文化がずっと昔からあるみたいで……これは取り消します。ごみのないところは本当に、町長、ない町ってありますよね。ごみの少ない町というか、見かけない町というか。先般NHKのテレビで福島県の檜枝岐村をやっておったのです。あそこは、こんな山に囲まれた村なのですけれども、その地域で生きていくという方針を立てている村なのです。すごい努力もしているなというようなこともうかがえたのですけれども、本当に町を愛する気持ちがあると、ごみの問題も変わってくるのではないかと思います。子供たちがごみ拾いを真剣にやるというのは、自分で投げたやつ、何で自分たちがやらなければならないのだという気持ちを乗り越えてやるわけですから、それは物すごく訴える力があると思うのです、大人に対する。だから、大人が言って大人が変えれないものを子供たちによって変えていただくというのも、これは大きな力になるのではないかと思います。だから、子供たちがごみ拾いをしてくれるというのは、子供自身のためにもなりますし、町の未来にとっても大きなことだと思いますので、そこら辺ぜひやっていただき

たいと思います。これは、本当に終わりになき戦いかもしれませんけれども、目標といいですか、それをきちんと定めた上で、今年はここまでとにかく取り組むのだみたいな具体的な施策をぜひ教育とあわせてやっていただかないと、なかなかこれは解決しない問題だと思います。

そして、先ほどの小水力の話ですが、これは町長のお考えになっているのは、私と違って規模の大きなことを考えていらっしゃるみたいですが、やはりここの人たちがメリットがあれば必ず取り組むわけです。太陽光がそうですね。初期投資がかかっても、後で利益につながってペイできるということがあるから、太陽光はあれだけ短期間で広がったわけです。経済でやっぱり考えなければだめだと思うのです。ですから、小水力も、繰り返して申しわけありませんが、その家にとってやった人が、家なり地域のやった人が投資しただけの価値はあるなというのを実感できないとだめだと思いますので、ぜひ私の言う、ここに一個でもやれるような、個人がやれるようなものをぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思いますので、最後になりますけれども、そこら辺をもう一回お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、ごみ問題につきまして、私も町の中を歩きまして、いろんなところで気をつけながら、歩いて現場に行くときもごみは拾うようになるべくしております。これを無視して、そのまんま放っておくと、また違う人が捨てるということが、今イタチごっこと申しますか、永遠の課題なのかなと思いますけれども、これは諦めずに続けていきたいと思います。そしてまた、一時期日本の包装……包装というかこん包ですね、バックになっているものがとにかく使い捨て状態に変わってから今のような環境の悪化を招かれているということで、昔はボウルを持ちながらお買い物に行った。ですから、食べ終わるとごみは残らないはずだったのですが、大昔、昔々の話すると笑われるかもしれませんが、御飯支度終わった後に残るものというのは、海岸にぱっと捨ててくると。有機物だったので、逆に海の栄養源にもなっていたのかもしれませんが。今は、それなナイロンですとかプラスチック系が入っていれば、いろんなところに悪さして環境の悪化を招くということで、これは若い人たちはやっていないと思いますけれども、高齢者の方もそんなにやっている方は少ないと思います。徐々にルールをきちんと守っていただくように啓発をしていきたいと、そのように思っております。そして、我々自身も必ず買い物行くときにエコバッグを持っていく、それからスーパーからなるべく袋をいただかないような、そういう心がけも必要なかなと思っておりますので、これは委員会とともに町全体のこととして子供たちの教育からいろいろと啓発活動を続けていきたいなと、そういうふうに考えてございます。

そしてまた、小水力発電ですが、実際にマイクロで発電したものを買い取る金額というのが余り投資をされるような、投資の意欲を湧かないという、そういう今環境だと、そのように思っています。ただ、そうではなく、自賄いをするというような考えの中で、

これが絶対地域のためですとか、そういう環境の悪化を防止するためにプラスアルファになるのだという、そういったことを今後いろいろと資料ですとか実際の現場、そういった情報を集めながら進めていきたい。そして、町民の方に提案できるような環境が整いましたときには、そういったことで提案していきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、9、森商店会との協働について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町商店会との協働についてです。最近の報道などで少子高齢化、人口減少、地域コミュニティ崩壊などといった課題が取り上げられ、我が森町においても無関心でいることはできません。森町は、農林水産業を基軸とした幅広い産業構造であり、それぞれの産業が森町の経済を支えておりますが、人口減少に伴う労働力不足や地元商店街での消費行動の縮小など課題が浮き彫りとなっております。特に商店街の縮小は著しく感じられ、私が小学生のころ森町大通り商店街はさまざまな専門店が軒を連ねる大変華やかな場所であり、尾白内から買い物に出かけるのが楽しみであったと記憶しています。人口減少もさることながら、交通環境、余暇の過ごし方、インターネット通信販売の普及などさまざまな要因がありますが、地元商店街が担っていた重要な役割をこのまま縮小されるべきではないと危惧しております。人々の触れ合いが希薄になっていると言われますが、地域社会に密着した経済活動を行っている商店会は、地域コミュニティの担い手として自治体にはない機能も発揮していると考えております。昔ながらの人と人とのつながりを大切にしている商店会には、このたびの予算委員会の説明資料にもありますように、高齢者や子供への見守りなどにはとどまらず、今後課題とされる交通弱者や空き家店舗への対応、雇用の受け皿など幅広い分野で期待しているところです。森町においては、さまざまな機能と付加価値が期待できるＩＣ型ポイントカードシステム導入へ支援予定とのことですので、商店会が地域社会の役割を今以上に担い、活動を加速していただけたと思っています。また、試験試行ではありますが、行政ポイント制度は自治体と商店会といった異分野でのコラボレーションであり、住民サービスの向上と地域活性化に寄与する事業であると考えております。商店会には多くの期待を寄せているところですが、その活動は一過性のものではなく、地域の方々に深く浸透して果たせることであり、成果を早急に求めずに長い期間で取り組むべきことです。そのためにも商店会と自治体がしっかりと連携と協働を進めなければなりませんので、質問いたします。

まず、1番として、森町として商店会に対して今後どのような活躍を期待しているか。また、商店会と自治体が先駆的な活動を進めるためにも、意見交流や協議会などが重要と思われるが、継続的に行うか。

2番として、行政ポイント制度の今後の展開は。

以上、お伺いいたします。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

地域において商店街は、消費者へのサービスの提供者として安心、安全な暮らしに欠かせない存在であるだけでなく、その町並みは町全体のイメージアップにつながることから、森商店会においてはさまざまな趣向を凝らしながら商店会が持続する取り組みを行うことに町としてできる支援に今現在取り組んでいるところです。また、議員ご指摘のとおり先駆的な活動を進めるためには意見交換や協議の場が必要だと考えており、今年度は森商店会が主催して森町まちづくり検討会を計6回開催したところです。この検討会につきましては、次年度も継続していくと報告いただいております、町は商店会に自立を促しながら、オブザーバーとしての立場でかかわっていきたいと考えております。

次に、行政ポイント制度についてですが、今年度は試験的に転入、出生、がん検診、図書利用においてポイント付与をしてまいりました。今後は、行政ポイントの有効活用を図るため行政サービスの向上につながり、相乗効果が見込まれるものに対してポイントの付与を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） 意見交流を活発に行っていただいて、商店会と森町がそれぞれアイデアが出し合える協議の場を引き続き設置していただけるということですので、ぜひ期待していききたいと思います。

また、商店会の会員の方より担当課の方、大変フットワークがよいというふうに伺っていますので、今後も議論をぜひ深めて、よりよい活動へつなげる協議の場を続けていってほしいと思います。

行政ポイントの件なのですけれども、今後試験運用からいろいろ検証してつなげるという答弁だったかと思うのですけれども、29年度の当初予算には行政ポイントの分が入っていないかと思います。ＩＣカードタイプが実際運用されたときに、また新たな行政ポイント制度が始まるのかなというふうに思っていたのですけれども、例えば図書館のポイントなんかですと、子供たちが大変楽しみに使っているようですので、早い行政ポイントの復活を私も願っているところです。

行政ポイントの点で再質問したいと思うのですけれども、試験運用ということで行われたかと思うのですけれども、ポイントをいただいている利用者とのコミュニケーション、つまりアンケートだったり何か情報収集というのをどのように行ってきたかというところを再質問したいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

行政ポイントのほうについての再質問をいただきました。この利用者のポイントを設定するに当たりましては、まず商店会と役場のほうで情報を共有させていただいた中でこういうものがないのでないかということで提案をさせていただき、現在仮に扱っているところでございます。そしてまた、町民の方から、例えばこういうアンケートとか、そういうものが欲しいとか、そういうものは今現在のところ行っておりませんし、今後についても必要かどうかはまだはっきりと確定はされておりましたが、夏ごろに、今年度取り組んでおりますＩＣ化に対する新しい機械が設定されて、新しくＩＣカードとして使えるように今度はなっていくしますので、その時点で次からどんなものを行政ポイントとしてまたそこに加えるか。また、商店会のほうからもこういうのはどうだろうという協議の場を設けさせていただきながら進んでいき、最終的にはそこで補正を組みながら予算化していくと、そういう流れになっております。これからぜひとも商店会の活性化、それから今までどうしても大きなお店にばかり行きがちだったものが、地元のお店のほうに買い物に行くような、それから何か機会があると利用されるような、そういう取り組みになってくれればよいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○７番（河野文彦君） 私も行政ポイントというのは大変すばらしい制度だと思っています。新しいシステムということで、今まで以上に拡大してやってもらえたらなんていうふうに私も思っているところです。行政ポイントの試験運用の件で私もいろいろ町民の方とお話しして、何点か言われた件をここでちょっと紹介してみたいと思うのですけれども、例えば私の同年代の方ですと、住民票の請求のときの料金だったりとか、もしかしたらＰＴＡ会費なんかもそれで納められるとおもしろいよねというような意見もありました。また、転入ですとか結婚にポイントがついていたのですけれども、ちょっと少ないよねという意見がありました。今回は試験的なものなのですというような話はしたのですけれども、今よその自治体で転入者を増やすために何十万円単位とかで結構現金で支給までしているような町もありますので、その辺をこのポイントで交付できるのであれば、町内の消費にまた結びつくのかなと。また、町主催の何か講演会であったりですとか、そういうときに参加者にポイントを付与すれば、もっとたくさんの方が来てくれる起爆剤になるのではないかなというような意見もありました。

それで、行政ポイントも含めて、このたびのＩＣシステムで商店会のポイントが地域経済活動の域内の循環のかなめ、地域通過となるような、従来にとらわれないような先駆的な発想の転換というのが必要かなと思います。

それで、最後の質問ですけれども、町長が次の時代への本気度を感じるような所見を最

後に質問させていただいて、再々質問としたいと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

行政ポイントにつきましては、本当に移住につながっていただければとか、イベントの参加にも効果があれば非常にありがたいと思うのですけれども、ポイントがなければ移住してこないとかイベントに参加しないというのは、やはり基本的な部分でどこか違うような気がいたします。私的には行政ポイントは、ポイントを付与いただく目的としてはいいのですが、それによって町民の方々が健康になるとか、ほかの自治体では散歩するだけでポイントがたまるといふ、そういったものもたしかあったと思います。ですから、散歩すると健康になって保険税がかからないと、そういった関連づけの中で総合的に町に対しても節約になると。そうしたら、その節約分を行政ポイントとしてまた還元してあげて、町内会の活性化とともによくなっていくのではないかなと、そういうふうにと考えるとところがございます。

そういったところから、いろんなことで商店会、昔から見たら非常にお店のつながりもところどころ途切れていたり、ちょっと昔と変わってきているなと思いますけれども、商店会の中に政策的なものでは、ご高齢の方々の住まいできる場所があれば、お買い物ができなくていいとか、いろんなこともあります。これは、単独の考えではなくて、総合的な町の政策の中でそういったことにつなげていながら、行政ポイントもどんどん活性化していって大いに活用していただければと、そういうふうと考えております。これからは森商店会、本当に先駆的な建設的な取り組みを行っておりますので、ここにはできるだけの支援もしながら取り組んでいきたい、そういうふうに思いますように申し上げさせていただきながら答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森商店会との協働についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

以上をもって一般質問は終わりました。

◎日程第4 議案第19号ないし議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第19号から議案第30号まで12件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第19号から議案第30号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。あわせて、質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案1件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第19号から議案第30号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会により委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時１９分

再開 午後 ２時１９分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に三浦浩三君、副委員長に宮本秀逸君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月７日から３月14日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

３月７日から３月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月15日午後1時30分開会といたします。

延会 午後 2時20分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成29年3月6日

森町議会議長 野 村 洋

森町議会議員 檀 上 美緒子

森町議会議員 河 野 文 彦

平成29年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

平成28年3月15日（水）

開議 午後 1時30分

休会 午後 2時49分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成29年第1回 森町議会3月 会議付託議件
議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第21号 平成29年度森町一般会計予算
議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第31号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第32号 平成28年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 6 議案第33号 工事請負契約の一部を変更することについて
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 8 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 9 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 10 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 12 同意第5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 13 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 14 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 15 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 16 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について

- 17 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 18 意見書案第 1 号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書
- 19 意見書案第 2 号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書
- 20 意見書案第 3 号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 21 議員の派遣について
- 22 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16 番 野 村 洋 君	副議長 1 番 三 浦 浩 三 君
2 番 菊 地 康 博 君	3 番 加 藤 進 君
4 番 黒 田 勝 幸 君	5 番 山 田 誠 君
6 番 檀 上 美緒子 君	7 番 河 野 文 彦 君
9 番 小 杉 久美子 君	10 番 久 保 友 子 君
11 番 木 村 俊 広 君	12 番 西 村 豊 君
13 番 堀 合 哲 哉 君	14 番 松 田 兼 宗 君
15 番 宮 本 秀 逸 君	

○欠席議員（1名）

8 番 佐々木 修 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	佐々木 陽市郎 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	菊 池 一 夫 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	山 田 真 人 君
収納管理課長	池 田 仁 志 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君

保健福祉課参事	千	葉	正	一	君
保健福祉課参事兼	金	丸	由	子	君
保健センター長	島	田	起	信	君
住民生活課長	山	本	宏	憲	君
環境課長	宮	崎		涉	君
農林課長	鈴	木	修	一	君
農業委員会事務局長	黒	川	安	明	君
水産課長	岩	瀬	英	一	君
水産課参事	寺	澤	英	樹	君
商工労働観光課長	横	山	崇	裕	君
商工労働観光課参事	富	原	尚	史	君
建設課長	落	合	浩	昭	君
砂原支所長	角	野	雄	平	君
地域振興課長	伊賀	野	美	子	君
兼地域振興係長	若	松	幸	弘	君
兼町民・年金係長	香	田		隆	君
保健対策課長	安	藤	弘	仁	君
教 育 長	宮	崎	将	光	君
学校教育課長	中	島	勝	尊	君
社会教育課長	澤	田	義	則	君
兼公民館長	渡	邊	孝	教	君
生涯学習課長	金	丸	義	也	君
兼生涯学習係長	金	丸		樹	君
兼体育館長	柏	渕	明	茂	君
兼青少年会館長	坂	田	則	仁	君
給食センター長	石	島	裕	幸	君
さくらの園・園長	小	松	英	章	君
病院事務長	山	下	成	一	君
上下水道課長	澁	谷	直	輝	君
上下水道課参事	東	谷		樹	君
消 防 長					
消防次長					
兼庶務課長					
消防署長					

○出席事務局職員

事務局 長	藤	田	司	志	君
次長	村	本		政	君
議事係	喜	田	和	子	君
庶務係					

○会議に付した事件

- 1 議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第21号 平成29年度森町一般会計予算
議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第31号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第32号 平成28年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 4 議案第33号 工事請負契約の一部を変更することについて
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 7 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 12 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 13 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 14 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について
- 15 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 16 意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書
- 17 意見書案第2号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書
- 18 意見書案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席9番、小杉久美子君、議席10番、久保友子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第19号ないし議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成29年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第19号から議案第30号まで12件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うことにします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（三浦浩三君） それでは、平成29年3月6日、平成29年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件12件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案可決。

議案第21号 平成29年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。(1)、3月7日、出席委員15名。議案第19号から議案第20号の条例等議案の質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第21号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款6農林水産業費、項2林業費、目4林道事業費について事項別明細書により質疑を行いました。

(2)、3月8日、出席委員15名、議案第21号、一般会計予算の歳出、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑及び討論を行い、議案第21号、一般会計予算の採決を行いました。また、議案第22号から議案第27号までの特別会計6予算について質疑及び討論を行い、採決を行いました。

(3)、3月9日、出席委員15名。議案第28号から議案第30号の事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。平成29年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第19号から議案第30号までの12件については、3月7日から3月9日の3日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった諸事項を尊重の上、予算の執行面に十分反映されるよう願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ですが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて、委員長の報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから平成29年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第19号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 平成29年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

○6番(檀上美緒子君) 2017年度一般会計予算案に反対します。

新年度予算案は、昨年度比2割、約20億円の増額で、1桁多い約118億円となっており、シャリテさわらの地域密着型増床やプレミアム商品券といった新規事業、昨年から引き続き防災無線戸別受信機の設置やさわら幼稚園建設関係、空き家対策などの事業や保育料の第2子からの無料化など、住民生活や住民要求に基づく施策が盛り込まれています。また、この3月からふれあいごみ収集の高齢者に対するごみ収集の実施や一般質問で子供の貧困を取り上げた際、教育長から就学支援制度にかかわって入学準備金を実際に必要な時期に支給するとの答弁もありましたし、小学6年生の修学旅行費用負担など、福祉や子育てな

ど住みよいまちづくり、住み続けられるまちづくりへの取り組みは他町に先駆ける点多くあり、町民から喜ばれていると思っています。しかし、その財源は厳しいものがあり、財政調整基金やふるさと応援基金からの繰り入れ、町債が増額しています。繰入金は、昨年度比132.5%、町債は46.1%の増額となっています。予算執行に当たり、優先すべきは住民の利益であり、町民の暮らしや福祉ですから、それに必要な分、基金の活用や町債を否定するつもりは全くありませんが、それが無駄や不正があったり一部企業に偏ったものであれば許されません。

このたびの新年度予算案でグリーンピア大沼株式会社への補助金1億8,800万円の計上は、一企業に偏っていると言わざるを得ません。支援の対象となる事業が設備投資、設備改修、何ら明らかにされていません。さらに、住民還元サービスの検討や運営方針や事業内容をチェックする運営協議会はいまだ設置すらされていません。いわば何に使われるのかわからない、雲をつかむような状況にもかかわらず、補助金の最高限度額1億8,800万円を計上するとは何ということでしょうか。ほかの事業もこうした具体的な内容が決まっていず、説明もできない状況下で予算化していますか。こんなことがまかり通るなら、予算審査特別委員会審議を否定することに等しいですから、あり得ません。グリーンピア大沼株式会社にのみこのような優遇が許されているのでしょうか。グリーンピア大沼売却契約の覚書による町からの補助金、2017年度の単年度分3,800万円であっても、支援の対象事業の内容がそれなりに妥当と言えて初めて予算化すべきであり、まして新年度から3年間にわたる総額の上乗せ限度額1億5,000万を内容が何もわかっていないのに初年度で3年分の全額を予算化しますか。今までのグリーンピア大沼の修繕費もグリーンピア大沼の基金として賃料を積み立ててきた中から具体的な内容が示され、その具体化、その妥当性を検討して補正で執行してきたはずですが、内容がはっきりしてから改めて予算化するべきではありませんか。白紙委任するような予算額をなぜ計上しなければならないのでしょうか。昨年の森町議会12月会議前の全員協議会での説明では、補助金支出に当たって実績や実行に伴ってなされること、そしてこの補助金の額は町が賃貸契約を継続した場合に町が負担しなければならない大規模改修費用として一般財源から大幅持ち出しを避けるため、当然収入として見込まれる固定資産税の10年間分とした額です。つまりグリーンピア大沼株式会社に買ってもらうため、グリーンピア大沼株式会社の要望に沿って正当な資産価値の鑑定も受けず、町民の財産を5,000万で売ったというものの、10年間で4億8,000万の支援をするのですから、差し引き4億3,000万をつけてプレゼントしたと言うに等しい内容となっています。そもそもこの売却の前提は……

(何事か言う者あり)

○6番(檀上美緒子君) 最後まで聞いてください。

そもそもこの売却の前提は、賃料の値上げができず、賃料以上の大規模改修費用がかさむということで、私も12月議会で売却はやむなしと売却に賛成しました。しかし、改めて賃貸借契約書や修繕計画、そして実際にこの間……

○議長（野村 洋君） 壇上議員、簡略に進めてください。

○6番（檀上美緒子君） 補修費として支出してきた内容を見直し、専門家の意見も伺った結果、この前提となった賃料の値上げができず、賃料以上の大規模改修費用がかさむという妥当性が甚だ疑わしく思え、今賛成したことを後悔しているところです。だからこそ、苦しい財政事情にもかかわらず、今またはっきりとしていないのに10年間賃料を積み立ててきた1億5,000万円を繰り入れして、1億8,800万円も一挙に、何に使われるのかもわからない状況でグリーンピア大沼株式会社への補助金として予算化することは認めることはできません。12月議会と同じ轍を踏むわけにはいきません。貴重な町民の財産、税金です。積立金です。確かな、そして町民の利益、住民の役に立つ財政の執行をしようではありませんか。この点からグリーンピア大沼施設整備基金からの1億5,000万の繰り入れ等によるグリーンピア大沼株式会社への1億8,800万円の補助は認められませんので、一般会計予算に反対いたします。

議員の皆様のご理解、ご賛同をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○15番（宮本秀逸君） 議案第21号 平成29年度森町一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

平成28年3月26日、北海道新幹線が開業し、1年がたとうとしておりますが、北海道経済、特に道南地域の経済活性化が期待されるところであります。しかし、我が森町の現状を冷静に見るときに現実には厳しいものがあります。年平均200人余りの人口減少が続き、出生数も毎年確実に下がっております。森町の基幹産業であります農漁業も後継者不足等が現実のものとなり、また去年は台風の影響等で森町の産業でありますホタテの施設が大打撃を受けました。水産加工業界においても慢性的な従業員不足が続いており、外国人研修生に依存している状況にあります。さらに、保育所の統廃合、幼稚園、し尿処理場の改築問題、空き家対策等、差し迫った課題が山積みしております。地方創生のかけ声のもと、まちづくりが求められておりますが、それは毎日、毎年の積み重ねでできているものでございます。

以上のような現実を鑑み、提案された平成29年度予算117億9,312万3,000円であり、昨年度より19億5,777万2,000円増と19.9%と大きな伸びであります。合葬墓も今年度から供用開始となり、長年の懸案であった防災行政無線の戸別設置は昨年より工事が始まり、一段と町民の皆様へ情報と安心感を与えるものであります。予算の伸びには当然財源が必要です。それは、町民の税金であり、町、国の借金でもあります。そして、最終的には全ての方が負担すべきものです。予算の執行に当たっては、最大の効果が期待されます。一円の無駄も許されません。行政は、全ての住民の幸せと安穩を守らなければなりません。

3日間に及ぶ予算案審議においては、真剣な議論の中に建設的な意見提案がなされてまいりました。町執行部にあっては、十分に耳を傾けられ、平成29年度予算を実り多いものにされますことを期待して賛成討論といたします。議員各位の賛同を心よりお願いいたします。

ます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 賛成討論をさせていただきます。

私、細かい文章を用意していないので、手短にお話ししたいと思いますけれども、先ほど反対討論の中でグリーンピアの補助金の件が大分クローズアップされていました。私もグリーンピアの案件のときには反対した立場です。しかし、この議会で多数決で決まった議案に対して、反対した議員も背中を押し出すような、背中を押し正しい方向に持っていくといった行動をしなければならないのではないのかなと私は思います。

先ほど説明の中で1億8,000万の予算が組まれているというような説明がありました。これは、あくまでも予算であって、これは何に使うのかわからない1億8,000万、ただ出すということではないと思います。ですから、その1億8,000万が本当に町民のためになる、この町のためになる予算となっていくかというのは、これから私たちがしっかりと監視していかなければならないことではないのかなというふうに思っています。

先ほど申したように、私は反対した立場だから全てが反対、ましてや足を引っ張るというような発言は絶対してはいけないのではないのかなと。この町のために何ができるか、何をしていくか、まさに背中を押し出すという行動が必要だと思っています。そして、先ほど委員長の説明からありましたように、3日間にわたって各委員熱心な審議のもとに審査を終了しています。そして、予算の諸事項を尊重の上、予算執行に十分反映されるようお願いするというような記載もあります。この予算は、各課が町民の血税をお預かりして十分な精査の上に組み立てた予算であると私は信じております。これから私たち議員全員がこの予算をしっかりと町の町民のために執行されていくということを監視していくのだというところをつけ加えさせていただいて、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 平成29年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 平成29年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 平成29年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第27号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第27号については、可決することに決定しました。
議案第28号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第28号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第28号については、可決することに決定しました。
議案第29号 平成29年度森町水道事業会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第29号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 平成29年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第31号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第31号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第31号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照ください。繁忙期または都市部における宿泊施設の宿泊料の高騰に鑑み、森町職員の旅費に関する条例を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、町外に宿泊する場合に限り、定額の宿泊料をもって実費を支弁できない場合に宿泊料の実費を支弁することにしようとするものであります。

なお、この改正により特別職、議会議員のほか行政委員会や附属機関の委員などの非常勤職員の旅費につきましても森町職員の旅費に関する条例を準用していることから、一般職同様に定額の宿泊料を超えた場合には実費を支弁することとなります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第31号に対する質疑を行います。

○7番（河野文彦君） 近年やっぱり宿泊施設が大分予約をとるのも大変だという状態で、値段も高騰しているようですので、今回の条例の改正で実費で弁済できない部分は実費額

とするというのは、まさに理にかなっているのかなと思うのですが、確認したいのですが、職員の方が出張される際に予約する方法ですね、例えば総務で取りまとめて予約しているのか、各それぞれが自由に予約するのか、そこを確認させてください。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

出張する場合には、その出張する人間が各自で手配しているということでございます。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 最近ビジネスホテルなんかでプリペイドカード付きのプランというのが結構ありまして、最近ですとそこを目玉にして、3,000円、4,000円のプリペイドカードがついているというような宿泊プランが結構目についています。そして、宿泊プラス金券をもらえるわけですから、そして請求書にはそれが出てこないようになっているのです、サラリーマンなんかを使うような。それは、やっぱり町の血税で出張されるわけですから、そういったことのないような倫理規程といいますか、そのようなところを注意してやっていこうというようなお考えがあるかどうかお願いします。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

この実費を超える分を支弁する場合には、原則事前協議としておりますので、そのところにつきましてはしっかり事前協議をしてチェックをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第32号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町一般会計補正予算の第12回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ119億5,041万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページ、5ページの歳入ですが、款14国庫支出金の負担金は障害者介護給付費に係る国の負担分でございます。

また、同じく款15道支出金の負担金は、障害者介護給付費に係る道の負担分でございます。

款18繰入金は、財政調整基金から5,000万円を財源調整として繰り入れるものです。

次のページをお開き願います。歳出ですが、款3民生費の節20扶助費8,000万円は、障がい福祉サービス利用者の増によるものです。

また、款8土木費では大雪により予算不足が懸念されるため、今後の降雪に備え3,000万円の除雪業務委託料を補正しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第32号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第33号 工事請負契約の一部を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（小井田 徹君） 議案第33号についてご説明いたします。

資料のナンバー12を提出しておりますので、あわせてご参照願います。本案は、工事請負契約の一部を変更することについてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、資料のとおり平成28年第1回森町議会6月第2回会議において6月27日に議決をいただきましたデジタル防災行政無線整備工事の請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求めようとするものであります。

1、変更前の契約の金額、6億5,625万1,200円。

2、変更後の契約の金額、6億4,747万800円であります。878万400円の減額であります。

提案理由といたしまして、当初設計では防災行政無線放送を新設のデジタルと既存アナログの2つの操作卓の運用で整備する予定でありましたが、技術的な検討を重ねた結果、新設操作卓1つだけの操作でデジタルとアナログの両方の運用が可能となったことが主な理由であり、工事内容の変更に伴う設計の見直しにより契約金額に変更が生じたためであります。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第33号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

現在委員をお務めいただいております香田隆三氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、8期24年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、職務についても熟知しており、今後におきましても活発な活動が期待されます香田隆三氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第8、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在教育長をお務めいただいております香田隆氏は、本年3月31日をもって退任されることから、新教育委員会制度による教育長の任命に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、増川正志氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、詳細につきましては省略させていただきますが、増川氏は昨年3月まで森町立森小学校長として勤務され、現在森町教育委員会指導主事として精力的に業務を遂行していただいております。教育行政に対しすぐれた識見を有し、教育長として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

日程第 8、同意第 1 号については、同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 15 分
(新教育長 増川正志君 入場)
再開 午後 2 時 15 分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま 4 月 1 日から就任します教育委員会教育長の任命について議会の同意があり、就任されます増川正志新教育長よりご挨拶がございます。壇上にてご挨拶をお願いいたします。

○新教育長（増川正志君） 先ほど議員の皆様のご同意を賜り、4 月 1 日付をもちまして教育長に就任させていただくことになりました増川正志と申します。僭越ではございますが、ご挨拶を申し上げます。

このたびの教育長へのご同意は、身に余る光栄でありました。まことにありがとうございます。反面、その責任の大きさをひしひしと感じておりました。豊かな人と自然に恵まれ、歴史と伝統に培われた森町の子供たちを地域の大切な宝として子供たちの成長を大きな希望として誠心誠意全力をもって森町の教育、文化、スポーツの振興と発展に努め、夢と希望のある人づくりに邁進いたす覚悟でございます。

議員の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、措辞ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で挨拶を終わります。

新教育長はご退席願います。ご苦労さまでした。

(新教育長 増川正志君 退場)

◎日程第 9 同意第 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、同意第 2 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第 2 号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております倉田偉一郎氏は、本年 5 月 9 日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

倉田氏は、平成 25 年 4 月に議会のご同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に

取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど、町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、提案理由のご説明といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから同意第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第10 同意第3号

○議長（野村 洋君） 日程第10、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第3号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております坂本藤吉氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

坂本藤吉氏は、昭和63年11月より固定資産評価審査委員を務められており、長期にわたる経験と実績により委員として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから同意第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第11 同意第4号

○議長（野村 洋君） 日程第11、同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第4号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております小長井朗氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小長井朗氏は、平成21年4月より固定資産評価審査委員を務められており、司法書士としても信頼が厚く、委員として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから同意第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第12 同意第5号

○議長（野村 洋君） 日程第12、同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第5号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員をお務めいただいております磯谷俊仁氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法

第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

磯谷俊仁氏は、平成24年6月より固定資産評価審査委員を務められており、土地家屋調査士としてさまざまな案件に対応実績があり、委員として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから同意第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第13 選挙第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅洋さん、以上の方を指名いたします。

選挙管理委員補充員には、第1順位、森健一郎さん、第2順位、島津孝男さん、第3順位、金谷義範さん、第4順位、谷内絢子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅洋さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

森健一郎さん、島津孝男さん、金谷義範さん、谷内絢子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第14 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第14、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

森町議会の6月と12月に会議を開く日は、現行の規定では第2週目の火曜日及び水曜日と2日間の日程が固定されており、特別な事情があった際には対応することが非常に難しい状況でございます。このことを鑑みまして、今回基本的には現行の2日を優先させつつも、ある程度期間の幅を持たせるように改めようとするものであります。

改正内容としては、森町議会会議条例第4条第1項第2号に定める6月及び12月の開催日を第2週目の火曜日及び水曜日から第2週目の月曜日から金曜日のうちいずれか2日。ただし、特別の事情のある場合を除きまして第2週目の火曜日及び水曜日とするように改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 選任第1号

○議長（野村 洋君） 日程第15、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員の指名を行います。

各常任委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤田司志君） それでは、私のほうから読み上げますので、よろしくお願いいたします。

総務経済常任委員会8名、黒田勝幸議員、佐々木修議員、宮本秀逸議員、木村俊広議員、松田兼宗議員、檀上美緒子議員、久保友子議員、野村洋議員。

民生文教常任委員会8名、西村豊議員、小杉久美子議員、堀合哲哉議員、菊地康博議員、三浦浩三議員、山田誠議員、加藤進議員、河野文彦議員。

広報広聴常任委員会15名ですけれども、議長を除く15名ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時37分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。

総務経済常任委員会委員長に黒田勝幸君、副委員長に佐々木修君、民生文教常任委員会委員長に西村豊君、副委員長に小杉久美子君、広報広聴常任委員会委員長に松田兼宗君、副委員長に久保友子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

（議長、副議長と交代）

再開 午後 2時38分

○副議長（三浦浩三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第16 議長の総務経済常任委員会委員の辞任について

○副議長（三浦浩三君） 日程第16、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○副議長（三浦浩三君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員会委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

（副議長、議長と交代）

再開 午後 3時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第17 選任第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、選任第2号 議会運営委員会委員の選任について行います。

森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員の指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤田司志君） 議会運営委員会、山田誠議員、木村俊広議員、堀合哲哉議員、菊地康博議員、宮本秀逸議員、松田兼宗議員、三浦浩三議員、以上7名です。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時44分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に山田誠君、副委員長に木村俊広君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、意見書案第1号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第18、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第19、意見書案第2号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第19、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第20、意見書案第3号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第20、意見書案第3号は、否決されました。

◎日程第21 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第21、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第22 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第22、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本３月会議に付議されました案件の審議は全て終了しましたので、平成29年第１回森町議会３月会議を終了いたします。

長期間にわたりご審議をいただき、ご苦労さまでございました。

休会 午後 ２時４９分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成29年3月15日

森町議会議長 野 村 洋

森町議会副議長 三 浦 浩 三

森町議会議員 小 杉 久美子

森町議会議員 久 保 友 子